

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2023 >>> 2027

令和5年3月  
鹿児島県日置市



## 持続可能な開発目標「SDGs」

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：外務省 ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム

## もくじ

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の背景と位置付け.....	1
1) 計画の背景.....	1
2) 計画の位置付け.....	2
2 計画の期間.....	3
3 計画の構成.....	3
1) 一般廃棄物処理基本計画.....	3
2) 本計画の内容構成.....	4
4 計画の進行管理.....	5
第2章 地域の概要.....	6
1 位置.....	6
2 面積・土地利用.....	7
3 歴史.....	8
4 人口と世帯.....	9
1) 総人口と世帯数.....	9
2) 年齢別人口.....	11
3) 産業別就業人口.....	13
5 産業構造.....	14
1) 農業.....	14
2) 漁業.....	15
3) 工業.....	16
4) 商業.....	17
6 観光.....	18
7 文化財.....	19
8 開発計画等の将来計画.....	20
1) 第2次日置市総合計画.....	20
第3章 ごみ処理の現状と分析.....	22
1 ごみの種類.....	22
1) ごみの分別区分.....	22
2) 本計画におけるごみ種類の定義.....	24
2 ごみ処理の流れ.....	25
3 ごみ排出量の実態及び性状.....	29
1) ごみ総排出量.....	29
2) 可燃ごみ.....	31
3) 資源ごみ.....	32
4) 不燃ごみ.....	33
5) 粗大ごみ.....	34
6) 有害ごみ.....	35
4 ごみの性状.....	36
1) ごみの組成.....	37
2) ごみの三成分.....	38
3) 低位発熱量.....	39

5	ごみの減量・再生利用の実績.....	40
1)	市民によるごみの減量化・再資源化等.....	40
2)	行政によるごみ減量化・再資源化等.....	43
6	ごみ処理・処分の状況.....	45
1)	収集・運搬体制.....	45
2)	一般廃棄物処理施設.....	47
3)	ごみ処理・処分量.....	49
4)	エネルギー回収量及び温室効果ガス排出状況.....	56
7	ごみ処理体制及びごみ処理経費.....	57
1)	ごみ処理体制.....	57
2)	ごみ処理経費.....	58
8	ごみ処理の評価.....	60
1)	ごみ処理に関する評価標準項目.....	60
9	ごみ処理行政の動向.....	64
1)	わが国におけるごみ処理関係法令の歴史.....	64
2)	廃棄物・リサイクル関連の法制度.....	65
3)	国の廃棄物処理の目標.....	66
4)	鹿児島県廃棄物処理計画.....	68
5)	日置市の計画.....	71
10	課題の整理.....	76
1)	ごみの減量化.....	76
2)	ごみの資源化.....	76
3)	啓発活動の強化.....	76
4)	ごみの分別排出.....	77
5)	中間処理.....	77
6)	最終処分.....	77
7)	温室効果ガス削減に対する課題.....	77
8)	ごみ処理経費の低減.....	78
第4章	ごみ処理基本計画.....	79
1	基本方針.....	79
2	計画目標年度.....	86
3	ごみ排出量及び処理量の見込み.....	87
1)	将来推計の方法.....	87
2)	人口及びごみ排出量の推計結果.....	88
4	減量化・資源化及び処理に関する目標の設定.....	94
1)	減量化及び資源化に関する目標の設定.....	94
2)	処理・処分にに関する目標の設定.....	95
5	減量化・資源化施策実施後の推計結果.....	96
1)	ごみ排出量の推計.....	96
2)	推計結果のまとめ.....	100
3)	処理・処分量.....	103
6	ごみの減量化・資源化及び処理・処分等の基本方針.....	104
7	ごみの発生回避・排出抑制及び再利用・再資源化のための方策に関する事項.....	105
1)	ごみの発生回避・排出抑制及び再利用・再資源化のための基本方針.....	105

2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策.....	106
8 ごみの減量化及び資源化に関する事項.....	112
1) ごみの減量化及び資源化のための基本方針.....	112
2) 分別収集計画.....	114
9 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項.....	117
1) 基本方針.....	117
2) 収集・運搬計画.....	117
3) 中間処理計画.....	118
4) 最終処分計画.....	119
10 不法投棄への対応.....	120
1) 基本方針.....	120
11 地球温暖化防止への対応.....	121
12 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	122
1) 特別管理一般廃棄物.....	122
2) 適正処理困難物.....	122
3) 特定家庭用機器再商品化法.....	123
4) 家庭系パソコンリサイクル.....	123
5) 使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理.....	124
資料編.....	125
資料1：トレンド法による推計手法の概要.....	125
資料2：行政区域内人口（計画収集人口）の推計.....	126
資料3－1：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：可燃ごみ）.....	127
資料3－2：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：粗大ごみ）.....	128
資料3－3：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：不燃ごみ）.....	129
資料3－4：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：有害ごみ）.....	130
資料3－5：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：資源ごみ）.....	131
資料3－6：1人1日当たり排出原単位の推計（集団回収ごみ）.....	132
資料3－7：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・可燃ごみ）.....	133
資料3－8：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・粗大ごみ）.....	134
資料3－9：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・不燃ごみ）.....	135
資料3－10：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・有害ごみ）.....	136
資料3－11：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・資源ごみ）.....	137
資料4：一世帯当たりの人口の推計.....	138
資料5－1：温室効果ガス排出量の算出（一般廃棄物の焼却）.....	139
資料5－2：温室効果ガス排出量の算出（中間処理燃料使用量（A重油））.....	140
資料5－3：温室効果ガス排出量の算出（中間処理電気使用量）.....	141
資料5－4：温室効果ガス排出量の算出（一般廃棄物の収集運搬に伴う使用燃料量）.....	142

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の背景と位置付け

#### 1) 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

平成27年9月、国連サミットにおいてSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が、同年12月には、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

国においては、平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、その中で地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進しています。

続く同年6月、持続可能な社会づくりと総合的な取組に対する将来像を定めた「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、令和元年5月には、資源・廃棄物制約及び海洋プラスチックごみ問題等の幅広い課題に対応するための「プラスチック資源循環戦略」の策定や、令和4年4月には、あらゆる主体によるプラスチック資源循環等の取組を促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

本市では、平成29年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、ごみ処理・処分の4原則（減量化、安定化、安全化、資源化）に加え、4R〔リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕を推進してきました。

今後も、資源が循環し環境負荷が低減される社会の構築に向けて、さまざまな主体がそれぞれの役割と責任を果たし、協働しながら取り組むことが重要です。

このような背景を踏まえ、前計画の評価及び見直しを行い、改めてごみ処理に関する方針を定めるものとなりました。

## 2) 計画の位置付け

本計画は、環境基本法をはじめとする各種法律、鹿児島県廃棄物処理計画、第2次日置市総合計画などの諸計画との整合を図っています。

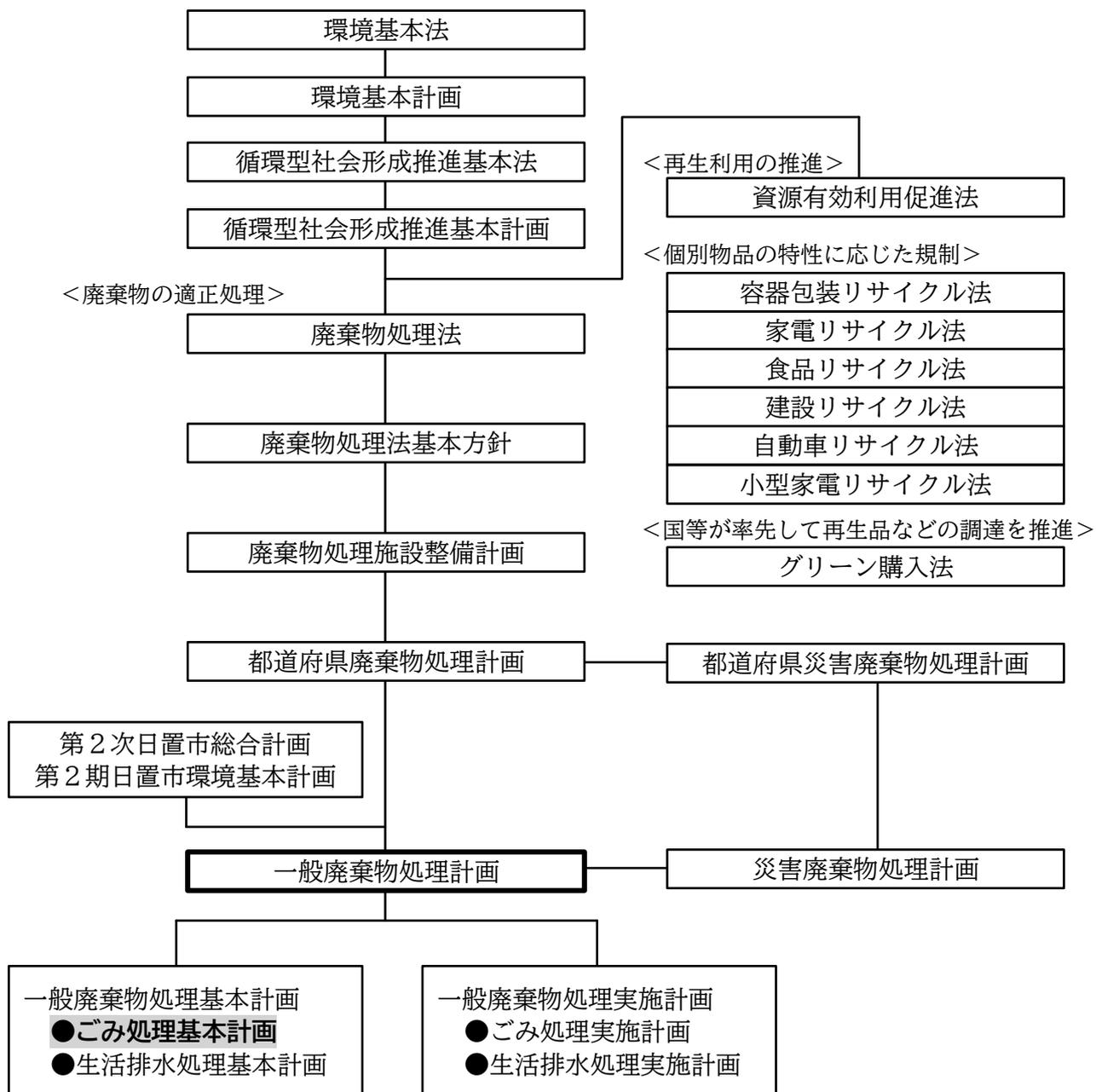


図1.1.1 計画の位置付け

## 2 計画の期間

本計画は、令和3年度を基準年度とし、令和5年度から令和9年度を計画目標年度とします。したがって、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画はおおむね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件の変動によっては、必要に応じて適宜見直しを行います。



図1.2.1 計画の目標年度

## 3 計画の構成

### 1) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されますが、生活排水に関する基本計画は令和4年度を初年度とし、計画目標年度令和8年度として計画がスタートしています。

本計画は、生活排水処理基本計画に続きごみ処理に関する基本計画を策定するものです。



図1.3.1 一般廃棄物処理基本計画の構成

## 2) 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示すように全4章で構成しています。まず、第1章(本章)で計画策定の趣旨を示し、第2章で本市の地域概況の整理、第3~4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめとなっています。

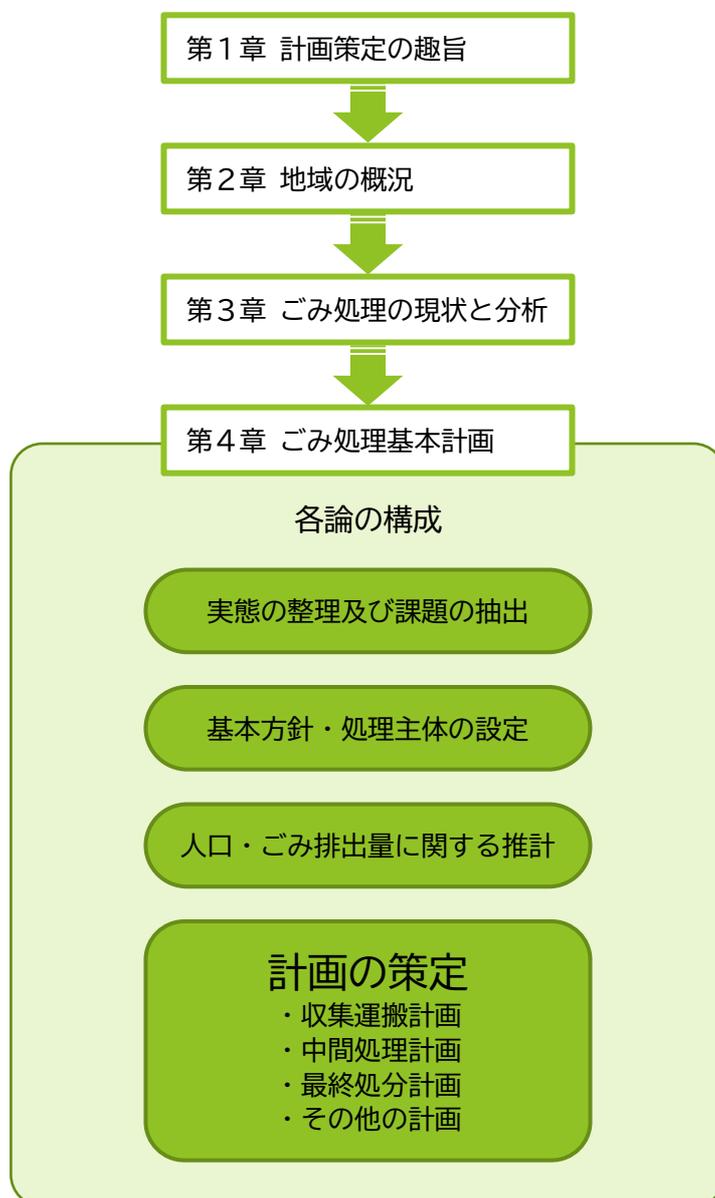


図1.3.2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成

## 4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

PDCAサイクルは「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 破棄物対策課」（平成28年9月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

表1.4.1 計画の進行管理

項目	内容
Plan（計画の策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定・改定します。策定した基本計画は、市民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（実行）	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬、処理（再生含む）・処分していきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Action（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。



図1.4.1 PDCAサイクルのイメージ

## 第2章 地域の概要

### 1 位置

本市は県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市に、北はいちき串木野市と薩摩川内市に、南は南さつま市に隣接し、また、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面しています。

地勢は、主に東側が薩摩半島の脊梁部をなす山地が連なり、西側が海岸平野で形成され、市街地を含む平野は鹿児島特有の火山灰台地で、古くから温泉地として人々の交流が図られ、風情ある温泉街は日帰りや滞在型観光の大きな資源となっています。川はこの地形に沿って東から西へ流れ、各河川が流れ込む白砂青松の吹上浜は「日本の渚百選」にも選ばれ雄大で、吹上浜金峰山県立自然公園にも指定されています。

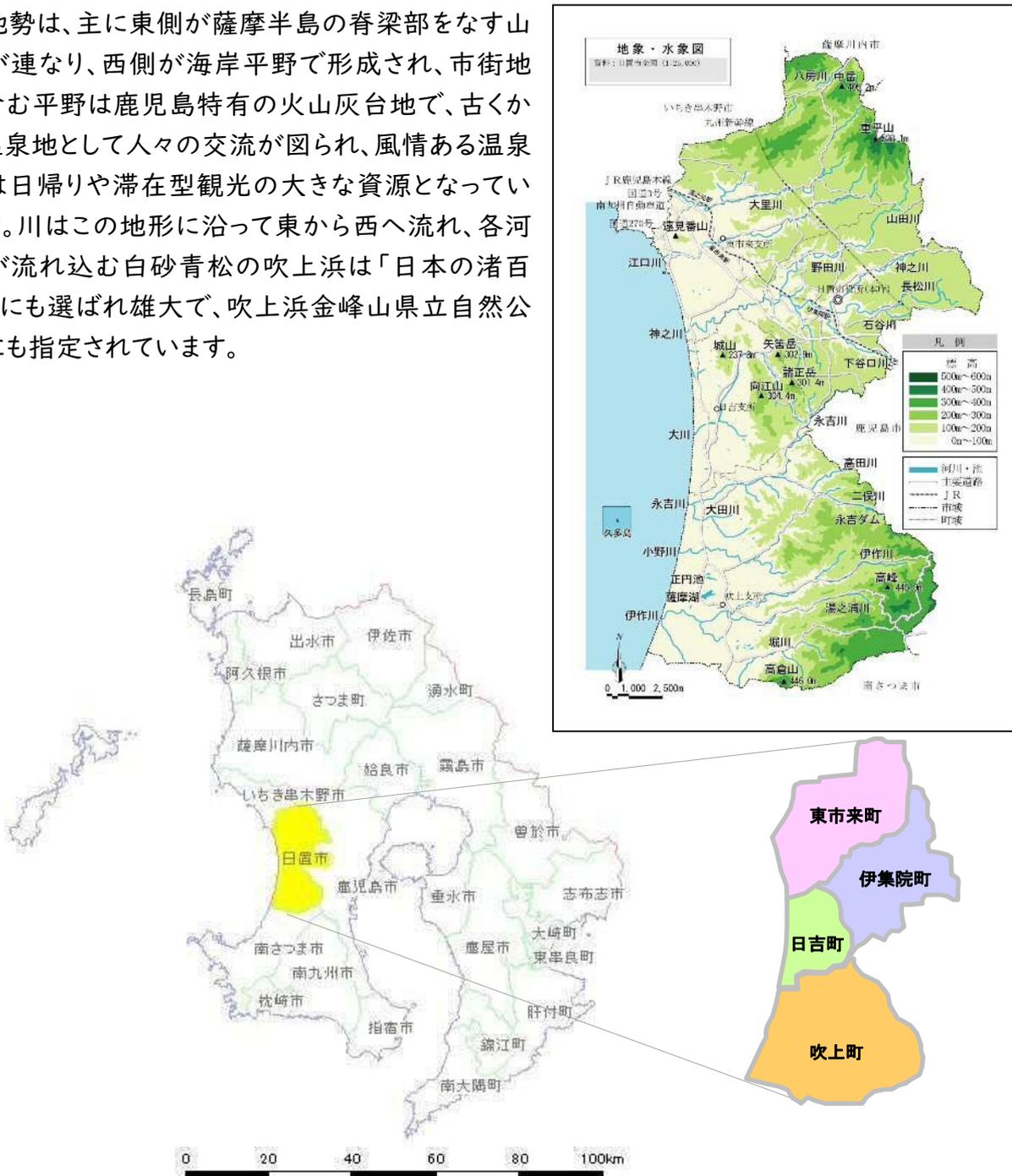


図2.1.1 日置市の位置、地勢

## 2 面積・土地利用

本市の面積は253.01km<sup>2</sup>で、鹿児島県全域面積9,187.01km<sup>2</sup>の2.8%の面積となっています。

土地利用構成を見ると、宅地が6.0%、農地が16.8%、森林が52.6%であり、農地・森林の面積が7割を占める自然豊かな地域となっています。

表2.2.1 本市の面積内訳(令和2年度)

(単位:km<sup>2</sup>)

区分	田	畑	山林・原野	宅地	その他	計
面積	17.69	24.79	133.19	15.29	62.05	253.01

資料:「2020日置市の統計」令和2年度固定資産税概要調書より

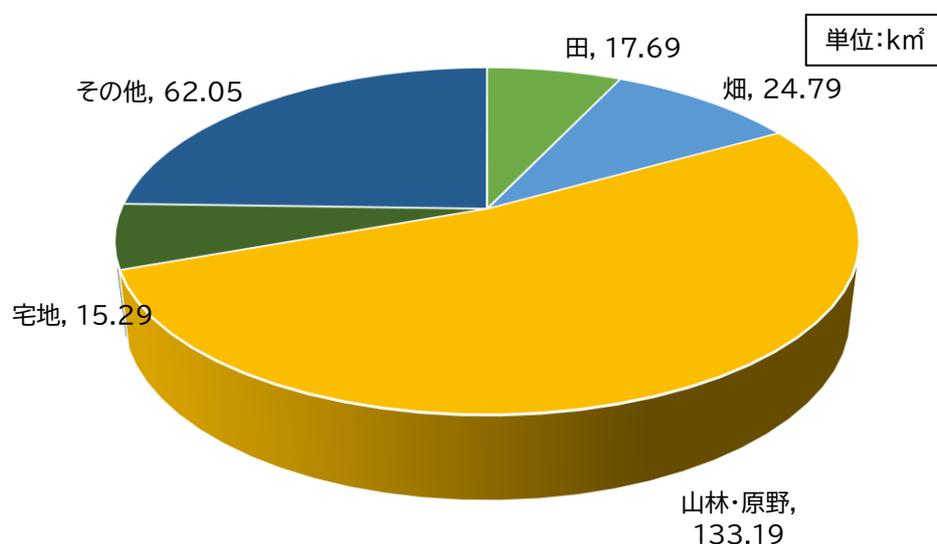
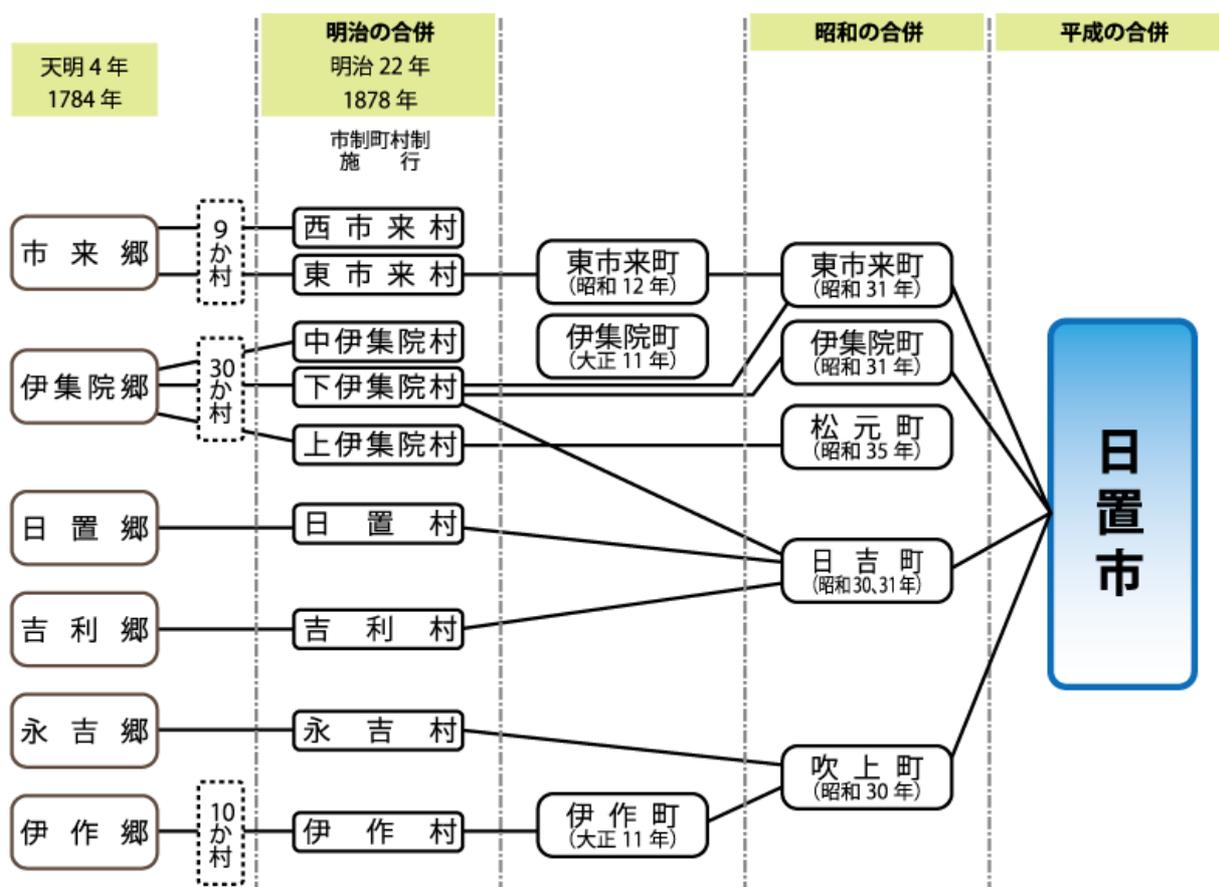


図2.2.1 土地利用面積構成

### 3 歴史

日置市は、戦国大名の島津義弘の菩提寺である妙円寺等の史跡、大汝牟遅神社の流鏝馬、文禄4年頃から日吉地域に伝わるお田植え祭りの「せっぺとべ」などの歴史的伝統行事が今も伝わる歴史の深い地域です。

平成17年5月1日に、旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町、旧吹上町が合併し誕生しました。



#### 日置市誕生までの経緯

- 平成14年10月03日 日置任意合併協議会設立（6町）
- 平成15年01月21日 日置合併協議会設立（6町）
  - 10月15日 第10回日置合併協議会（5町）※市来町が脱退
  - 12月17日 新市の名称を「日置市」と決定
- 平成16年09月02日 日置合併協議会休止決定
  - 10月13日 日置合併協議会設立（4町）
  - 12月07日 合併協定書調印式
    - 12月定例議会4町議会において廃置分合関係議案を可決
  - 12月22日 鹿児島県知事へ廃置分合（合併）申請を提出
- 平成17年03月08日 鹿児島県議会が廃置分合関係議案を可決
  - 03月11日 鹿児島県知事が廃置分合（合併）を決定
  - 03月30日 廃置分合総務大臣告示
  - 05月01日 日置市誕生

図 2.3.1 合併の変遷

## 4 人口と世帯

### 1) 総人口と世帯数

国勢調査によると、令和2年の本市の人口は47,153人であり、平成12年をピークに減少傾向にあります。

平成27年の本市の世帯数は19,649世帯で、人口と同じく平成12年を境に、増加は止まり、平成22年以降は減少に転じている状況です。

人口の減少傾向と比べ、世帯数はあまり減少していないことから、世帯人口は年々減少する傾向にあります。

表2.4.1 人口及び世帯数の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
合計	人口	53,391	52,411	50,822	49,249	47,153
	世帯数	20,042	20,068	19,916	19,649	19,415
	世帯人口	2.66	2.61	2.55	2.51	2.43

資料：国勢調査；各年10月1日現在

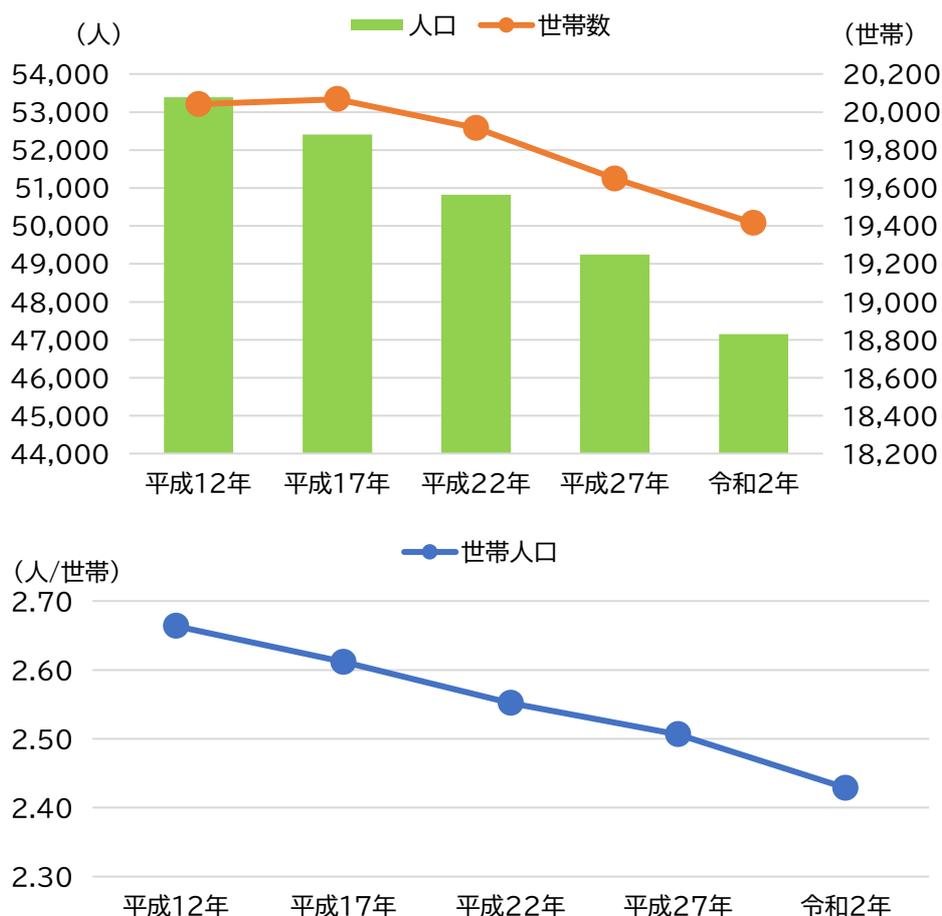


図 2.4.1 人口及び世帯数の推移

地域別の人口（住民基本台帳による）をみると、日置市の4地域のうち、伊集院地域はやや増加していますが、その他の3地域は減少しています。

世帯数は伊集院地域が増加、その他の3地域は減少傾向となっています。

表2.4.2 地域別の人口及び世帯数の推移

		平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
東市来地域	人口	13,207	12,564	11,865	10,894
	世帯数	5,575	5,566	5,449	5,220
	世帯人口	2.37	2.26	2.18	2.09
伊集院地域	人口	24,342	24,555	24,970	25,048
	世帯数	9,428	10,089	10,625	11,199
	世帯人口	2.58	2.43	2.35	2.24
日吉地域	人口	5,877	5,454	5,095	4,514
	世帯数	2,534	2,471	2,397	2,280
	世帯人口	2.32	2.21	2.13	1.98
吹上地域	人口	9,736	8,880	8,085	7,178
	世帯数	4,593	4,305	4,115	3,848
	世帯人口	2.12	2.06	1.96	1.87
合計	人口	53,162	51,453	50,015	47,634
	世帯数	22,130	22,431	22,586	22,547
	世帯人口	2.40	2.29	2.21	2.11

資料：市の統計（日置市ホームページ 各年度末現在）

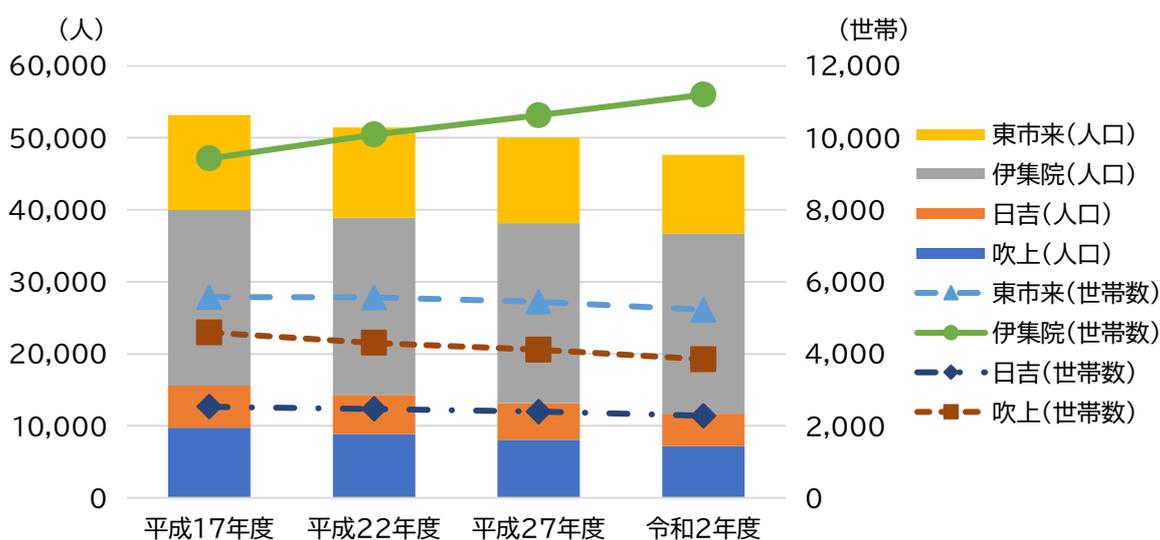


図2.4.2 地域別の人口及び世帯数の推移

## 2) 年齢別人口

令和2年の年齢別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）が13.0%、生産年齢人口（15～64歳）が51.6%、老年人口（65歳以上）が35.3%となっており、過去15年間で、少子高齢化が徐々に進んでいることがわかります。

表2.4.3 年齢3区分別人口の推移

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不明	合計
平成17年	7,205	30,595	14,605	6	52,411
平成22年	6,611	29,407	14,801	3	50,822
平成27年	6,341	26,909	15,569	430	49,249
令和2年	6,134	24,323	16,626	70	47,153

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

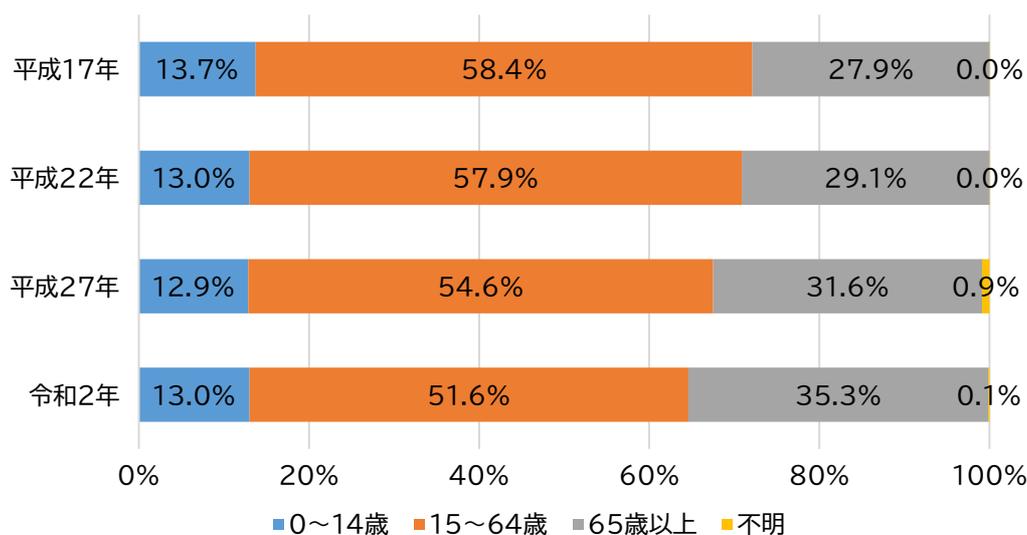
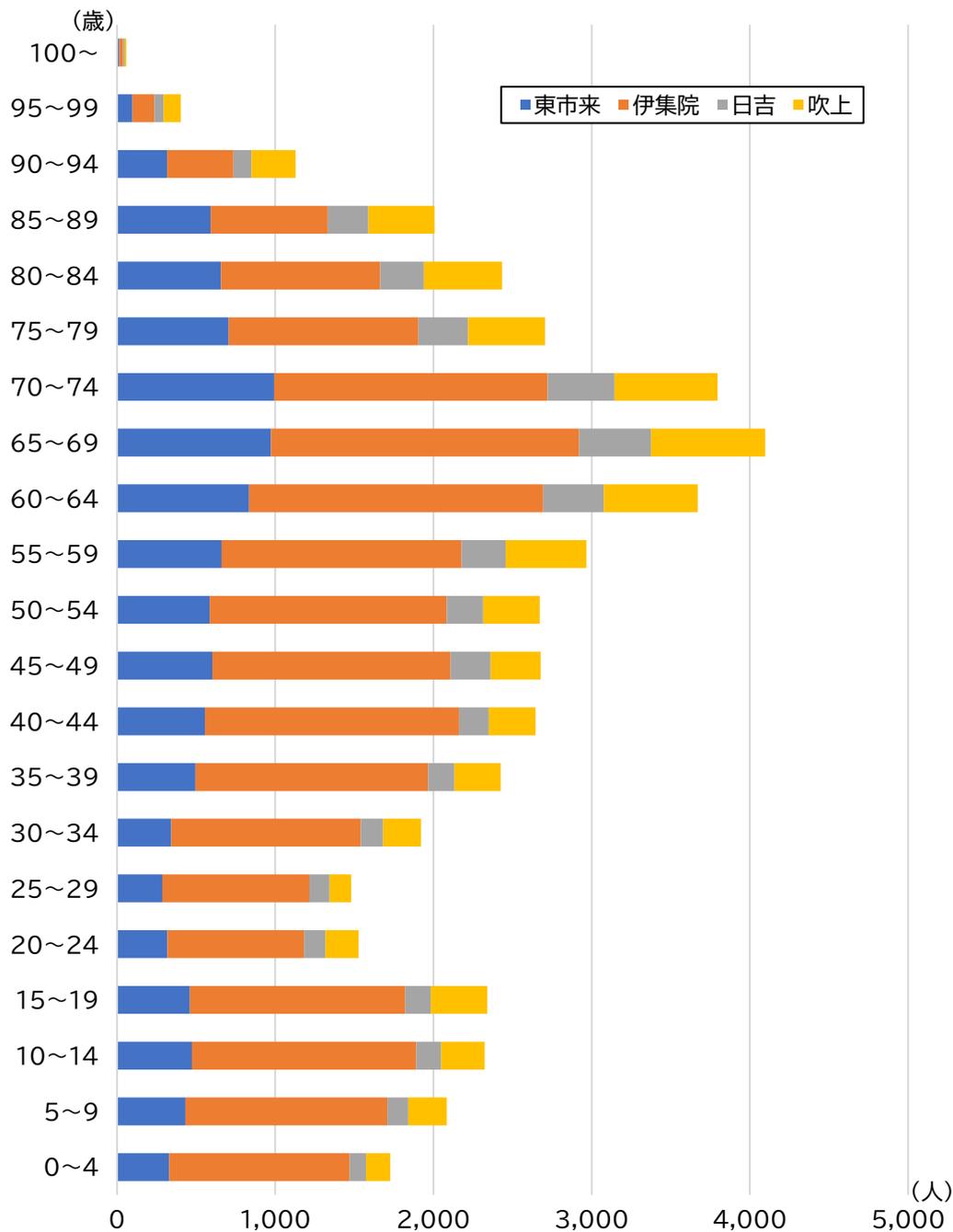


図2.4.3 年齢3区分別人口割合の推移

令和2年国勢調査における各地域別の年齢別人口は以下のとおりです。

年齢別人口構成は、65～69才及び10～19才にピークを持つ双山型となっています。65～69才のピークが年齢構成としては最も多く、高齢化が進行しつつある状況がわかります。

また、10～19才のピークは修学後、市外に人口が流出しているため、20～29才人口が減少していることから形成されているピークです。



資料：令和2年国勢調査

図2.4.4 5才階級別・地域別人口

### 3) 産業別就業人口

令和2年の就業人口は21,957人で、そのうち第1次産業就業者が1,324人(6.0%)、第2次産業就業者が5,335人(24.3%)、第3次産業就業者が15,049人(68.5%)を占めています。

近年、第3次産業就業割合の増加に伴い、第1次産業・第2次産業就業割合は減少傾向を示していましたが、平成27年から令和2年にかけては、ほとんど変化がみられません。就業人口は、平成27年から令和2年にかけて僅かに増加しています。

表2.4.4 産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成17年	2,716	6,182	15,034	20	23,952
平成22年	1,643	5,555	14,834	221	22,253
平成27年	1,358	5,208	15,063	54	21,683
令和2年	1,324	5,335	15,049	249	21,957

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

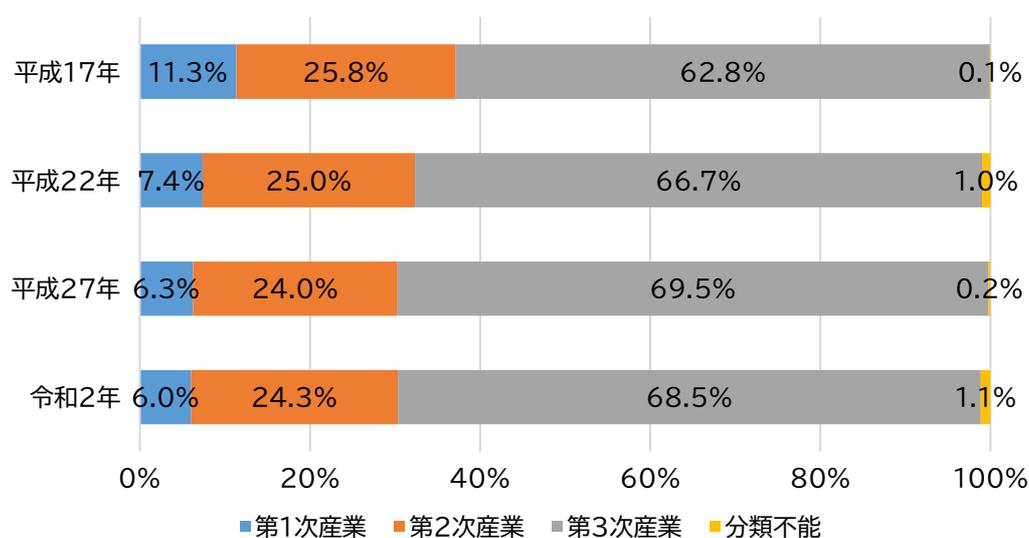


図2.4.5 産業別人口割合の推移

## 5 産業構造

### 1) 農業

本市の農家戸数及び農家人口は、年々減少し、平成27年で2,323戸、2,263人となっています。平成12年と比較して、農家戸数で61.7%、農家人口で24.6%まで減少しています。特に平成12年から平成17年の減少が著しくなっています。

表2.5.1 農業の状況

区分		農家戸数					農家人口			
		総数	自給的農家	販売農家			農家世帯人口	農家従事人口		
				専業	兼業			計	男	女
					第1種	第2種				
東市来地域	平成12年	993	455	176	82	280	3,026	2,266	1,183	1,083
	平成17年	914	497	179	49	189	1,253	1,004	526	478
	平成22年	785	432	189	18	146	996	827	437	390
	平成27年	619	369	135	29	86	621	525	281	244
伊集院地域	平成12年	1,186	479	239	76	392	3,611	2,685	1,384	1,301
	平成17年	1,151	555	246	55	295	1,802	1,442	748	694
	平成22年	1,019	540	222	34	223	1,353	1,099	585	514
	平成27年	839	475	172	24	168	994	818	440	378
日吉地域	平成12年	670	290	158	40	182	1,895	1,441	765	676
	平成17年	571	278	127	31	135	870	697	382	315
	平成22年	473	230	116	9	118	697	577	323	254
	平成27年	383	192	78	9	104	500	426	236	190
吹上地域	平成12年	919	398	210	62	249	2,528	1,931	997	934
	平成17年	769	365	209	48	147	1,096	882	491	391
	平成22年	631	307	177	22	125	859	679	378	301
	平成27年	482	227	139	17	99	611	494	276	218
日置市計	平成12年	3,768	1,622	783	260	1,103	11,060	8,323	4,329	3,994
	平成17年	3,405	1,695	761	183	766	5,021	4,025	2,147	1,878
	平成22年	2,908	1,509	704	83	612	3,905	3,182	1,723	1,459
	平成27年	2,323	1,263	524	79	457	2,726	2,263	1,233	1,030

資料：2020日置市の統計；農林業センサス

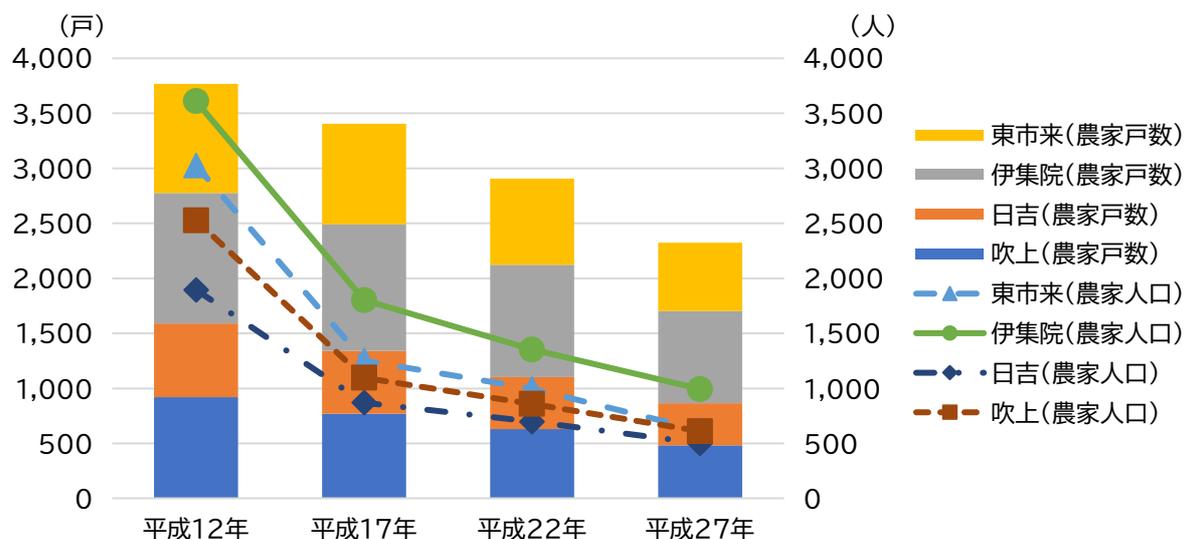


図2.5.1 農家戸数と農家人口の推移

## 2) 漁業

本市の漁業数は、平成29年を境に漁獲量及び水揚金額ともに減少し、令和元年は漁獲量657トン/年、水揚金額360,097千円/年となっています。

令和2年の漁業の経営体数は個人が43経営体で最も多く、次いで漁業生産組合5経営体、会社は1経営体となっています。

表2.5.2 漁獲量及び水揚金額の推移

年度	漁獲量(t)	水揚金額(千円)
平成27年	853	562,000
平成28年	905	529,000
平成29年	1,306	887,000
平成30年	1,046	646,000
令和元年	657	360,097

資料:2020 日置市の統計;農林水産課

表2.5.3 漁業経営体数

形態	漁業経営体数
個人	43
会社	1
漁業生産組合	5
合計	49

資料:「令和2年度 鹿児島県統計年鑑 令和2年12月刊行 鹿児島県」より

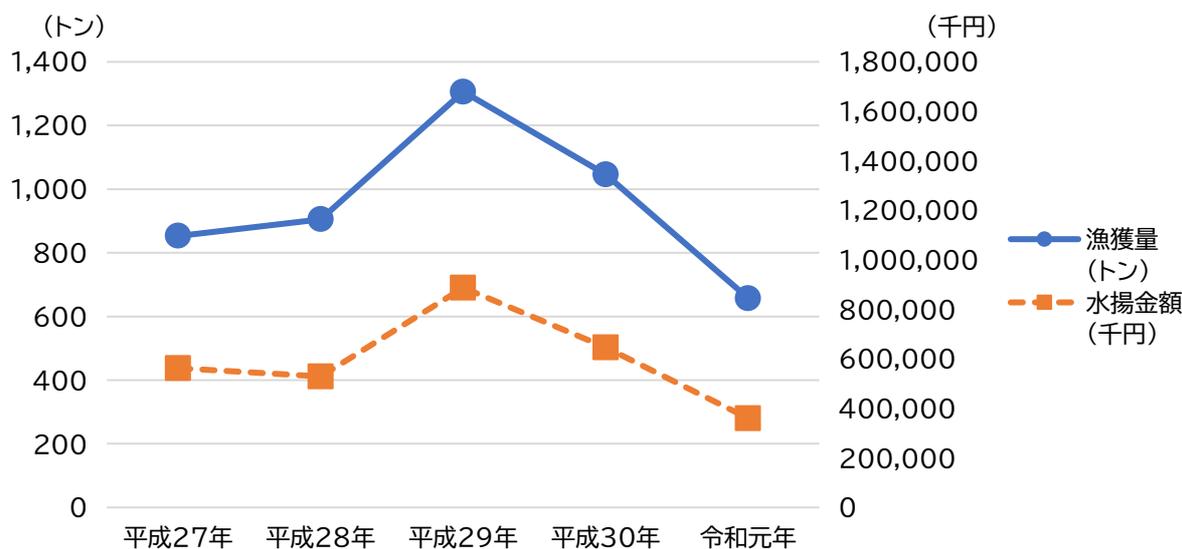


図 2.5.2 漁業量と水揚金額の推移

### 3) 工業

製造事業所は減少傾向であり、平成23年以降は100事業所を下回っています。従業者数は平成26年に2,512人まで減少したものの、概ね3,000人程度で推移しています。出荷額は平成26年に430億円まで減少しましたが、令和元年は508億円となっています。

表2.5.4 工業の状況

年度	事業所数	従業者数(人)	出荷額(万円)
平成22年	100	3,068	6,445,243
平成23年	97	3,003	4,957,692
平成24年	96	3,246	5,193,554
平成25年	93	3,118	4,908,620
平成26年	90	2,512	4,308,984
平成29年	85	2,917	4,637,007
平成30年	82	2,869	4,739,926
令和元年	83	3,156	5,087,239

資料:2020 日置市の統計 より

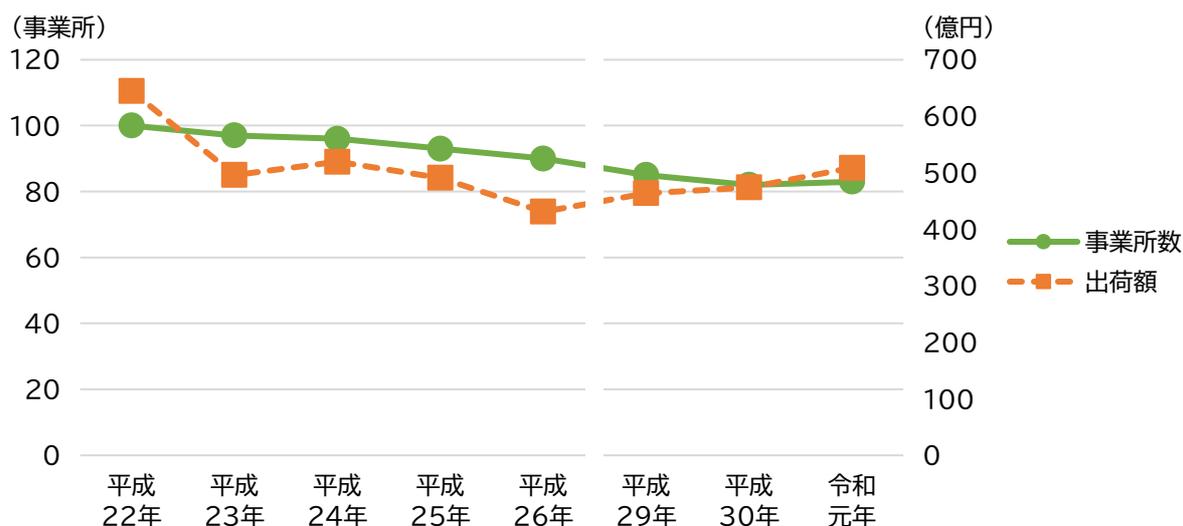


図 2.5.3 事業所数・製造品出荷額の推移

## 4) 商業

商店数は平成9年から減少を続け、平成26年には10年前の平成16年より34.8%少ない450商店となっています。

これに対し、従業員数と商品販売額は平成16年以降減少しており、10年間で従業員数が20.2%減の2,692人、商品販売額が14.9%減の486億円となっています。

表2.5.5 商業の状況

年度	商店数	従業員数 (人)	商品販売額 (万円)
平成9年	724	2,869	6,559,457
平成14年	708	3,352	5,033,350
平成16年	690	3,373	5,720,897
平成19年	621	3,265	5,227,973
平成26年	450	2,692	4,865,700

資料:2020 日置市の統計より

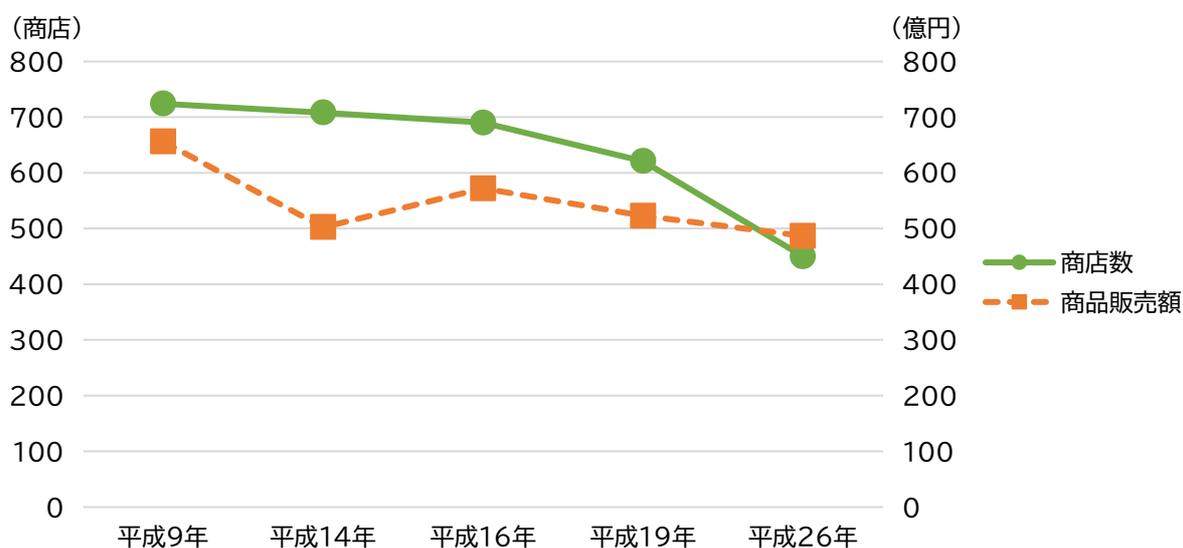


図2.5.4 商店数・商品販売額の推移

## 6 観光

本市には「日本の渚百選」にも選ばれた白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」、伊集院地域の妙円寺詣り、日吉地域のせつぺとべ、吹上地域の流鏝馬などの歴史的行事・祭事、また湯之元温泉や吹上温泉、薩摩焼などの伝統工芸品などの多彩な観光資源を有しています。

観光客数は、令和元年に2,472,181人となっていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年は2,067,736人まで落ち込みました。

なお、観光客数の大半は日帰り客であり、令和2年では99.2%となっています。

表2.6.1 観光客数の推移

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
東市来	日帰り	759,789	782,561	757,521	756,529	697,712	631,500
	宿泊	2,711	2,541	2,699	2,154	2,491	1,104
	合計	762,500	785,102	760,220	758,683	700,203	632,604
伊集院	日帰り	972,446	903,108	900,931	1,002,131	1,124,015	890,388
	宿泊	5,789	4,923	5,135	4,953	4,534	2,144
	合計	978,235	908,031	906,066	1,007,084	1,128,549	892,532
日吉	日帰り	110,594	126,091	131,621	133,079	102,093	78,073
	宿泊	2,419	2,538	3,399	2,348	2,418	723
	合計	113,013	128,629	135,020	135,427	104,511	78,796
吹上	日帰り	395,989	397,608	427,867	541,037	515,084	451,052
	宿泊	22,000	21,206	19,159	22,506	23,834	12,752
	合計	417,989	418,814	447,026	563,543	538,918	463,804
合計	日帰り	2,238,818	2,209,368	2,217,940	2,432,776	2,438,904	2,051,013
	宿泊	32,919	31,208	30,392	31,961	33,277	16,723
	合計	2,271,737	2,240,576	2,248,332	2,464,737	2,472,181	2,067,736

資料:2020 日置市の統計

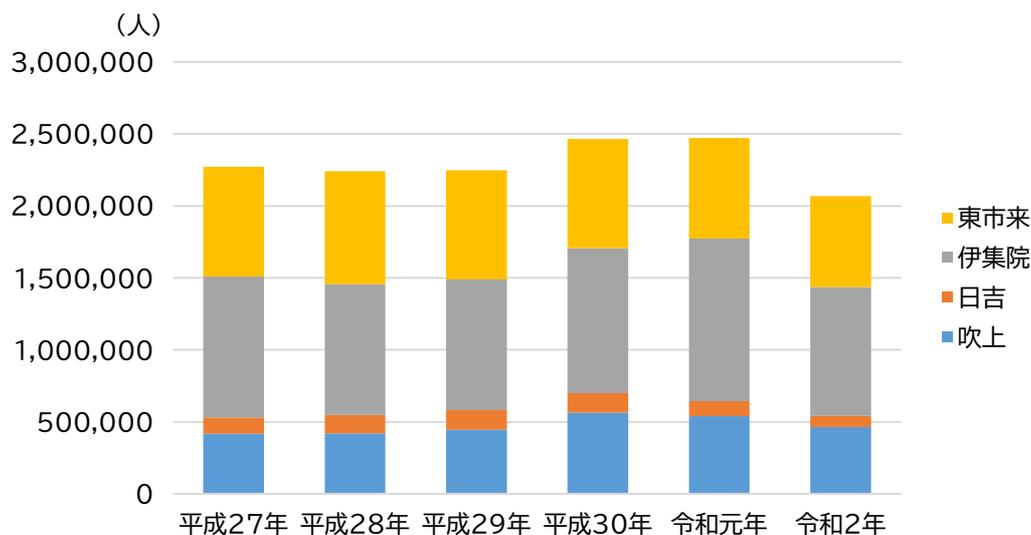


図2.6.1 観光客数の推移

## 7 文化財

本市には旧薩摩藩当主の島津家縁の神社仏閣のほか城跡、窯跡など、今日の市の風土を形成してきた数多くの文化財が存在しています。

また、これらの歴史の中から生まれた大田太鼓踊り、徳重大バラ太鼓踊り、北山の火振り、伊作太鼓踊り、お田植え踊、太鼓踊などの無形の文化財も多く、市民に受け継がれています。

表2.7.1 指定文化財の件数

種別	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
国指定	1	0	0	0	1
天然記念物	1				1
国登録	0	1	0	1	2
有形		1		1	2
県指定	4	2	1	9	16
有形	1		1	2	4
無形				1	1
記念物(史跡)	1			3	4
有形民俗	2			1	3
無形民俗		2		2	4
芸能					0
市指定	19	19	20	18	76
有形	7	13	5	9	34
無形					0
記念物(史跡)	7	6	12	8	33
天然記念物	1			1	2
有形民俗	2		1		3
無形民俗	2		2		4
芸能					0
合計	24	22	21	28	95

資料:2020 日置市の統計

## 8 開発計画等の将来計画

### 1) 第2次日置市総合計画

本市の上位計画である総合計画“計画期間：2016～2025年”の施策体系を下表に示します。

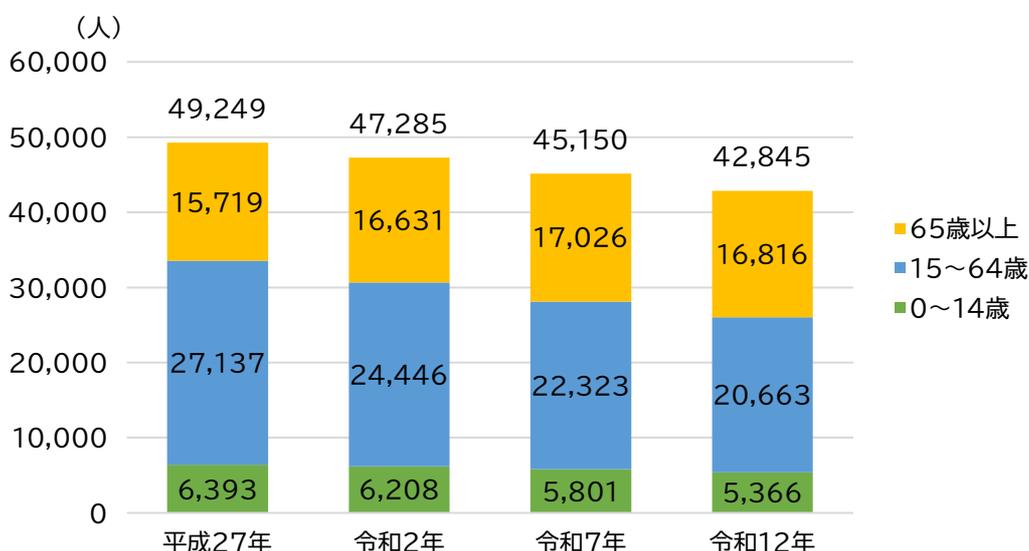
表2.8.1 総合計画の概要



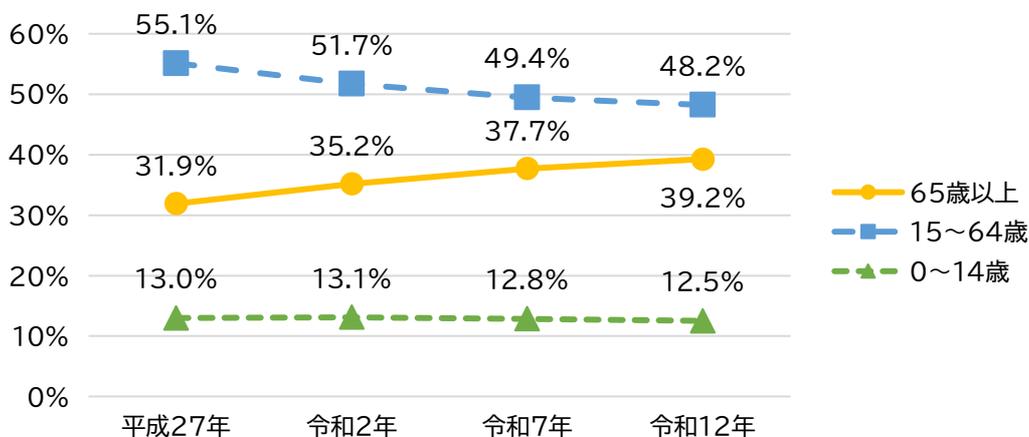


図2.8.1 第2次日置市総合計画(後期基本計画)の計画期間

また、総合計画において設定されている将来人口の推計は図2.8.2のとおりです。推計では、令和7年に45,150人、令和12年に42,845人と減少し、65歳以上の高齢者人口割合は増加するものとされています。



人口割合



注) 平成27年は国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)による

図2.8.2 市の総合計画による将来人口推計値

# 第3章 ごみ処理の現状と分析

## 1 ごみの種類

### 1) ごみの分別区分

ごみの分別区分は以下のとおり統一され、収集処理が行われています。

図3.1.1 ごみの種類



### 缶

**スチール** **アルミ**

スチール及びアルミ缶  
(18ℓ以下のもの)

茶・ジュース缶 ビール缶  
缶詰  
おせんべい  
菓子缶 (フタ部分は、不燃ごみへ) 海苔・茶缶 など食用缶

**出し方の注意**

- 中身を取り出してよく洗う
- 缶はつぶさない、重ねない
- 油缶は不燃ごみへ

資源ごみ袋

### びん

何回も繰り返し使用できる一升瓶、ビール瓶は、できるだけ資源回収や販売店に出してください。

飲料、食用びん

ジュースびん  
洋酒びん  
調味料のびん  
ジャム類のびん

**出し方の注意**

- 中身を取り出してよく洗う
- 金属製のふたは、不燃ごみへ
- プラスチック製のふたは、プラスチック製のふたは、プラスチック製のものへ
- コップ、割れたびんは、紙に包んで、不燃ごみへ
- 油びんは不燃ごみへ

資源ごみ袋

### ペットボトル

PET

飲料用、酒類、醤油等の容器

**出し方の注意**

- 中身を取り出してよく洗う
- ボトルに限る
- キャップやふたは、プラスチック製のものへ
- ボトルはつぶさない
- ラベルを取る必要はありません。

資源ごみ袋

### 古紙類

紙パックは水洗い後、乾かしてから開いた状態で出して下さい。

新聞紙・チラシ  
本・雑誌  
ダンボール

その他の紙 (空箱類) 箱を平たくする

**出し方の注意**

- 紙ひもで十字にしぼる
- 5種類に分けて紙ひもを用いてしぼる
- ビニールや金属類は取り除く
- 雨の日は出すのを控え、次の収集日に出す

### 燃やせないごみ (不燃ごみ)

カセットボンベ・スプレー缶 (必ず穴を開ける)  
油、オイル缶 (18リットル以下のもの)  
陶磁器類 (茶碗、皿、アルミ箔)  
金属類・鏡 (ハンガ、部品のフタ、刃物は紙に包んで)  
ガラス類 (のりびん、油、化粧びん など)  
食用缶のふた  
傘の骨組み

**出し方の注意**

- 刃物や危険物の場合は必ず表示をする

不燃ごみ袋

### 小型の家電製品 (13品目)

・ゲーム機外12品目は、市役所及び地区公民館に設置の小型家電回収ボックスへも出せます。(※ただし、忠告品目や大きさ等にきまりがありますので、お問い合わせください。)

- 電池は抜いて有害ごみに出す。
- 家電リサイクル5品目は、家電量販店に相談してください。

デジタルカメラ ゲーム機  
電卓 携帯電話 など

※回収ボックスの投入口は縦10cm横25cmです。それより大きなものは不燃ごみへ出して下さい。

### 有害ごみ

グローブ、乾電池・ボタン型電池 (バッテリーは除く)、水銀製体温計

蛍光灯・電球、割りばし

そのまま出す

不燃ごみ袋

出されるだけ販売店に出してください

以下のご地域の方は収集方法・収集日が異なります。ご注意ください。

東市来地域	吹上地域	日吉地域
自治会指定の収集所 (各1カ所) いつでも投入できます 収集所の美化に努めましょう	各地区公民館 乾電池・ボタン型電池はいつでも投入できます。 伊市地区は吹上中央公民館・保健センターへ	8月11日(木)・12月8日(木) 乾電池・ボタン型電池 各地区公民館はいつでも投入できます

### 市で処理できない物

エアコン  
洗濯機 テレビ 冷凍・冷蔵庫 衣類乾燥機

回収は家電小売店へ依頼してください。  
**家電リサイクル対象製品**

自動車・バイク部品、土砂・建築廃材等、産業廃棄物、農薬、農機具、ガスボンベ、ビニール、ブロック、瓦、廃油、消防器、医療系廃棄物

購入先や専門業者へ依頼してください。  
**処理困難物**

### 指定ごみ袋に入らないもの

## 粗大ごみ

じゅうたん、布団、自転車、家具、大型のポリ容器、ガスコンロ、家電製品、石油ストーブ

・灯油・乾電池は取り除く

・家電リサイクル対象製品を除いたもの

### 粗大ごみの処理方法

粗大ごみは、電話申込みにより収集を依頼するか、自ら日置市クリーン・リサイクルセンターへ持ち込んでください。

個別収集(有料)の申込みをする場合は、指定収集日の5日前までに申込みをしてください。

**粗大ごみ受付窓口**

**日置市クリーン・リサイクルセンター**  
鹿角市入佐町2319番地  
☎ 099-292-5850  
電話受付時間 / 月～金曜日(8:30～17:00)

粗大ごみ処分手数料  
・個別収集基本料 **630円** (10kg増すごとに100円加算)

資料:令和4年度日置市ごみの分け方・出し方・収集日

## 2) 本計画におけるごみ種類の定義

本計画においては、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

まず、「収集ごみ」とは、本市が委託する収集業者がごみ集積所から収集したごみと定義しています。次に、「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者が直接本市の処理施設へごみを搬入するものや、事業所が収集運搬の許可を持つ収集業者に委託して本市の処理施設へ搬入するものの合計値として定義しています。

なお、集団回収及び生ごみ堆肥化事業並びに廃食用油の排出量は、「収集ごみ」や「直接搬入ごみ」以外の区分として位置づけています。

表3.1.1 ごみ種類の定義

ごみの分別区分	収集ごみ		直接搬入ごみ			店頭回収	集団回収	堆肥化	排出区分		本計画上の名称
	委託業者	個人持込	委託業者	個人持込	回収業者				生活系	事業系	
もやせるごみ	○	○	○	○	○				○	○	可燃ごみ
プラスチック容器類	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
空きかん	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
空きびん	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
ペットボトル	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
古紙類	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
もやせないごみ	○	○	○	○	○				○	○	不燃ごみ
有害ごみ	○	○	○	○	○				○	○	有害ごみ
使用済み小型家電	○										資源ごみ
粗大ごみ	○	○	○	○	○				○	○	粗大ごみ
紙パック						△	○		○	○	集団回収ごみ
段ボール類							○		○	○	
新聞紙、雑誌							○		○	○	
その他紙製容器							○		○	○	
プラスチックトレイ						△			○	○	
空きかん						△	○		○	○	
空きびん						△	○		○	○	
ペットボトル						△			○	○	
生ごみ回収堆肥化								○	○		生ごみ回収堆肥化
使用済み食用油等	○							○	○		生ごみ回収堆肥化
災害ごみ	○	○	○	○	○				○	○	粗大ごみ

※日置市クリーンリサイクルセンターにおいて処理できるものについては、直接搬入できる。

※“△”は、市からの助成金がないもの。

## 2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理・処分の流れ(令和4年度時点)は次図フローのとおりです。

本市において排出されたごみは、生ごみ回収堆肥化の生ごみ及び廃食用油並びに集団回収ごみ以外はすべて「クリーンリサイクルセンター」へ一旦持ち込まれます。

持ち込まれたごみのうち燃やせるごみは焼却施設で中間処理を行います。焼却施設ではリサイクルプラザで発生した可燃性破碎残渣も焼却による中間処理を行います。なお、焼却処理後に発生する焼却残渣のうち焼却灰・飛灰はセメント原料として資源物として搬出します。

その他の持ち込まれたごみのうち、有害ごみ、使用済み小型家電は場内で保管したのち、一定量が貯まった時点で委託業者引き取りにより資源化を行います。残りのごみはリサイクルプラザの処理設備により、資源物を選別・回収し、資源化物として搬出します。

燃やせるごみのうち、平成24年度から取り組みを開始した「生ごみモニター回収処理事業(生ごみ堆肥化事業)」は、10年目となった令和4年度現在、日置市内176自治会の内135自治会が参加し、参加世帯数は、約14,000世帯となっています。事業に取り組んでいる世帯は、市が提供した保管用バケツに生ごみを排出します。排出された生ごみは回収業者が引き取り、堆肥として資源化します。これにあわせて、生ごみの発酵、堆肥化を促進するために、廃食用油も回収し、堆肥化処理過程においてこれを添加します。

集団回収ごみは、地区ごとに資源ごみを回収し、民間業者により資源化されます。

なお、最終処分場に埋立処分されるものは、焼却施設からの焼却残渣の一部、リサイクルプラザからの破碎残渣の一部のほか、極僅かな量の直接埋立ごみがあります。

災害ごみについてもリサイクルプラザで処理後、資源化を行う流れとなっています。

しかしながら、稼働開始から20年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、平成24年4月の溶融施設閉鎖に続き、可燃ごみの焼却についても令和6年9月から(仮称)南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの移行を予定しています。

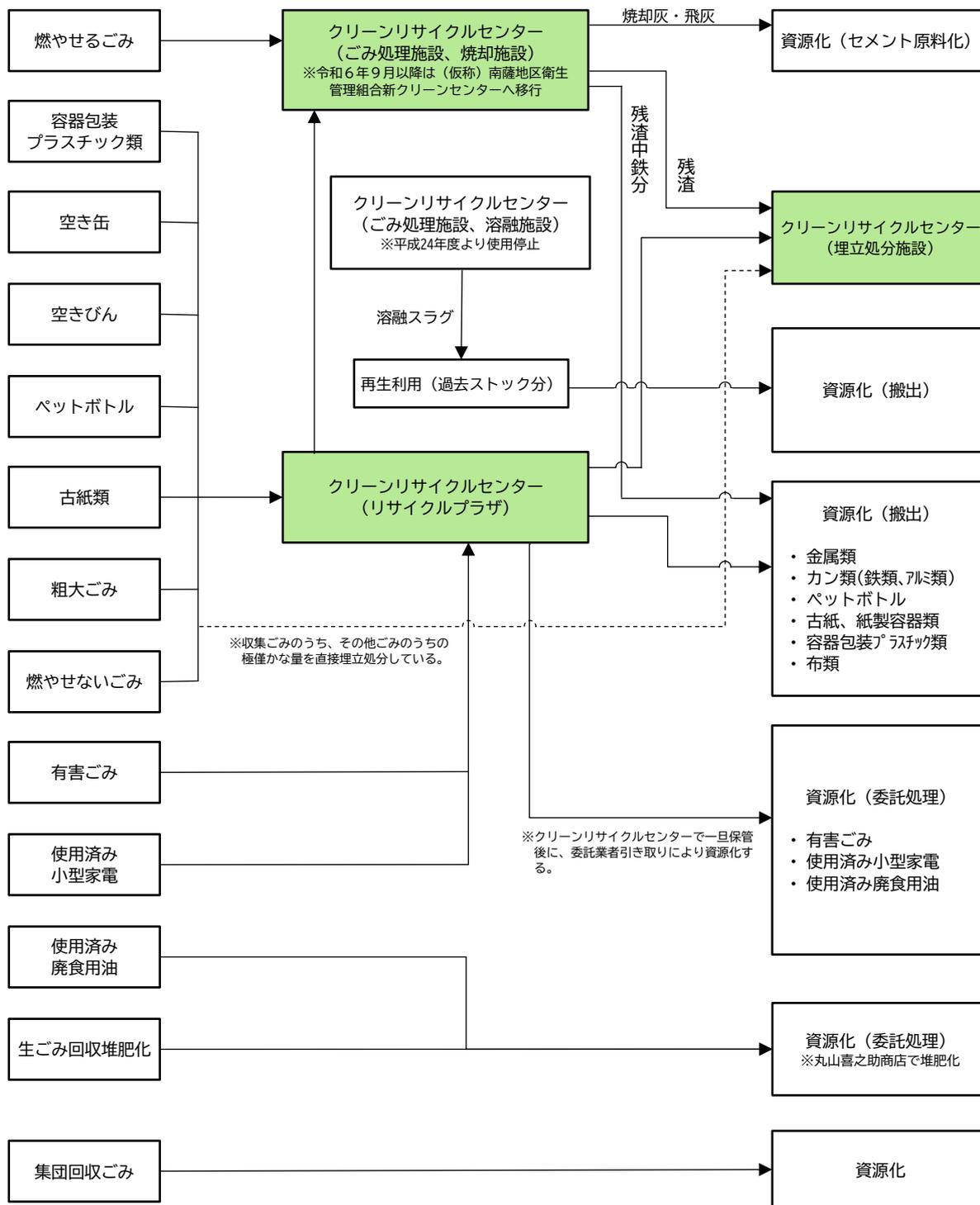


図3.2.1 ごみ処理・処分の流れ



図3.2.2 生ごみ堆肥化事業によるごみの排出から資源化までの流れ

# 使用済小型家電の回収について

(レアメタル「希少金属」リサイクル)

**平成26年8月から開始**

本庁・各支所・各地区公民館



- ① 小型家電専用回収ボックスの設置場所は、次のとおりです。  
本庁・各支所・各地区公民館に設置します。
- ② 利用時間は、土日祝日を除く開庁時間内。
- ③ データなどは完全に消去してから出してください。
- ④ 大きさはたて10cm、よこ25cm以下のものに限りです。
- ⑤ 回収できる不要になった小型家電は、表1のとおりです。
- ⑥ 表1に表示のないものは、不燃ごみとして指定袋に入れてごみステーションに出してください。

(表1)

ゲーム機	ブルーレイディスクレコーダー	電卓
PHS/携帯電話	フラッシュメモリー	デジタルオーディオプレーヤーHDD
MDプレーヤー	ICレコーダー	ビデオカメラ
CDプレーヤー	ETC車載ユニット	デジタルカメラ
電子辞書		

13品目に限ります

**※ご注意** ・乾電池や蛍光灯は有害ごみですので回収できません。  
・家電リサイクル法などで回収するパソコン等は回収できません。

## 連絡先

日置市市民福祉部  
市民生活課 248-9414

図3.2.3 使用済み小型家電回収に関する啓発資料(日置市ホームページより)

### 3 ごみ排出量の実態及び性状

#### 1) ごみ総排出量

本市のごみ排出量は、収集ごみ及び直接搬入ごみともに減少傾向にありますが、行政区域内人口が年々減少していることを考慮すると、収集ごみは1人1日当たりの排出量が微増傾向にあるといえます。

なお、令和2年度の総ごみ量の排出原単位は、全国平均値が900.8g/人/日、鹿児島県平均値は920.6g/人/日に対し、本市は832.1g/人/日と低くなっています

表3.3.1 ごみ総排出量及びごみ排出原単位の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
ごみ排出量	t/年	15,135	14,534	14,563	14,524	14,280
収集ごみ	t/年	9,025	8,765	8,633	8,671	8,520
直接搬入ごみ	t/年	5,004	4,559	4,622	4,687	4,584
集団回収ごみ	t/年	343	286	257	155	149
アパルター万之瀬汚泥	t/年	0	0	0	0	0
生ごみ回収堆肥化	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027
1人1日当たり総ごみ排出量	g/人/日	839.6	814.7	826.3	832.1	824.2
収集ごみ	g/人/日	543.0	543.1	549.5	554.7	551.0
1人1日当たり総ごみ排出量(全国平均)	g/人/日	920.1	918.6	918.5	900.8	
1人1日当たり総ごみ排出量(県平均)	g/人/日	918.2	922.9	919.6	920.6	

※全国平均及び鹿児島県平均は、一般廃棄物処理実態調査の公表数値  
“空白”は現時点では未公表データ

収集ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たりごみ排出量※1	g/人/日	568.5	570.0	571.3	572.5	573.6
1人1日当たりごみ排出量※2	g/人/日	568.5	570.0	566.6	563.3	560.0
1人1日当たりごみ排出量※3	g/人/日	500.7	491.3	489.8	496.8	491.7

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

直接搬入ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たりごみ排出量※1	t/日	16.0	16.6	17.1	17.6	18.0
1日当たりごみ排出量※2	t/日	16.0	16.6	15.8	15.1	14.4
1日当たりごみ排出量※3	t/日	13.7	12.5	12.7	12.8	12.6

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

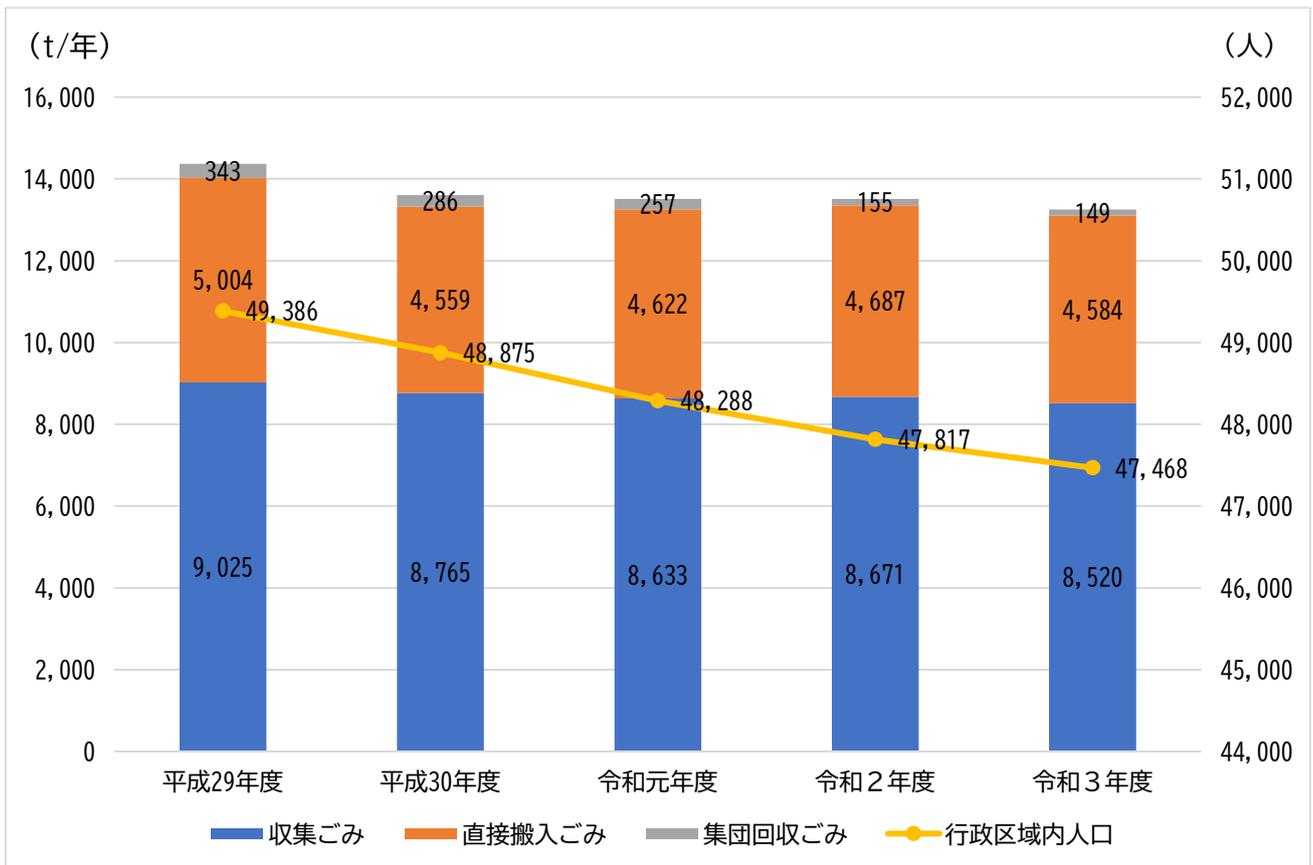


図3.3.1 ごみ排出量の推移

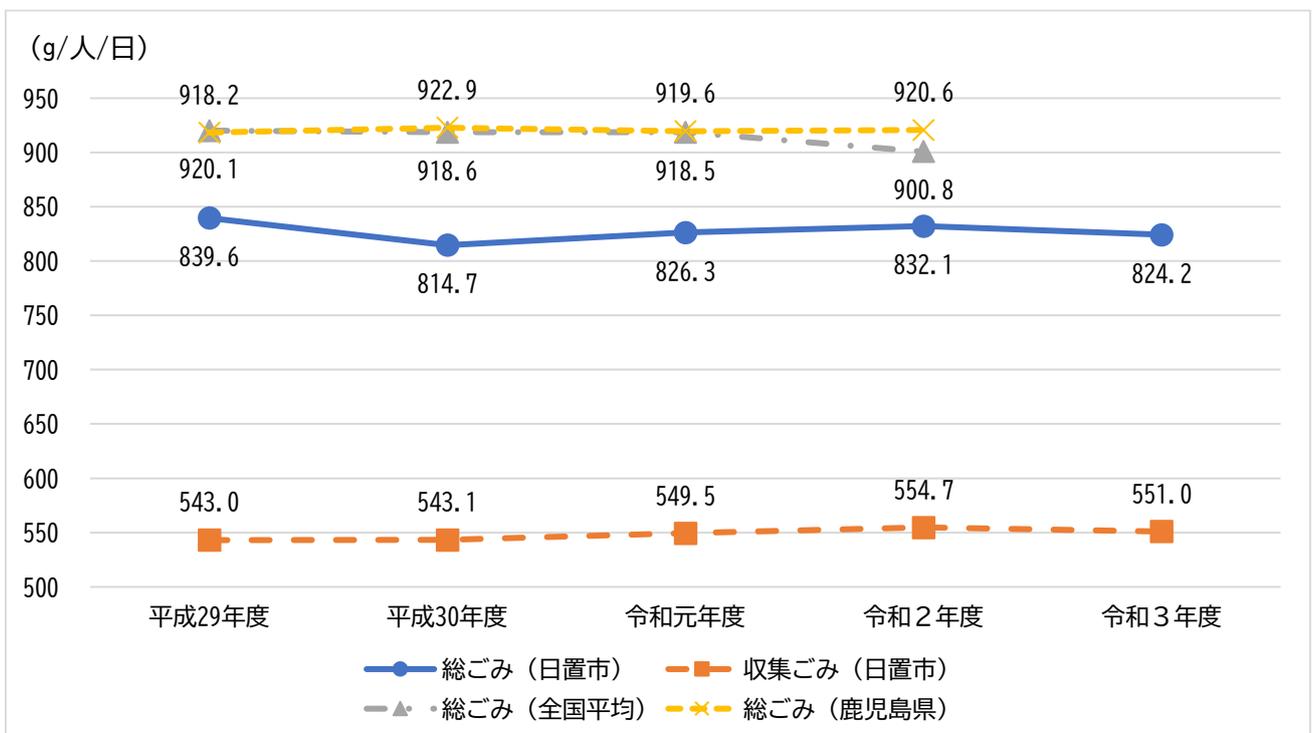


図3.3.2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## 2) 可燃ごみ

可燃ごみの排出量については、ごみ総排出量と同様に全体としては減少傾向となっています。なお、生ごみ回収堆肥化は着実に浸透してきましたが、令和元年度以降は横ばいとなっています。

表3.3.2 燃やせるごみ排出量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
可燃ごみ(燃やせるごみ)	t/年	13,184	12,571	12,605	12,469	12,359
収集ごみ	t/年	8,091	7,812	7,697	7,641	7,528
直接搬入ごみ	t/年	4,330	3,834	3,857	3,817	3,804
生ごみ回収堆肥化	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027

収集ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たり排出量※1	g/人/日	514.3	515.9	517.3	518.5	519.6
1人1日当たり排出量※2	g/人/日	514.3	515.9	512.6	509.4	506.2
1人1日当たり排出量※3	g/人/日	448.9	437.9	436.7	437.8	434.5

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

直接搬入ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たり排出量※1	t/日	14.1	14.6	15.1	15.5	15.9
1日当たり排出量※2	t/日	14.1	14.6	13.9	13.2	12.5
1日当たり排出量※3	t/日	11.9	10.5	10.6	10.5	10.4

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

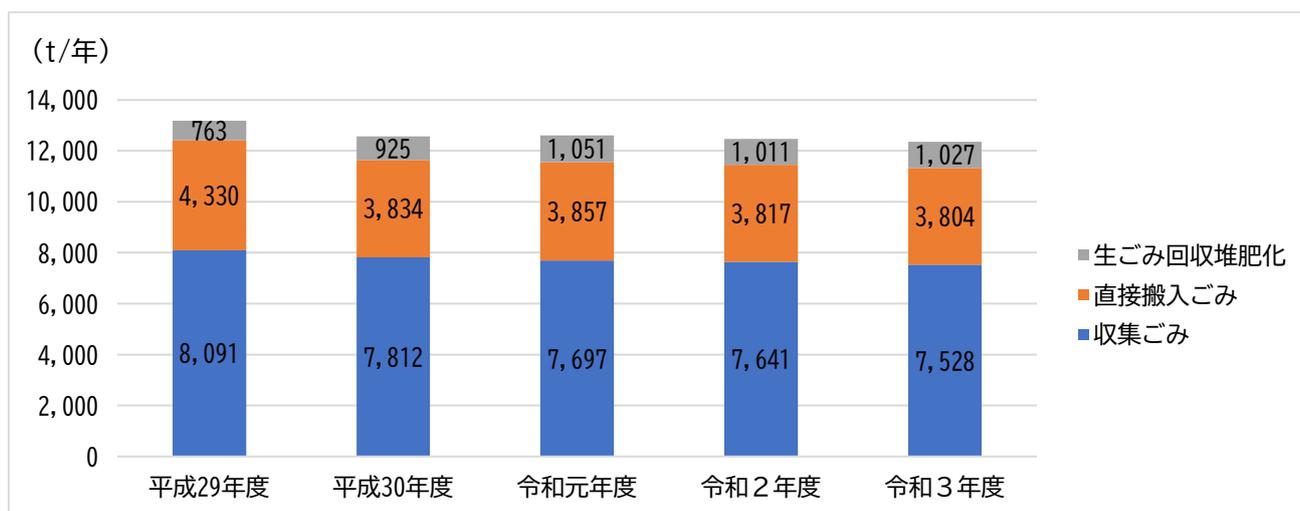


図3.3.3 燃やせるごみ排出量の推移

### 3) 資源ごみ

資源ごみの排出量は増加傾向であり、その排出量の大半を占める収集ごみの増加が主な要因と考えられます。

表3.3.3 資源ごみ排出量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
資源ごみ	t/年	575	593	589	612	618
収集ごみ	t/年	568	584	581	604	613
直接搬入ごみ	t/年	7	9	8	8	5

※集団回収は除く

収集ごみ：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たり排出量※1	g/人/日	32.2	32.1	32.0	31.9	31.8
1人1日当たり排出量※2	g/人/日	32.2	32.1	32.0	31.9	31.8
1人1日当たり排出量※3	g/人/日	31.5	32.7	33.0	34.6	35.4

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値（平成29年度計画書記載数値）

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値（平成29年度計画書記載数値）

※3：実績値（平成29年度～令和3年度）

直接搬入ごみ：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たり排出量※1	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1日当たり排出量※2	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1日当たり排出量※3	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値（平成29年度計画書記載数値）

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値（平成29年度計画書記載数値）

※3：実績値（平成29年度～令和3年度）

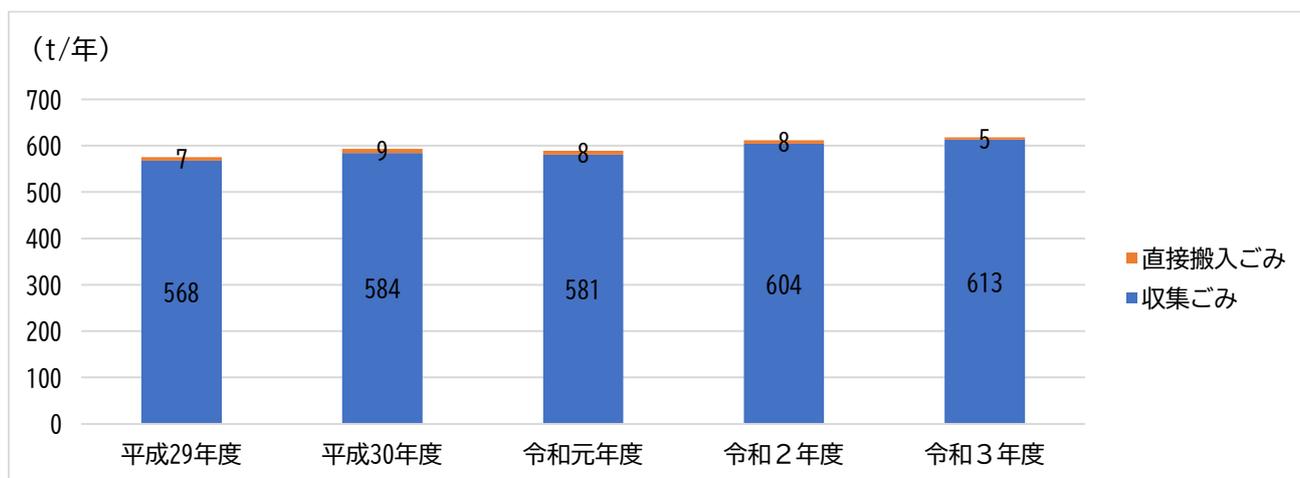


図3.3.4 資源ごみ排出量の推移

## 4) 不燃ごみ

不燃ごみの排出量は、令和2年度まで増加を続けてきましたが、令和3年度に減少しています。

表3.3.4 不燃ごみ排出量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
不燃ごみ(燃やせないごみ)	t/年	763	815	828	964	826
収集ごみ	t/年	310	310	304	357	312
直接搬入ごみ	t/年	453	505	524	607	514

収集ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たり排出量※1	g/人/日	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4
1人1日当たり排出量※2	g/人/日	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4
1人1日当たり排出量※3	g/人/日	17.2	17.4	17.2	20.5	18.0

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

直接搬入ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たり排出量※1	t/日	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
1日当たり排出量※2	t/日	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1
1日当たり排出量※3	t/日	1.2	1.4	1.4	1.7	1.4

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

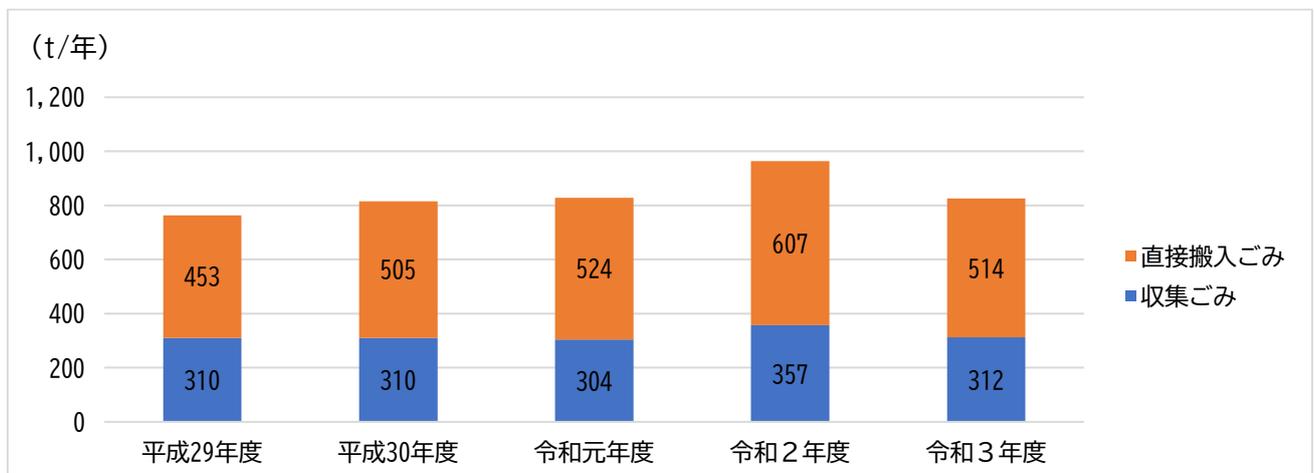


図3.3.5 不燃ごみ排出量の推移

## 5) 粗大ごみ

粗大ごみの排出量は、増加傾向となっています。特に排出量の大半を占める直接搬入ごみの影響が大きく、増加の主な要因となっています。

表3.3.5 粗大ごみ排出量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
粗大ごみ	t/年	257	255	270	308	314
収集ごみ	t/年	43	44	39	53	53
直接搬入ごみ	t/年	214	211	231	255	261

収集ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たり排出量※1	g/人/日	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8
1人1日当たり排出量※2	g/人/日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
1人1日当たり排出量※3	g/人/日	2.4	2.5	2.2	3.0	3.1

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

直接搬入ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たり排出量※1	t/日	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8
1日当たり排出量※2	t/日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
1日当たり排出量※3	t/日	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

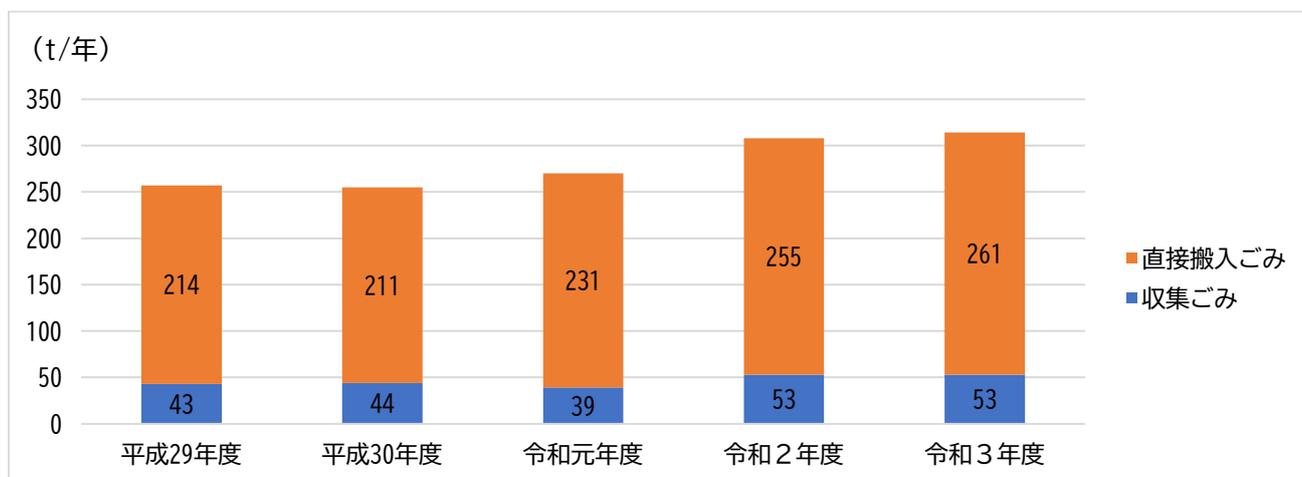


図3.3.6 粗大ごみ排出量の推移

## 6) 有害ごみ

有害ごみは全体としてごみ量も少なく、概ね13~16t/年前後で推移し、その大半は収集ごみが占めています。

表3.3.6 有害ごみ排出量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
有害ごみ	t/年	13.32	14.68	13.84	15.87	13.89
収集ごみ	t/年	13.29	14.50	12.16	15.74	13.70
直接搬入ごみ	t/年	0.03	0.18	1.68	0.13	0.19

収集ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人1日当たり排出量※1	g/人/日	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
1人1日当たり排出量※2	g/人/日	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
1人1日当たり排出量※3	g/人/日	0.74	0.81	0.69	0.90	0.79

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

直接搬入ごみ：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成29年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1日当たり排出量※1	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1日当たり排出量※2	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1日当たり排出量※3	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※1：減量化・資源化に関する対策を行わない場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※2：減量化・資源化に関する対策を行う場合の推計値(平成29年度計画書記載数値)

※3：実績値(平成29年度～令和3年度)

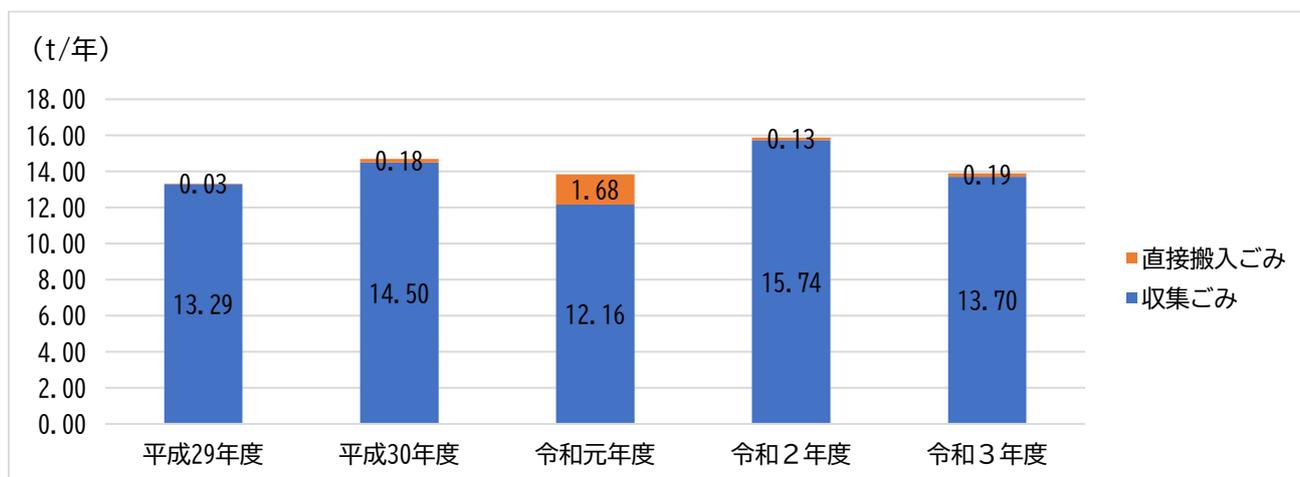


図3.3.7 有害ごみ排出量の推移

## 4 ごみの性状

本市が運営する「クリーンリサイクルセンター」において1年間に4回の頻度で実施しており、ごみ組成分析結果は、次のとおりです。

表3.4.1 ごみ組成分析結果

採取年月日			ごみの種類組成						ごみの3成分			低位発熱量		単位 比重
			紙・布類 %	ビニール、 合成樹脂、ゴム、 皮革類 %	木、竹、 わら類 %	厨芥類 %	不燃物 %	その他 %	水分 %	灰分 %	可燃分 %	計算値 Kcal/kg	実測値 Kcal/kg	
年度	月	日	%	%	%	%	%	%	%	%	%	Kcal/kg	Kcal/kg	Kg/m <sup>3</sup>
平成 29 年度	5	17	46.7	24.8	9.3	5.8	7.5	5.9	51.6	9.0	39.4	1,460	1,660	296
	8	24	52.4	29.5	12.3	2.4	1.4	2.0	50.4	3.6	46.0	1,770	1,840	252
	11	16	65.1	15.5	2.2	14.9	1.1	1.2	41.1	4.9	54.0	2,180	1,900	276
	2	22	63.7	14.8	5.1	10.2	4.9	1.3	50.4	6.4	43.2	1,640	1,710	266
	平均		57.0	21.2	7.2	8.3	3.7	2.6	48.4	6.0	45.7	1,763	1,778	273
平成 30 年度	5	23	57.5	12.9	11.5	10.0	1.7	6.4	42.1	4.2	53.7	2,160	2,180	311
	8	22	53.6	20.6	11.8	8.9	1.1	4.0	46.1	6.2	47.7	1,870	1,740	360
	11	21	50.5	19.8	9.8	15.3	0.7	3.9	61.3	3.9	34.8	1,200	1,340	271
	2	20	52.9	18.4	5.6	19.6	0.9	2.6	45.3	3.6	51.1	2,030	2,000	283
	平均		53.6	17.9	9.7	13.5	1.1	4.2	48.7	4.5	46.8	1,815	1,815	306
令和 元 年度	5	22	51.5	23.6	16.8	6.9	0.2	1.0	50.4	2.6	47.0	1,810	2,040	252
	8	21	56.1	13.4	4.9	19.9	3.0	2.7	41.7	5.4	52.9	2,130	2,340	282
	11	20	58.6	15.7	16.2	4.8	1.5	3.2	47.2	5.9	46.9	1,830	1,940	283
	2	19	65.9	24.7	0.8	5.8	0.2	2.8	49.6	4.7	45.7	1,760	1,950	319
	平均		58.0	19.4	9.7	9.4	1.2	2.4	47.2	4.7	48.1	1,883	2,068	284
令和 2 年度	5	20	61.5	21.4	9.2	5.8	1.0	1.1	47.8	4.3	47.9	1,870	1,820	279
	8	19	52.2	25.8	9.7	10.8	0.5	1.0	43.8	6.0	50.2	2,000	2,240	255
	11	18	65.1	16.7	12.6	1.9	1.4	2.3	31.9	5.7	62.4	2,620	2,750	244
	2	17	44.5	22.2	6.9	25.4	0.1	1.0	52.8	2.9	44.3	1,680	1,960	186
	平均		55.8	21.5	9.6	11.0	0.8	1.4	44.1	4.7	51.2	2,043	2,193	241
令和 3 年度	5	18	55.0	27.6	4.4	9.2	0.7	3.1	54.4	4.1	41.5	1,540	1,680	273
	8	18	68.6	25.0	2.6	3.0	0.1	0.8	55.8	3.2	41.0	1,510	1,850	306
	11	17	27.9	22.1	14.7	32.0	0.2	3.1	51.5	2.8	45.7	1,750	2,150	225
	2	16	35.9	26.9	14.6	17.1	2.0	3.5	55.7	4.8	39.5	1,440	1,850	270
	平均		46.9	25.4	9.1	15.3	0.8	2.6	54.4	3.7	41.9	1,560	1,883	269
5 か 年	5月		54.4	22.1	10.2	7.5	2.2	3.5	49.3	4.8	45.9	1,768	1,876	282
	8月		56.6	22.9	8.3	9.0	1.2	2.1	47.6	4.9	47.6	1,856	2,002	291
	11月		53.4	18.0	11.1	13.8	1.0	2.7	46.6	4.6	48.8	1,916	2,016	260
	2月		52.6	21.4	6.6	15.6	1.6	2.2	50.8	4.5	44.8	1,710	1,894	265
	平均		54.3	21.1	9.1	11.5	1.5	2.6	48.5	4.7	46.7	1,813	1,947	274

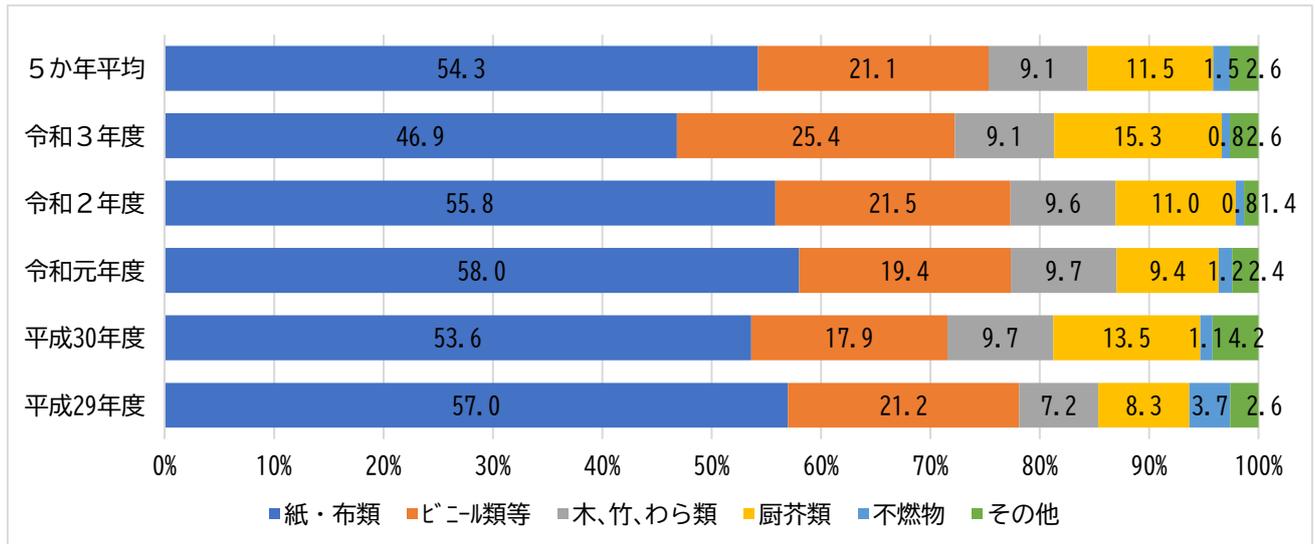
※<0.1は0.1として平均を行った。

資料：クリーンリサイクルセンター資料

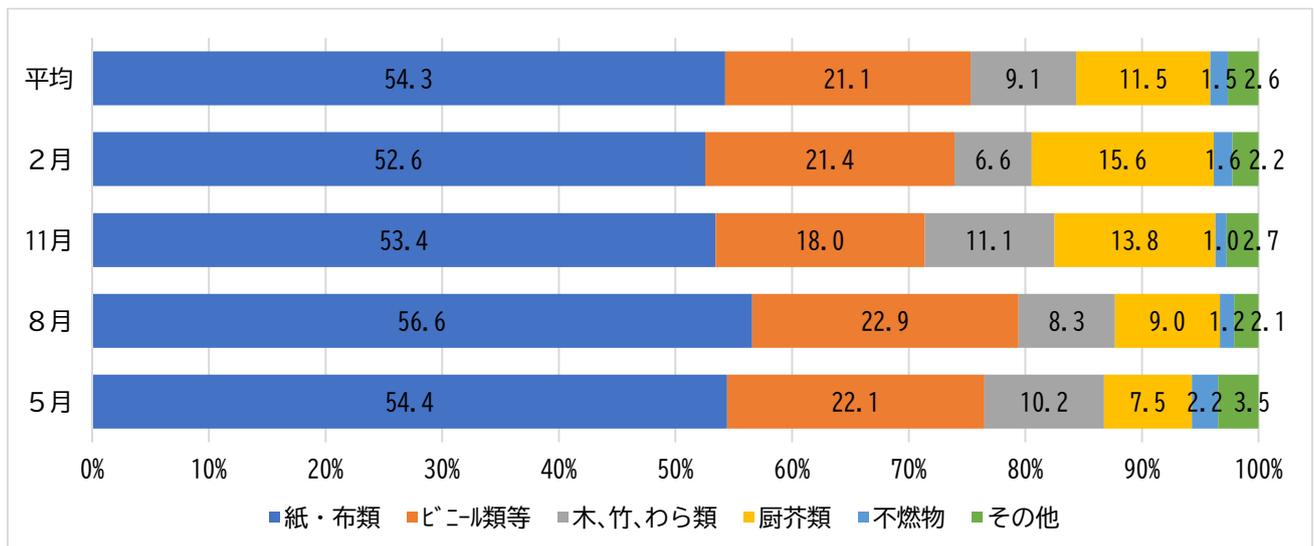
### 1) ごみの組成

平成29年度から令和3年度におけるごみ種類組成調査結果の構成比(5か年平均値)は、紙・布類の割合が54.3%で最も高く、次いでビニール等が21.1%となっており、この2つで全体の75.3%を占めます。

生ごみの回収堆肥化の潜在量となる厨芥類は、全体の11.5%(平均値)であり、約1割のごみ量に該当しています。



年度別平均

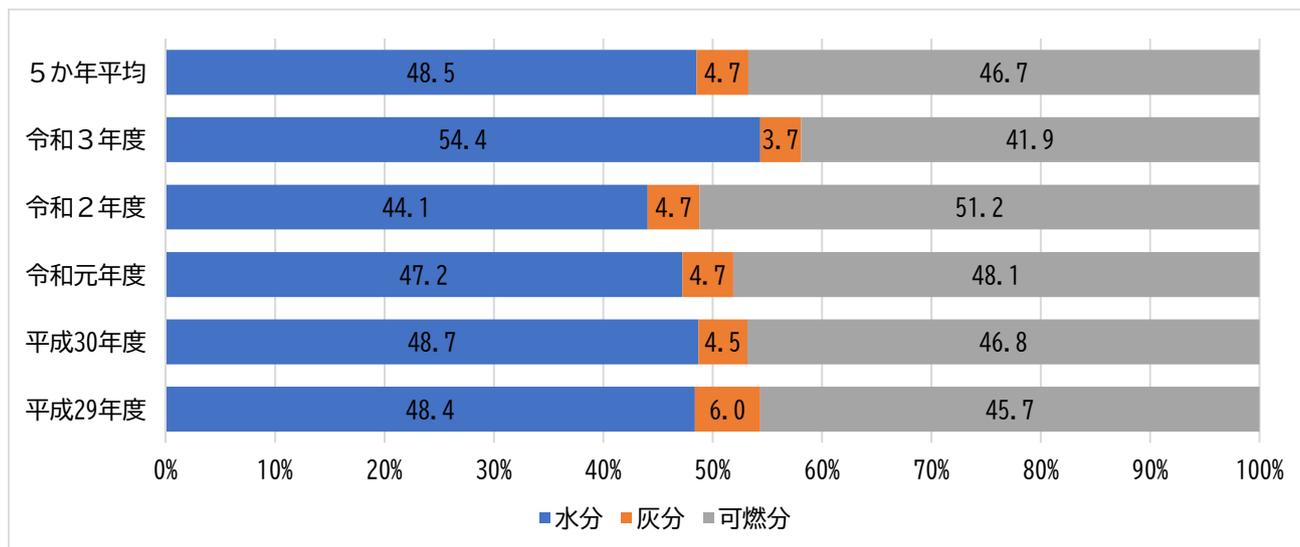


月別5か年平均

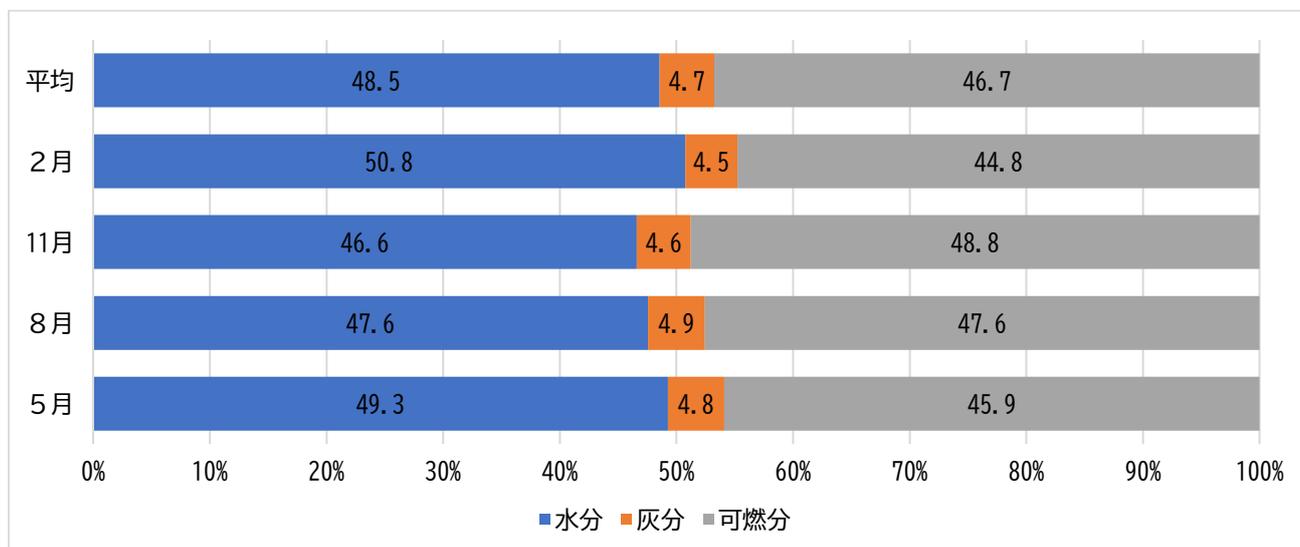
図3.4.1 ごみの種類組成

## 2) ごみの三成分

平成23～27年度におけるごみの三成分の構成比(5か年平均値)は、水分が48.5%、灰分が4.7%、可燃分が46.7%となっており、本施設の計画条件(水分:28.0～68.0%、灰分:6.0～16.0%、可燃分:26.0～56.0%)と比較し、灰分がやや少ないものの概ね計画値の範囲となっています。



年度別平均



月別5か年平均

図3.4.2 ごみの三成分

### 3) 低位発熱量

平成29年度から令和3年度における低位発熱量は、5,609～11,512kJ/kgで推移しています。本施設の計画条件（低位発熱量：低質ごみ 3,349kJ/kg、基準ごみ6,698kJ/kg、高質ごみ10,047kJ/kg）と比較すると、令和2年度に計画条件を上回る低位発熱量がみられた他は、全て計画条件の範囲内で変動しています。

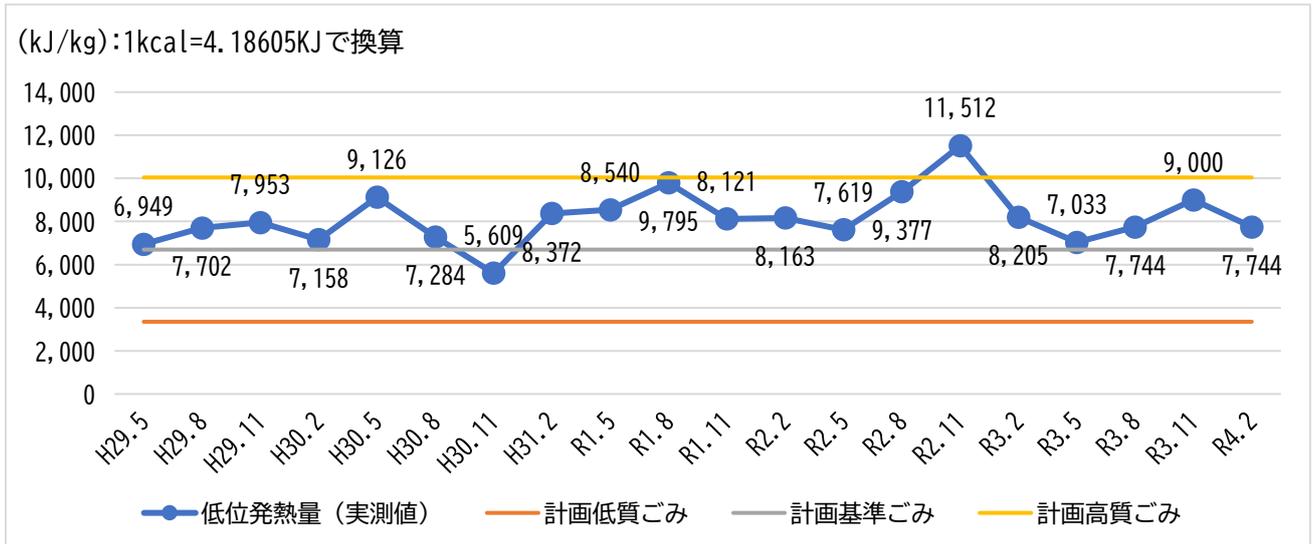


図3.4.3 ごみの低位発熱量の推移

## 5 ごみの減量・再生利用の実績

### 1) 市民によるごみの減量化・再資源化等

#### (1) 生ごみ堆肥化

##### ① 生ごみ処理機（堆肥化容器）補助事業実績

家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、本市では「日置市生ごみ堆肥化容器設置事業補助金交付要綱（H17.5.1 告示第77号）」に基づき生ごみの堆肥化容器等の購入費に対して補助を実施しました。令和元年度までの補助基数の累計は12,929基（1世帯1基の補助）で、全世帯数22,489世帯に対して57.5%でした。

令和2年4月から市内全域で生ごみ回収事業を本格的に開始したため、生ごみ処理機購入への助成（生ごみ堆肥化容器設置事業補助金）は、令和2年3月31日で終了しました。

表3.5.1 生ごみ堆肥化容器等導入基数の推移

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
導入基数	基	3,633	1,322	2,447	818	226
累計基数	基	9,160	10,482	12,929	13,747	13,973
世帯数	世帯	22,480	22,455	22,489	22,472	22,470
普及率	%	40.7%	46.7%	57.5%	61.2%	62.2%

※普及率 = 累計基数（1世帯1基） ÷ 該当年度の総世帯数 × 100

表3.5.2 生ごみ処理機購入補助概要

目的	ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ処理機（堆肥化容器）を購入された場合、次のとおり購入経費の一部を助成します。
補助対象	日置市内に住所を有する方 （平成17年5月1日以降に新たに購入された方）
補助金額	購入費の2分の1以内 （限度額 電気代25,000円 その他2,000円）
補助台数	1世帯につきそれぞれ1台のみ

## ② 生ごみ回収堆肥化事業の実績

家庭から排出される生ごみを分別・回収し、生ごみの焼却量の削減をめざす「生ごみ回収堆肥化事業」を行っています。

これによりごみの焼却により発生する二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減を図り、地球温暖化防止に貢献するとともに、ごみ処理費用の削減と、回収した生ごみの堆肥化、再利用により、資源循環型社会の形成を図るものとしています。

取組は平成24年度より一部モニター地区より試験的に開始し、平成27年度よりモデル事業として開始しました。モデル事業は令和元年度までの5か年とし、自治会ごとを取組を行い、1kg当たり10円の報奨金(コツコツマイレージ~CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>マイレージ~)を取組自治会に還元しました。事業10年目の令和3年度は1,027t/年(取組人数30,400人)となりました。

また、生ごみ発酵を促進するための微生物の栄養源として廃食用油の回収を平成26年度より開始し、ごみの総排出量に対して僅かではありますが、年間数トンの廃食用油を回収し資源化しています。

表3.5.3 生ごみ回収堆肥化事業実績

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生ごみ回収実績	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027
取組人数	人	14,875	23,060	27,830	28,444	30,400
廃食用油回収実績	t/年	11	13	14	13	15

## (2) 資源回収

本市では、地域子ども会、行政区やりサイクルグループ等の市民団体が実施する資源回収活動に対して資源回収事業補助金を交付しています。過去5年間の回収量の推移は以下のとおりであり、平成29年度から令和元年度は約257～343t/年で推移してきましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により150t/年程度となっています。

中心は古新聞・古雑誌等の古紙回収であり、ごみの再資源化の推進のために、引き続きごみの減量化・再資源化の施策の一環として集団回収事業の補助を進めていくこととしています。

表3.5.4 集団回収量の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区内人口（計画収集人口）	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468
集団回収ごみ	t/年	343.0	285.6	257.3	155.1	149.2
新聞	t/年	127.7	103.1	85.9	45.3	42.6
雑誌	t/年	84.2	74.3	56.6	30.6	27.9
牛乳パック	t/年	2.0	0.2	0.1	0.1	0.1
段ボール	t/年	57.1	55.7	53.0	47.2	40.9
その他紙	t/年	26.5	18.7	29.9	21.4	27.0
アルミ缶	t/年	12.3	9.5	10.7	6.4	5.9
スチール缶	t/年	4.3	2.9	2.5	1.3	1.1
1.8L以上古びん	本/年	25,292	19,295	15,399	2,406	3,380
重量換算	t/年	24.0	18.3	14.6	2.3	3.2
1.8L以下古びん	本/年	5,120	3,015	4,128	503	477
重量換算	t/年	4.9	2.9	3.9	0.5	0.5

※一升びん（1.8リットル瓶）は0.95kg/本で重量換算した

（日置市再資源回収事業補助金交付要綱の概要）

補助対象者	補助金額の算定額		
市民団体：自治会又は市内に住所を有する者を主な構成員とする女性団体、子供会、PTA、高齢者クラブ、スポーツ少年団若しくはこれに類すると市長が認めたもの。	品目	補助金の算定額	
	伐採竹	1kg当り5円	
	古紙類	1kg当り2円	
	アルミ缶	1kg当り2円	
	スチール缶	1kg当り2円	
	古瓶	1.8L以上	1本当たり2円
		1.8L未満	1本当たり1円
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の交付の対象経費は、市民団体が再生資源の回収活動に要した経費</li> <li>補助金額等は、市民団体が回収した再生資源を回収業者等へ引き渡した当該再生資源の量により算定するものとする</li> </ul>			

## 2) 行政によるごみ減量化・再資源化等

## (1) 資源化物回収量

本市では、資源ごみの分別収集やリサイクルプラザによる資源物の選別・回収により資源化を推進しています。また、焼却施設から排出される焼却灰・飛灰についてもセメント原料化等による資源利用を推進しています。

ごみ総排出量(直接資源化量を除く)に対する資源化率(直接資源化量を除く)は、平成29年度から令和3年度で16.0~16.8%となっています。そのうち最も大きな割合を占めるものが焼却灰等のセメント原料化量であり、次いで金属類となっています。

平成29年度から令和2年度の資源化率(直接資源化量を除く)の全国値は15.2~15.7%、鹿児島県平均値は10.5~10.8%であり、本市におけるごみの再資源化割合は全国値及び鹿児島県値より高くなっています。

表3.5.5 資源化物回収量の推移

区	分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①	ごみ総排出量	t/年	15,146.1	14,547.1	14,577.1	14,536.6	14,295.1
	収集 + 直搬	t/年	14,029.3	13,323.7	13,254.8	13,357.9	13,103.9
	集団回収	t/年	343.0	285.6	257.3	155.1	149.2
	アクアセンター万之瀬汚泥	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生ごみ回収・廃食用油	t/年	773.8	937.8	1,065.0	1,023.7	1,042.0
②	直接資源化量を除くごみ排出量	t/年	14,029.3	13,323.7	13,254.8	13,357.9	13,103.9
③	総資源化量	t/年	3,363.1	3,416.1	3,473.1	3,428.6	3,343.1
	紙類	t/年	35.0	27.0	27.0	20.0	18.0
	金属類	t/年	446.0	468.0	508.0	585.0	523.0
	ガラス	t/年	122.0	117.0	98.0	106.0	83.0
	ペットボトル	t/年	56.0	75.0	76.0	85.0	84.0
	容器包装プラスチック類	t/年	183.0	201.0	198.0	198.0	215.0
	焼却灰・飛灰(セメント原料)	t/年	1,137.0	1,076.0	1,012.0	1,011.0	1,215.0
	焼却灰・飛灰(山元還元)	t/年	254.0	214.0	218.0	229.0	—
	有害ごみ	t/年	13.3	14.7	13.8	15.9	13.9
	集団回収	t/年	343.0	285.6	257.3	155.1	149.2
生ごみ回収・廃食用油	t/年	773.8	937.8	1,065.0	1,023.7	1,042.0	
④	直接資源化量を除く資源化量	t/年	2,246.3	2,192.7	2,150.8	2,249.9	2,151.9
⑤	行政によるごみ再資源化率 (④÷②)×100	%	16.0%	16.5%	16.2%	16.8%	16.4%
⑥	行政によるごみ再資源化率 (全国)	%	15.7%	15.5%	15.2%	15.3%	
⑦	行政によるごみ再資源化率 (鹿児島県)	%	10.6%	10.7%	10.5%	10.8%	

※②④の直接資源化量に該当するものは、「集団回収量」、「生ごみ回収・廃食用油」である。なお、有害ごみは一旦リサイクルプラザに集積されるため、本表の直接資源化量には含めないものとした

※「焼却灰・飛灰」は、令和3年度よりすべてセメント原料化している

## (2) ごみ焼却施設による減量化（減容化）量

本市の家庭及び事業者から排出されたごみのうち、市が収集を行わない集団回収ごみ及び生ごみ堆肥化事業の対象の生ごみ及び廃食用油、並びに収集ごみのうちの有害ごみを除く、残りのほぼすべてのごみは中間処理を行い減量化したのちに、資源化を行っています。

もやせるごみは焼却施設へ、他のごみはリサイクルプラザへ搬入され、搬入された粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等は破碎・選別工程により資源物を回収後、施設から搬出し、資源化を行っています。

燃えるゴミ及びリサイクルプラザの処理工程後の可燃性破碎残渣はごみ焼却場へ送られます。焼却処理後の焼却灰については平成22年度までは灰溶融施設により溶融処理を行っていましたが、平成23年度以降は灰の溶融処理を停止しました。

現在は、平成22年度までに場内にストックしていた溶融処理後の焼却灰を、少しずつ、場外へ搬出し資源化を行っています。なお、令和3年度からは飛灰もセメント原料として還元しています。搬出実績は以下のとおりです。

表3.5.6 中間処理施設(溶融処理施設)における減量化率の推移

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
溶融スラグ資源化量	t/年	127	235	53	88	2
※累積量	t/年	2,649	2,884	2,937	3,025	3,027

※累積量は、溶融処理を停止した平成23年度を初年度として積み上げたもの。

なお、ごみの焼却による減量化は概ね90%程度となっています。

表3.5.7 中間処理(ごみ焼却施設)における減量化の推移

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
① ごみ焼却量	t/年	13,665	13,065	13,055	12,899	12,845
もえるごみ	t/年	13,184	12,571	12,605	12,469	12,359
破碎残渣物	t/年	481	494	450	430	486
② 焼却残渣量	t/年	1,464	1,355	1,297	1,309	1,286
焼却灰・飛灰(セメント原料)	t/年	1,137	1,076	1,012	1,011	1,215
焼却灰・飛灰(山元還元)	t/年	254	214	218	229	—
埋立処分量	t/年	73	65	67	69	71
③ 焼却による減量化割合 (1-②÷①)×100	%	89.3%	89.6%	90.1%	89.9%	90.0%

## 6 ごみ処理・処分の状況

### 1) 収集・運搬体制

本市の収集サービス等の状況は、下表のとおりとなっています。

現在はすべての地区においてごみの分別種類及び排出方法、収集頻度、料金を統一し運用しています。また、クリーンリサイクルセンターで処理できるすべてのごみは個人による直接持ち込みもできるようになっています。

なお、家庭ごみの収集は委託業者により収集を行い、事業系のごみは許可業者による収集を行っています。

表3.6.1 収集サービス等の状況

ごみ分別区分	収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金	収集体制
燃やせるごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 (透明袋に赤字)	特大(63L) 大(53L) 小(35L) 特小(25L)	特大 (31円/枚) 大 (26円/枚) 小 (16円/枚) 特小 (11円/枚)	委託
			蓋付ペットボトル容器	指定なし		
			指定ポリバケツ容器※1	品名：サ ハ <sup>°</sup> -ル#6		
燃やせないごみ		1回/週	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)	大(40L) 小(30L)	大 (26円/枚) 小 (16円/枚)	
資源物		2回/月	指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(63L) 小(30L) 特小(25L)	大 (26円/枚) 小 (16円/枚) 特小 (11円/枚)	
容器包装プラスチック類						
缶						
びん						
ペットボトル						
古紙類		1回/月	紙紐で十字縛り	—	—	
有害ごみ	ステーション及び指定収集所	適宜	できる限り販売店に出すこと。			
粗大ごみ	戸別	1回/月	電話申し込みによる。 ※指定収集日の5日前までに申し込み	基本料金630円 10kgごとに100円増し		
使用済み小型家電	回収ボックス	随時	—	—	—	
家電リサイクル対象品目	メーカーまたは販売店へ				各自	
使用済みパソコン	メーカーまたは販売店へ					

※1：ステーションポリバケツは、サンコータル#65

事業系ごみの収集運搬許可業者数は、現在以下のとおりとなっています。

表3.6.2 許可業者数

許可地域	許可業者数
合計	14
日置市全域	8
東市来町のみ	4
伊集院町のみ	0
日吉町のみ	1
吹上町のみ	1

また、直接搬入(持込)ごみの処理料金は、以下のとおりとしています。

表3.6.3 直接搬入(持込)ごみの処理料金

直接搬入	ごみの種類	重量区分	料金
自己搬入	燃やせるごみ	10kgまで	90円
		10kg増すごとに	90円
	燃やせないごみ、 有害・粗大ごみ	10kgまで	100円
		10kg増すごとに	100円
	資源ごみ	10kgまで	100円
		10kg増すごとに	100円
個別収集	粗大ごみ	10kgまで	630円
		10kg増すごとに	100円

## 2) 一般廃棄物処理施設

### (1) 施設の設置及び管理運営の経緯

本市の一般廃棄物処理施設は、日置市クリーンリサイクルセンターにごみ処理施設（焼却施設のみ稼働、溶融施設は使用中止しています。）、リサイクルプラザ、最終処分場があり、ここですべてのごみを処理しています。しかしながら、稼働開始から既に23年が経過し、建屋や機械設備の老朽化により、維持管理の経費が顕著に増大しつつあり、新たな施設整備に向けて具体的な検討を進める時期にきています。

日置市クリーンリサイクルセンターの現在までの経緯は以下のとおりです。

表3.6.4 クリーンリサイクルセンターの経緯

平成9年7月16日	日置地区塵芥処理組合（構成市町：東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町、吹上町、いずれも旧町名）の広域処理施設として着工
平成11年3月19日	竣工 所在地：鹿児島県日置郡松元町入佐2319番地（旧住所表記）
平成11年4月1日	稼働
平成17年5月1日	市町村合併により組合解散。 日置市クリーンリサイクルセンターとして日置市（東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、いずれも旧町名）が管理運営し、日置市内のごみを処理。（平成16年11月1日：松元町及び郡山町は鹿児島市と合併） 所在地：鹿児島県鹿児島市入佐町2319（現住所表記）
平成24年4月1日	溶融施設を停止し、廃溶融処理を中止し、焼却灰・飛灰をセメント原料、山元還元による資源化を開始

上記の経緯から、日置市クリーンリサイクルセンターは日置市が管理運営する施設ですが、その位置は現在、鹿児島市域となっています。なお、旧松元町及び旧郡山町は鹿児島市のごみ処理施設において処理を行っています。

### (2) ごみ処理施設（焼却施設・溶融施設）

ごみ処理施設のうち焼却施設は、稼働後23年が経過し、点検や補修により施設の性能維持が図られていますが、令和6年9月に（仮称）南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの機能移転を予定しています。なお、溶融施設は、平成24年度よりその利用を中止しました。

### (3) ごみ処理施設（リサイクルプラザ）

リサイクルプラザも同時期に竣工・稼働されており、かん、びん、容器包装プラスチック類、古紙類、ペットボトルなどが処理されています。

#### (4) 最終処分場

最終処分場も同時期に竣工・稼働されており、最終処分は溶融飛灰のみを埋め立てていましたが、平成24年度からの溶融施設の利用中止以後、溶融飛灰の埋め立ては行っていません。

現在は、焼却処理後の鉄類等の資源物以外の焼却残渣、リサイクルプラザからの不燃系破碎残渣などを最終処分しています。最終処分場の埋立容量は、令和4年12月1日現在で22,624.10m<sup>3</sup>で、平成28年12月1日の埋立残容量の24,797.54m<sup>3</sup>から6.2%減少しました。

表3.6.5 中間処理施設及び最終処分場の概要

施設名称	日置市クリーンリサイクルセンター
所在地	鹿児島県鹿児島市入佐町2319
事業主体	日置市（竣工当時：日置地区塵芥処理組合）
全体敷地面積	約140,988m <sup>2</sup>
着工・竣工	ごみ溶融処理施設 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月 リサイクルプラザ 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月 最終処分場 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月
運営管理体制	委託（一部直営）
ごみ焼却施設	
処理方式	焼却（ストーカ方式）
能力	81t/日（40.5t/16h×2炉）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
排ガス勝利設備	乾式有害ガス除去装置＋濾過式集塵装置（好反応除去剤＋活性炭）
灰処理設備	乾式搬送→貯留→溶融処理
余熱利用	白煙防止、燃焼空気、給湯、暖房
灰溶融炉施設	
能力	16t/日（8t/24h×2炉）
現在の状況	平成24年5月1日より利用を停止し、現在に至る
リサイクルプラザ	
能力	25t/日（1日5時間稼働）
処理対象	粗大ごみ、ビン、カン、可燃性粗大ごみ、紙製容器、ペットボトル、容器包装プラスチック類、不燃ごみ
選別設備	手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、ガラス自動色選別装置、風力選別機
再生設備	鉄缶圧縮機、アルミ缶圧縮機、金属圧縮機、ペット・紙製容器圧縮梱包機
最終処分場	
埋立対象物	不燃残渣、焼却鉄残渣
埋立開始年	平成11年4月
埋立面積・容量	13,450m <sup>2</sup> ・35,000m <sup>3</sup>
遮水工	表面2重遮水シート工法＋遮光マット
浸出水処理施設	50m <sup>3</sup> /日（無放流方式：処理水は焼却施設内噴霧）
浸出水処理方式	生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭処理→キレート処理→消毒→焼却施設プラント用水として利用

### 3) ごみ処理・処分量

ごみ処理・処分量の状況は表3.6.6のとおりとなります。ただし、表中(15)の欄については、過年度の焼却灰の溶融処理により排出された、溶融スラグを一旦場内貯留したものを再資源化のため場外搬出したものです。したがって、場外搬出時年度が該当年度に排出されたごみと異なることから、該当年度の資源化量には加えていません。

収集ごみの中間処理率は90.8～92.5%であり、直接資源化量が7.5～9.2%であるため、ごみ排出量のほとんどは中間処理または直接資源化されている状況となっています。

再資源化率は、22.2～23.9%となっています。

最終処分率は、2.3～3.6%ですが、その多くは、リサイクルプラザから排出される不燃系破碎残渣物となっています。

表3.6.6 ごみ処理・処分量の推移

区分		単位	H29	H30	R1	R2	R3	備考		
1	① ①	ごみ総排出量	t/年	15,146	14,547	14,577	14,537	14,295	Σ2~9	
2		可燃ごみ	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	市実績データ	
3		粗大ごみ	t/年	257	255	270	308	314	市実績データ	
4		有害ごみ	t/年	13	15	14	16	14	市実績データ	
5		不燃ごみ	t/年	763	815	828	964	826	市実績データ	
6		資源ごみ	t/年	575	593	589	612	618	市実績データ	
7		集団回収	t/年	343	286	257	155	149	市実績データ	
8		アクアセンター万之瀬汚泥	t/年	0	0	0	0	0	市実績データ	
9		生ごみ回収・廃食用油	t/年	774	938	1,065	1,024	1,042	市実績データ	
10	②	焼却施設	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	11	
11		②-1焼却処理量	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	Σ12~13	
12		直接焼却量	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	Σ2,8	
13		破碎選別残渣量	t/年	481	494	450	430	486	Σ22~24	
14		②-2資源化量	t/年	1,391	1,290	1,230	1,240	1,215	Σ16~17、(15)除く	
(15)		スラグ(場内保管分)	t/年	127	235	53	88	2	過去保管分	
16		焼却灰・飛灰(セメント原料)	t/年	1,137	1,076	1,012	1,011	1,215	廃棄物処理実態調査	
17		焼却灰・飛灰(山元還元)	t/年	254	214	218	229	-	廃棄物処理実態調査	
18		②-3最終処分量(埋立)	t/年	73	65	67	69	71	19	
19		焼却残渣	t/年	73	65	67	69	71	廃棄物処理実態調査	
20		④	リサイクルプラザ	t/年	1,595	1,663	1,687	1,884	1,757	Σ21,25,28
21			④-1破碎選別残渣量(焼却)	t/年	481	494	450	430	486	Σ22~24
22			粗大・不燃ごみ	t/年	442	456	411	388	442	廃棄物処理実態調査
23			資源ごみ	t/年	39	38	39	42	44	廃棄物処理実態調査
24	その他		t/年						市データとの調整量	
25	④-2破碎選別残渣量(埋立)		t/年	271	280	329	459	347	Σ26~27	
26	粗大・不燃ごみ		t/年	193	200	250	375	263	廃棄物処理実態調査	
27	資源ごみ		t/年	78	80	79	84	84	廃棄物処理実態調査	
28	④-3資源化量		t/年	843	889	908	995	924	Σ29~34	
29	紙類		t/年	35	27	27	20	18	廃棄物処理実態調査	
30	金属		t/年	446	468	508	585	523	廃棄物処理実態調査	
31	ガラス		t/年	122	117	98	106	83	廃棄物処理実態調査	
32	ペットボトル		t/年	56	75	76	85	84	廃棄物処理実態調査	
33	容器包装プラスチック類		t/年	183	201	198	198	215	廃棄物処理実態調査	
34	その他プラスチック類	t/年	1	1	1	1	1	廃棄物処理実態調査		
35	⑤	直接資源化量	t/年	1,130	1,238	1,336	1,195	1,205	Σ36~39	
36		⑤-1有害ごみ(委託処理)	t/年	13	15	14	16	14		
37		⑤-2廃食用油	t/年	11	13	14	13	15	廃棄物処理実態調査	
38		⑤-3集団回収量	t/年	343	286	257	155	149	7	
39	⑤-4生ごみ(回収)堆肥化	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027	9		
40	⑥	最終処分量(埋立)	t/年	344	345	396	528	418	Σ41~44	
41		⑥-1焼却施設	t/年	73	65	67	69	71	廃棄物処理実態調査	
42		⑥-2リサイクルプラザ(粗大・不燃)	t/年	193	200	250	375	263	26	
43		⑥-3リサイクルプラザ(資源)	t/年	78	80	79	84	84	27	
44		⑥-4直接最終処分	t/年	0	0	0	0	0	廃棄物処理実態調査	
45	中間処理率	%	92.5%	91.5%	90.8%	91.8%	91.6%	(12+20)÷1×100		
46	資源化率	%	22.2%	23.5%	23.9%	23.6%	23.4%	(14+28+35)÷1×100		
47	最終処分率	%	2.3%	2.4%	2.7%	3.6%	2.9%	40÷1×100		

※小数点以下は、四捨五入で表示している。

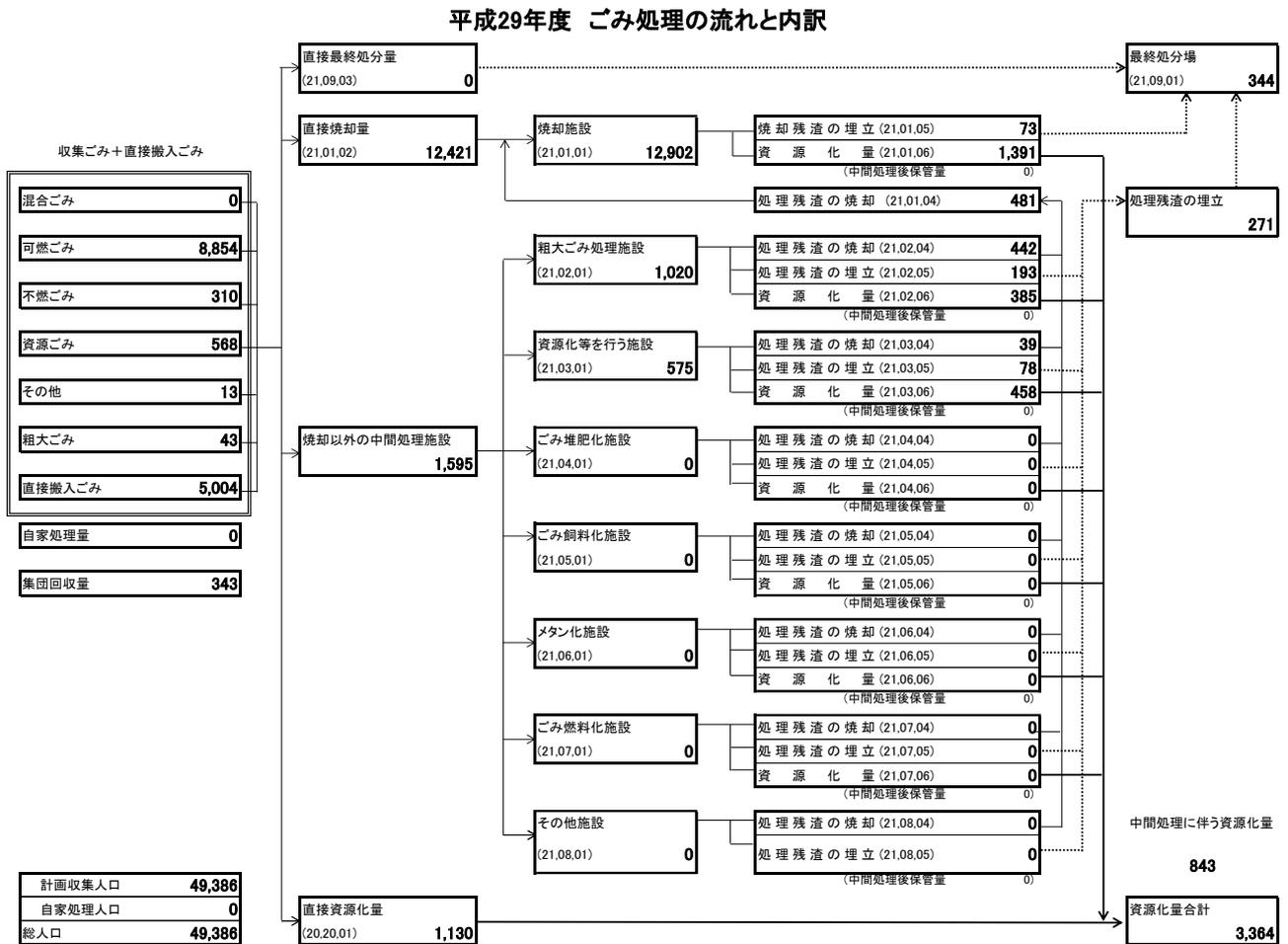


図3.6.1 ごみ処理の流れ(平成29年度)

### 平成30年度 ごみ処理の流れと内訳

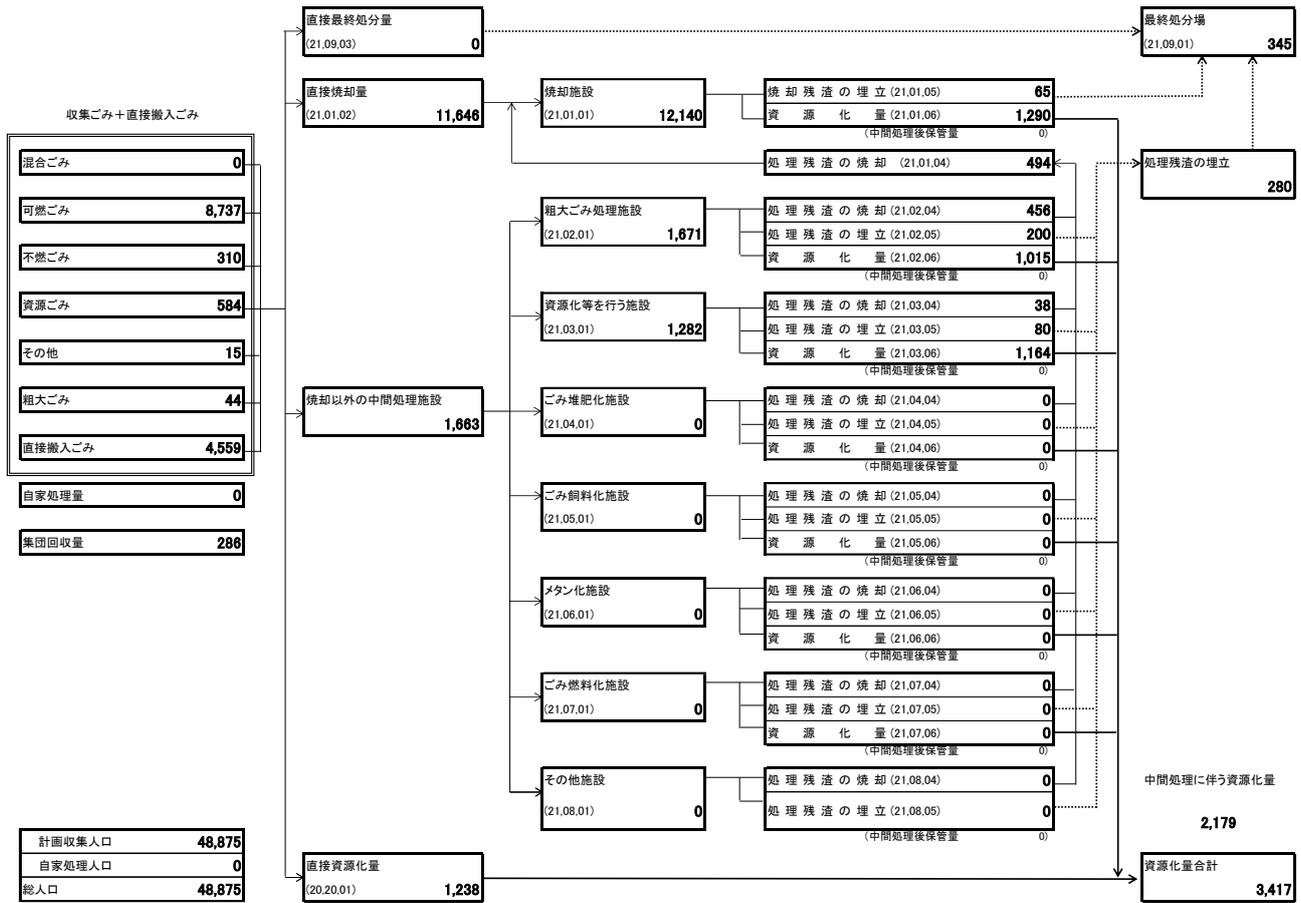


図3.6.2 ごみ処理の流れ(平成30年度)

令和元年度実績 ごみ処理の流れと内訳

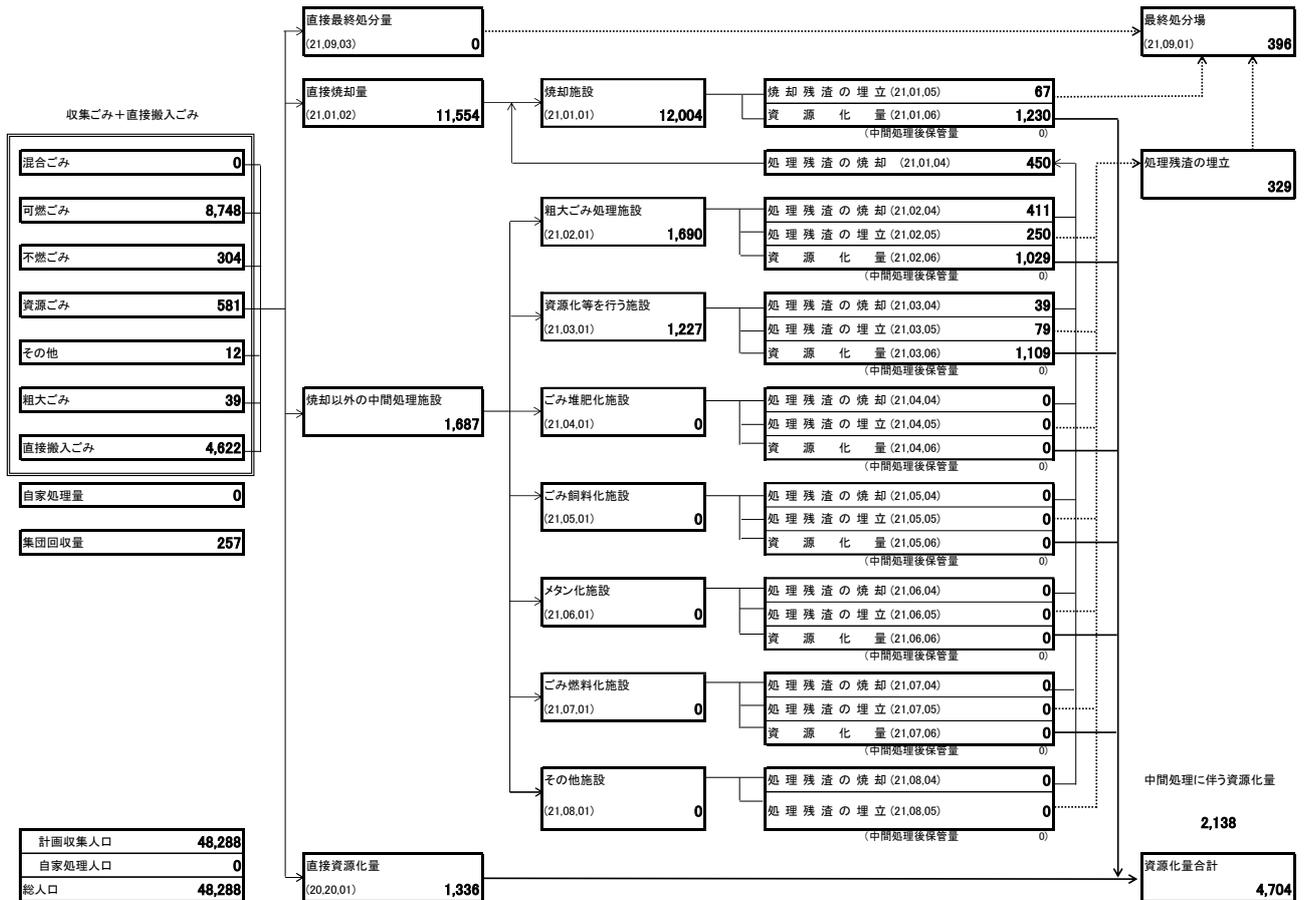


図3.6.3 ごみ処理の流れ(令和元年度)

令和2年度実績 ごみ処理の流れと内訳

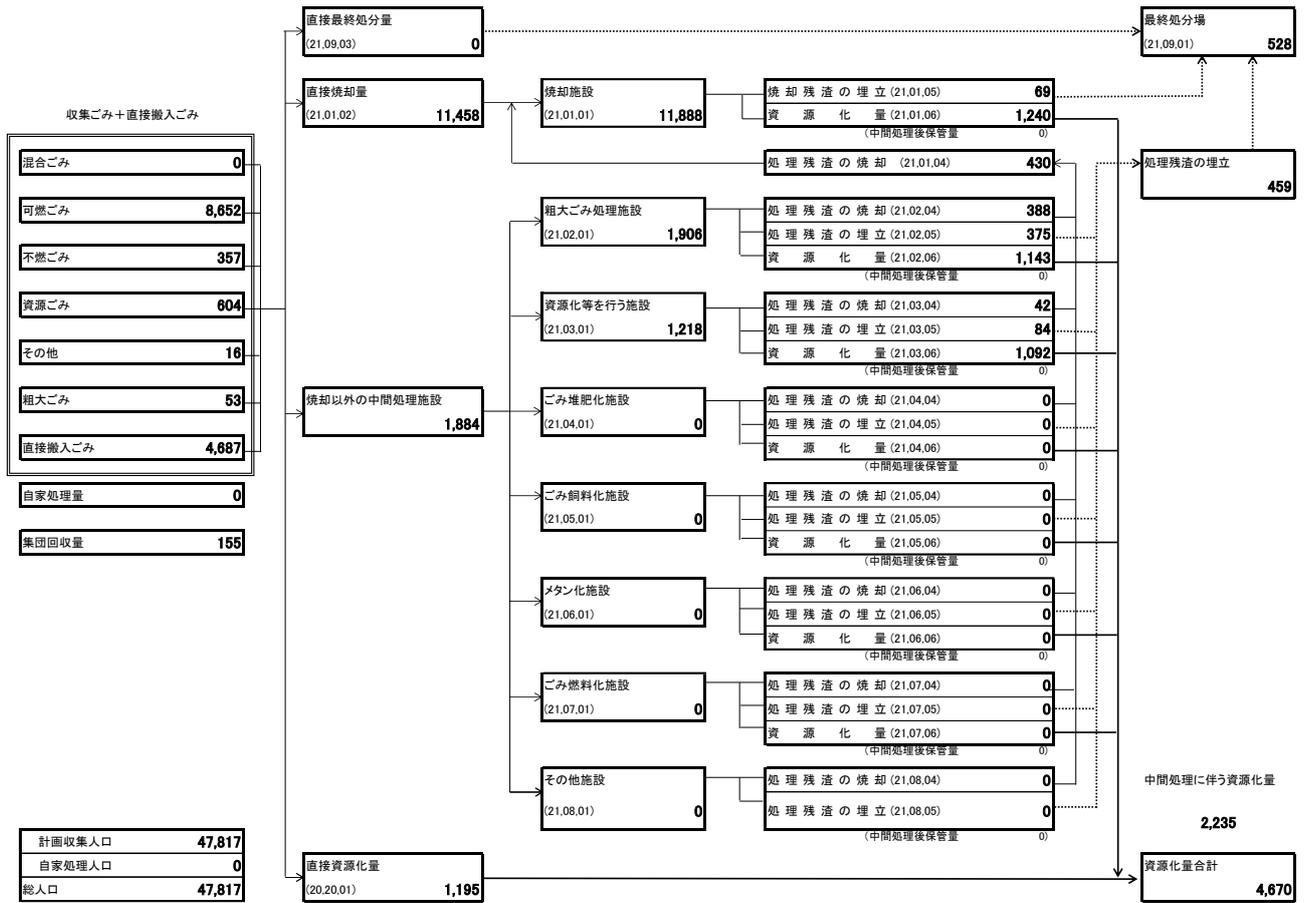


図3.6.4 ごみ処理の流れ(令和2年度)

令和3年度実績 ごみ処理の流れと内訳

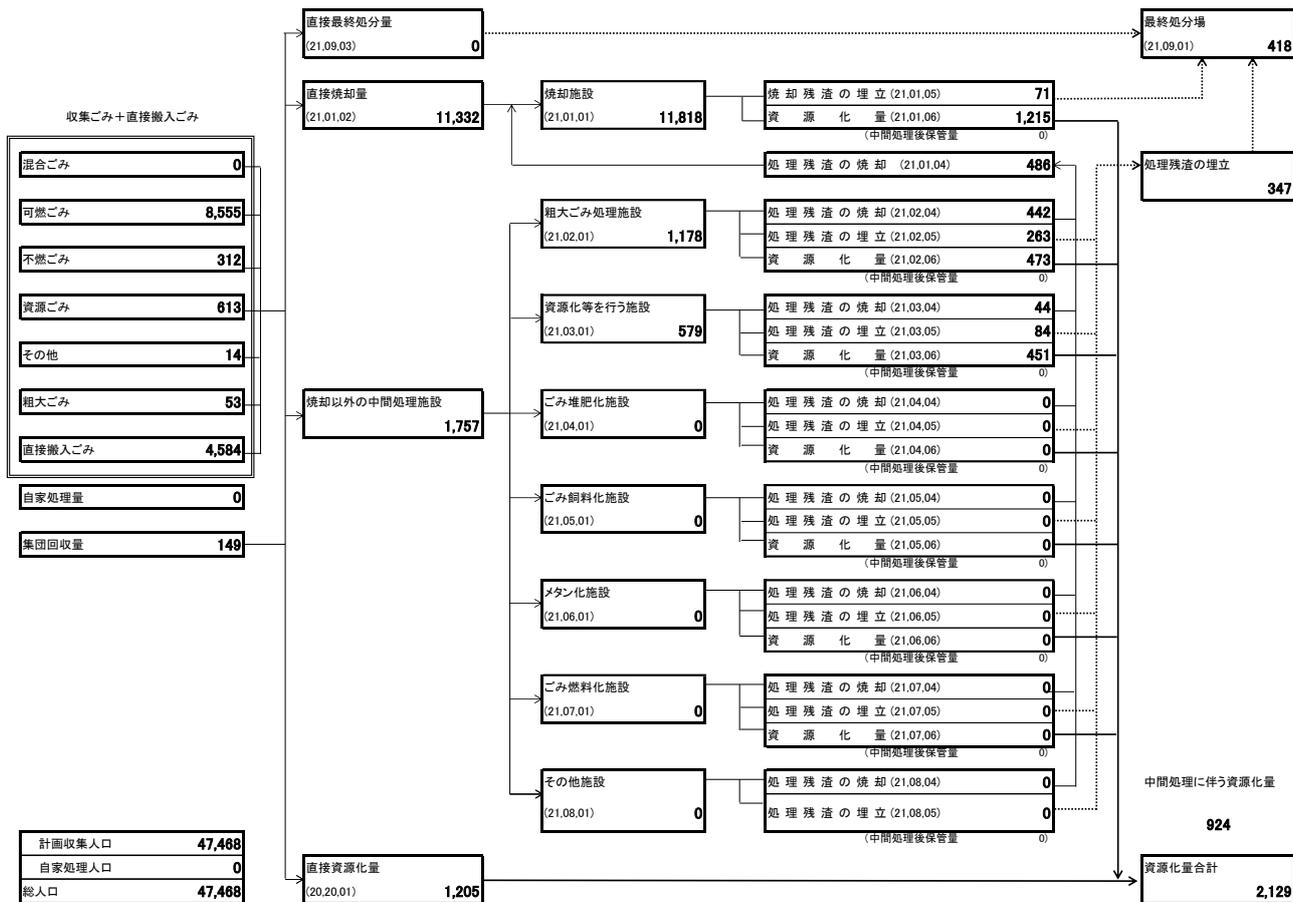


図3.6.5 ごみ処理の流れ(令和3年度)

#### 4) エネルギー回収量及び温室効果ガス排出状況

ごみ焼却施設によるごみ中間処理に伴う温暖化ガスの排出量の算出結果は下表のとおりで、5,087t-CO<sub>2</sub>/年～5,924t-CO<sub>2</sub>/年で推移しています。

表3.6.7 地球温暖化ガス排出量の推移

区 分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
①一般廃棄物焼却	t-CO <sub>2</sub> /年	4,753	3,875	4,184	4,729	4,558
②中間処理燃料使用 (A重油)	t-CO <sub>2</sub> /年	135	146	152	106	87
③中間処理電気使用	t-CO <sub>2</sub> /年	909	936	917	914	938
④一般廃棄物収集運搬 (燃料)	t-CO <sub>2</sub> /年	126	129	132	137	136
⑤合計	t-CO <sub>2</sub> /年	5,924	5,087	5,385	5,885	5,719

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月）  
環境省による算出方法

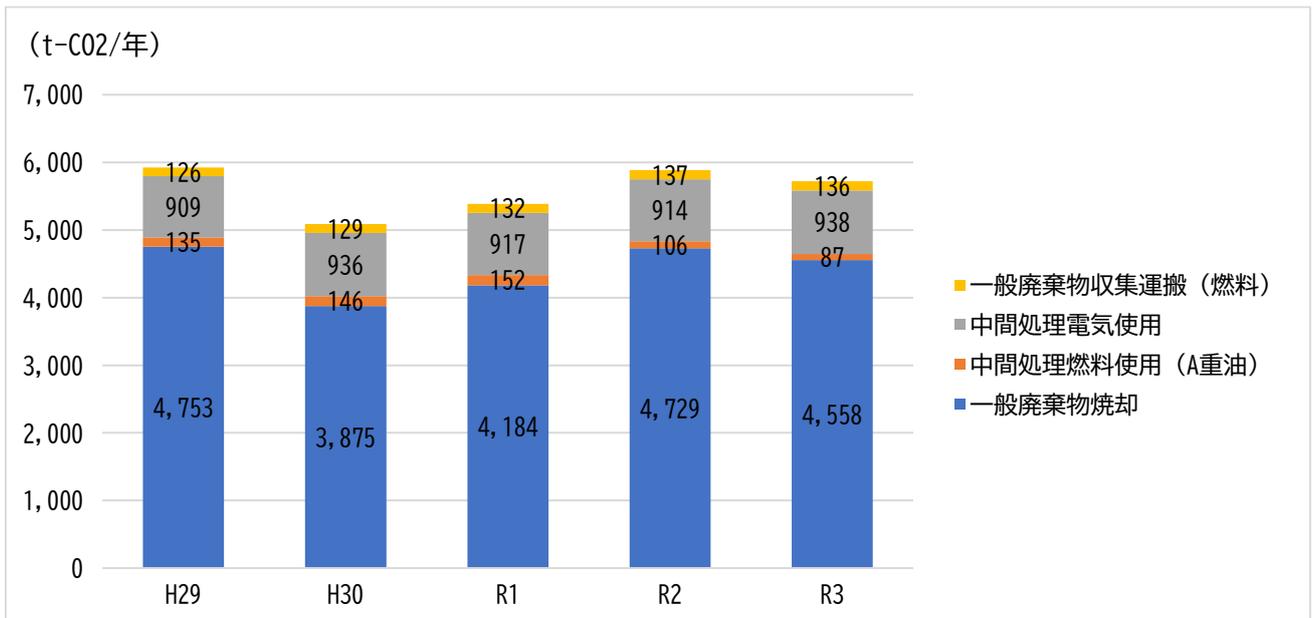


図3.6.6 二酸化炭素等排出量の推移

## 7 ごみ処理体制及びごみ処理経費

### 1) ごみ処理体制

本市におけるごみ処理等に関する組織体制は、次のとおりとなっています。

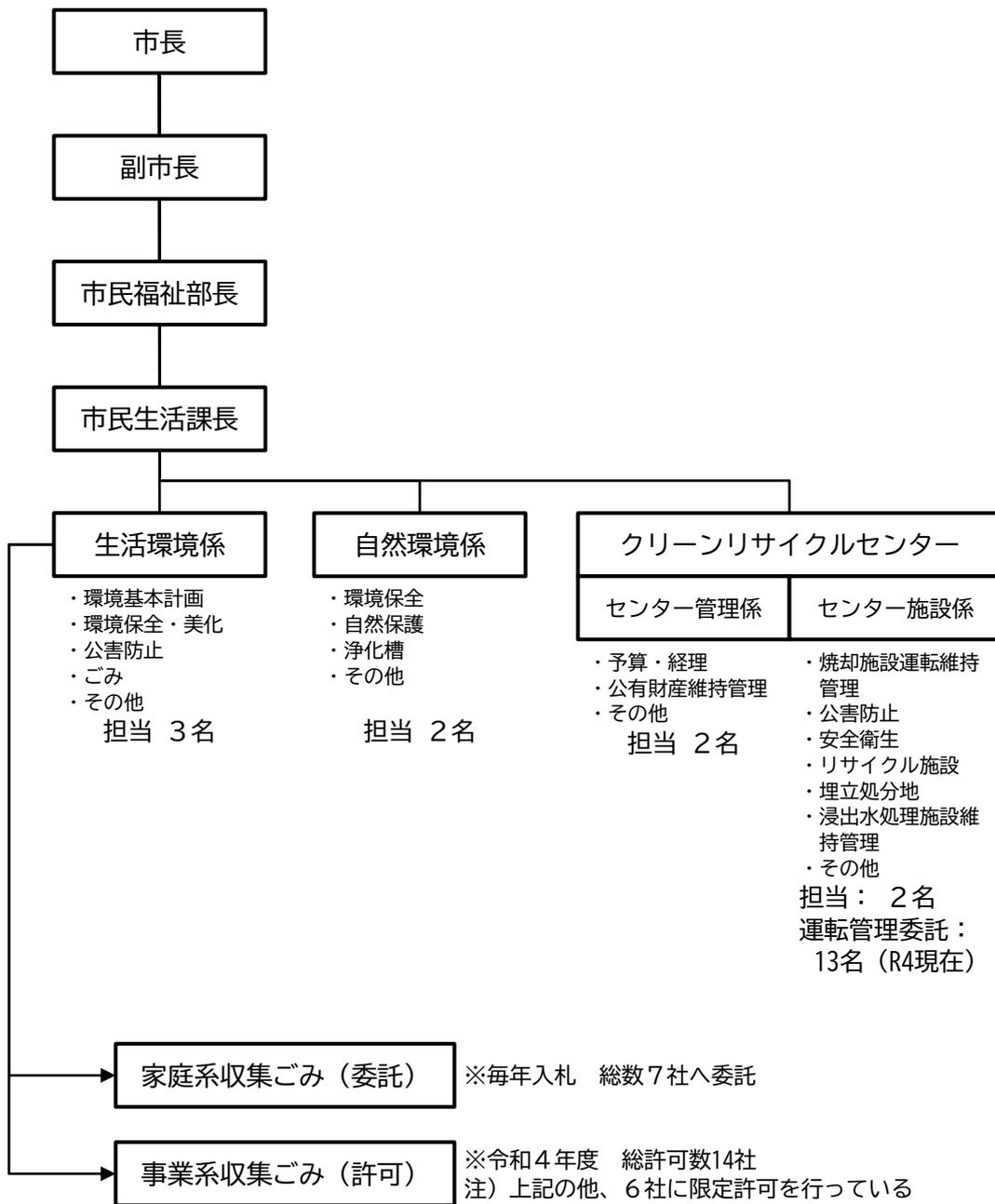


図3.7.1 組織体制

## 2) ごみ処理経費

本市における収集運搬及びごみ処理・処分費用は、次頁のとおりとなっています。

行政区域内人口(ここでは、「計画収集人口+外国人人口」としました。)、ごみ総排出量(集団回収量などの直接資源化量を除く)ともに過去5か年で減少していますが、1人当たりごみ排出量は横ばいとなっています。

一方、ごみ処理に必要となる処理・維持管理費は期間を通じて440,000千円前後となっています。

したがって、人口1人当たりの費用は9,000円/人程度で推移しており、鹿児島県平均値と比較すると平成29年度には同程度であったものが令和2年度には1,400円/人以上高くなっています。全国平均と比較すると平成29~30年度に1,000円/人以上低かったものが令和2年度には約300円/人ほどの差まで縮まっています。また、ごみ排出量1t当たりの費用も一貫して鹿児島県平均及び全国平均より高い水準で推移しています。

表3.7.1 ごみ処理・維持管理費の推移

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3	
①行政区内人口	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468	
②ごみ総排出量（直接資源化量除く）	t/年	14,005	13,296	13,227	13,329	13,075	
③建設費	千円	0	0	0	0	0	
処理・維持管理費用等	④人件費	千円	34,516	28,732	28,383	29,051	30,168
	一般	千円	34,516	28,732	28,383	29,051	30,168
	収集運搬	千円	0	0	0	0	0
	中間処理	千円	0	0	0	0	0
	最終処分	千円	0	0	0	0	0
	⑤処理費	千円	208,453	213,314	226,547	214,286	204,676
	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	206,372	210,914	225,029	210,898	202,872
	最終処分費	千円	2,081	2,400	1,518	3,388	1,804
	⑥車両等購入費	千円	0	0	0	0	0
	⑦委託費	千円	193,230	192,467	202,598	200,823	204,939
	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	192,474	191,711	201,828	200,053	204,169
	最終処分費	千円	756	756	770	770	770
その他	千円	0	0	0	0	0	
⑧処理・維持管理費合計	千円	436,199	434,513	457,528	444,160	438,783	
⑨一人当たり処理・維持管理費	円/人	8,832	8,890	9,475	9,289	9,265	
⑩排出量あたり処理・維持管理費	円/t	31,146	32,680	34,590	33,323	33,635	
⑪一人当たり処理・維持管理費(全県)	円/人	8,832	8,833	9,214	7,853	—	
⑫排出量あたり処理・維持管理費(全県)	円/t	26,351	26,221	27,375	23,370	—	
⑬一人当たり処理・維持管理費(全国)	円/人	9,977	10,159	9,490	9,597	—	
⑭排出量あたり処理・維持管理費(全国)	円/t	29,707	30,298	28,226	29,187	—	

※表中（-）は不明、空白は0である。

排出量あたり処理・維持管理費は直接資源化量（集団回収等）を除くごみ総排出量に対する費用である。

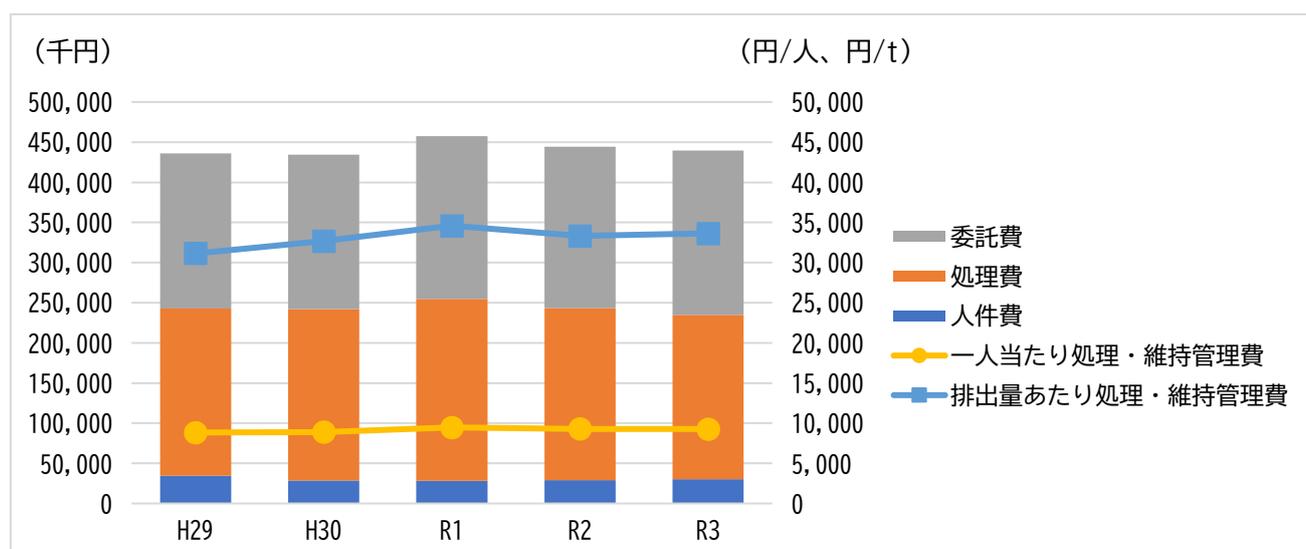


図3.7.2 日置市における処理・維持管理費の推移

## 8 ごみ処理の評価

### 1) ごみ処理に関する評価標準項目

一般廃棄物処理システムの分析比較については「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）においてごみ処理の現況及び課題を把握するために表3.8.1に示す標準的な評価項目が示されており、適宜、評価標準項目を抽出し、類似団体との比較において評価を行うものとされています。

評価の結果は、図3.8.1に示すとおりです。なお、本市のごみ処理の現況評価は、鹿児島県全体の指標値との比較により行いました。

鹿児島県平均値に対し概ね良好であったのは、廃棄物の発生が少ないこと、廃棄物の再生利用が多いこと、最終処分の割合については少ないことです。

一方、廃棄物の処理・維持管理費は鹿児島県平均値より高くなっています。今後は、中間処理施設の老朽化に伴う施設維持費の増加なども考えられるため、より効率的な廃棄物処理により、費用の低減努力が必要と考えられます。

また、最終処分費用については、鹿児島県平均値より低くなっています。今後も引き続き、適切な最終処分場の管理により、極力費用の低減に努める必要があります。

温室効果ガス排出量については、平成28年度と比較し、増加しているため、低減に向けた取組が必要です。

表3.8.1 標準的な評価項目(例)

視点	指標で測るもの	指標の名称
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費
		資源回収に要する費用
		エネルギー回収に要する費用
		最終処分減量に要する費用

出典) ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月)

表3.8.2 本市における一般廃棄物処理システムの評価項目と算出方法

評価項目	算出方法
廃棄物の発生	ごみ総排出量 ÷ 総人口 ÷ 365日
廃棄物の再生利用	総資源化量 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量)
最終処分	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
温室効果ガスの排出	廃棄物焼却等に関する温室効果ガス排出量 ÷ 総人口 ÷ 365日
人口一人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費に要する総費用 ÷ 計画収集人口
処分量当たり最終処分経費	最終処分に要する費用(車両購入費除く) ÷ 最終処分量

表3.8.3 本市における評価項目算出結果

評価項目	単位	H29	H30	R1	R2	R3	最大値	令和2年度	最小値
廃棄物の発生	kg/人・日	0.777	0.745	0.750	0.764	0.755	0.777	0.764	0.745
廃棄物の再生利用	t/t	0.222	0.235	0.239	0.236	0.234	0.239	0.236	0.222
最終処分	t/t	0.023	0.024	0.027	0.036	0.029	0.036	0.036	0.023
温室効果ガスの排出	kg-CO <sub>2</sub> /人・日	0.329	0.285	0.306	0.337	0.330	0.337	0.337	0.285
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	8,832	8,890	9,475	9,286	9,265	9,475	9,289	8,832
処分量当たり最終処分経費	円/t・年	8,247	9,148	5,778	7,875	6,158	9,148	7,875	5,778

表3.8.4 評価項目(指標)の評価と指数の算出方法

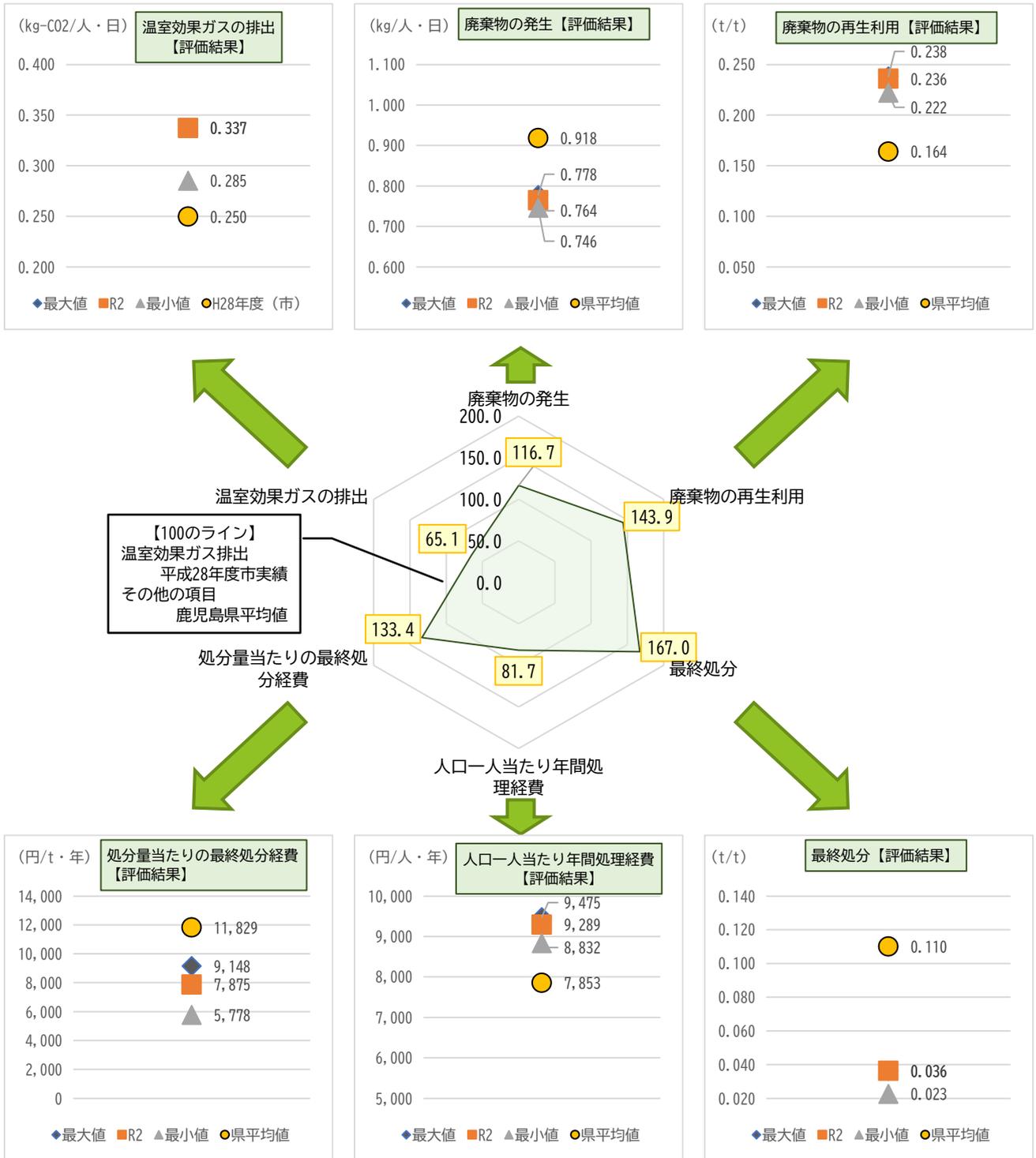
指標	指数化の方法
人口一人一日当たりごみ総排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物からの資源回収率	$\text{平均値} \div \text{基準値} \times 100$
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
人口一人当たり年間処理経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
処分量当たり最終処分経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$

表3.8.5 指数の算出結果

指標	単位	令和2年度	基準値	指数
廃棄物の発生	kg/人・日	0.764	0.918	116.7
廃棄物の再生利用	t/t	0.236	0.164	143.9
最終処分	t/t	0.036	0.110	167.0
温室効果ガスの排出	kg-CO <sub>2</sub> /人・日	0.337	0.250	65.1
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	9,289	7,853	81.7
処分量当たり最終処分経費	円/t・年	7,875	11,829	133.4

※ 基準値：令和2年度鹿児島県実績平均値、温室効果ガスは平成28年度の市実績値

※ 県数値の最新データは令和2年度のため、市の比較数値も令和2年度を用いた



- ①「廃棄物の発生」に関するチャートグラフの値 : 指数が高いほどごみの排出量が「少ない」という指標となる
- ②「廃棄物の再生利用」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど資源回収率が「高い」という指標となる
- ③「最終処分」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど最終処分量が「少ない」という指標となる
- ④「人口一人当たり年間処理経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる
- ⑤「処分量当たりの最終処分経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる
- ⑥「温室効果ガスの排出」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど温室効果ガス排出量は「少ない」という指標となる

※県平均値：令和2年度実績

日置市実績：平成29～令和3年度の変動範囲及び令和2年度実績

図3.8.1 本市の一般廃棄物処理システム比較分析表

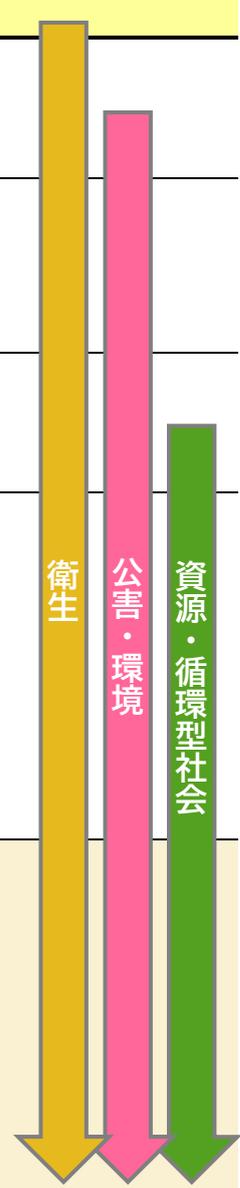
## 9 ごみ処理行政の動向

### 1) わが国におけるごみ処理関係法令の歴史

わが国におけるごみ処理関係法令の歴史は以下のようになっています。

表3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史

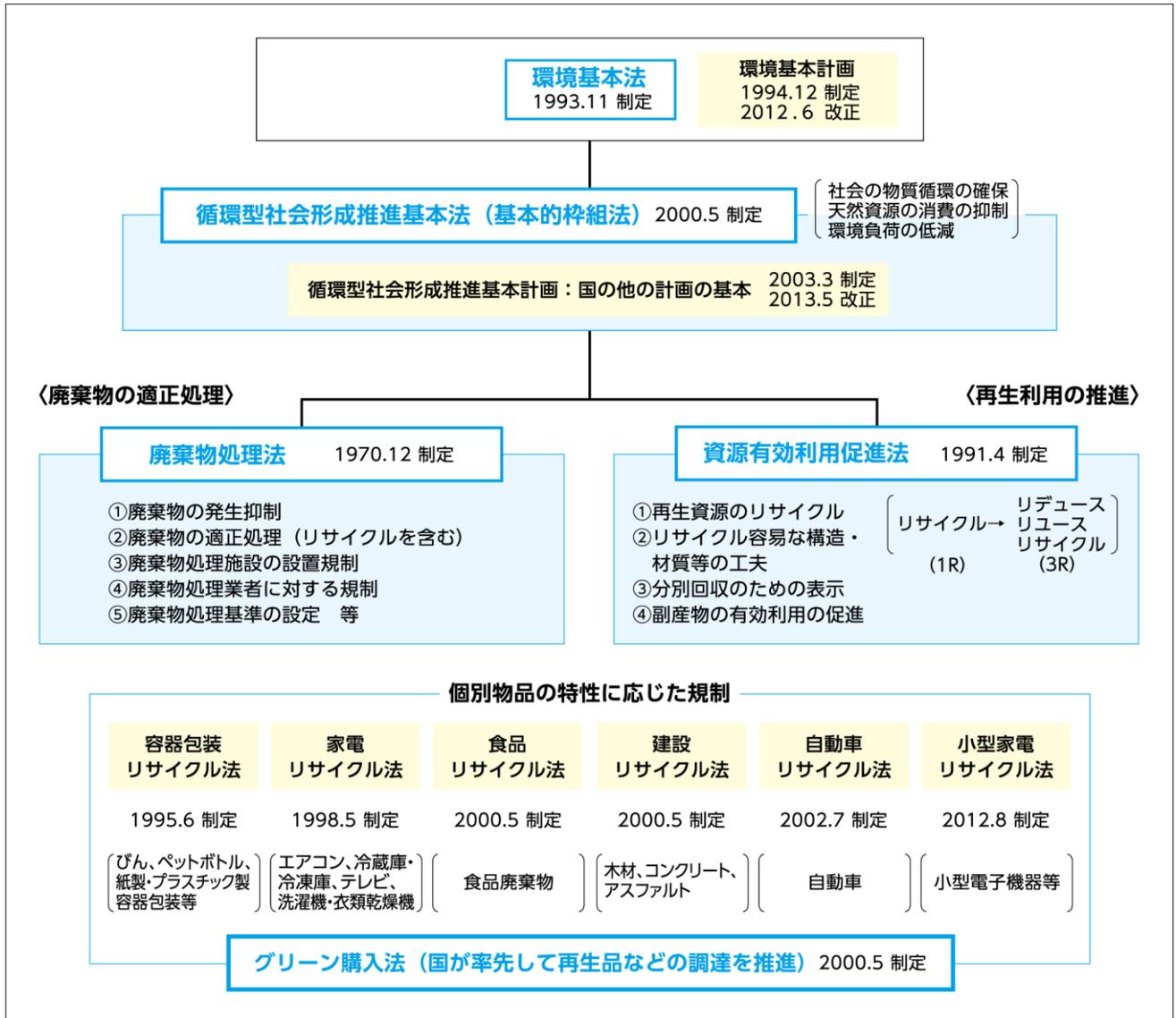
年代	内容	法律の制定
戦後 ～ 1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>衛生的で、快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ～ 1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化</li> <li>環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境施設整備緊急措置法(1963)</li> <li>廃棄物処理法(1970)</li> <li>廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域臨海環境整備センター法(1981)</li> <li>浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>各種リサイクル制度の構築</li> <li>有害物質(ダイオキシン類含む)対策</li> <li>廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>産業廃棄物処理特定施設整備法(1992)</li> <li>環境基本法(1993)</li> <li>容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>廃棄物処理法改正(1997)</li> <li>家電リサイクル法(1998)</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法(1999)</li> </ul>
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成を目指した3Rの推進</li> <li>産業廃棄物処理対策の強化</li> <li>不法投棄対策の強化</li> <li>災害廃棄物対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法(2000)</li> <li>建設リサイクル法</li> <li>食品リサイクル法(2000)</li> <li>廃棄物処理法改正(2000)</li> <li>P C B特別措置法(2001)</li> <li>自動車リサイクル法(2002)</li> <li>産業廃棄物支障除去特別措置法(2003)</li> <li>廃棄物処理法改正(2003～06, 10)</li> <li>小型家電リサイクル法(2012)</li> <li>廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015)</li> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(2022)</li> </ul>



資料：「廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について（平成28年5月19日）廃棄物処理制度専門委員会資料」環境省に加筆

## 2) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。



資料：「日本の廃棄物処理の歴史と現状 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室」(2014年2月)

図3.9.1 循環型社会の形成と推進のための法制度

### 3) 国の廃棄物処理の目標

#### (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画(以下、「第四次循環基本計画」という。)が平成30年度に策定されました。第四次循環基本計画は、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

表3.9.2 第四次循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	平成12年度(実績)	令和7年度(目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量※1	約1,185g/人/日	約850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※2	約660g/人/日	約440g/人/日
事業系ごみ排出量	約1,799万t	約1,100万t

※1 ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365日

※2 家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

#### (2) 廃棄物処理基本方針及び廃棄物処理施設整備計画

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年5月環境省告示第34号。以下「基本方針」という。)については、令和2年度(平成32年度)を目標年度としてきましたが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和2年度は改定を行わないこととなりました。令和2年度以降については、第四次循環基本計画等の目標を参考にして施策を進めることとされています。

表3.9.3 廃棄物処理基本方針(目標量)

区 分	令和7年度
排 出 量	約3,800万t
循環利用率	約28%
最終処分量	約320万t
その他の目標	廃棄物エネルギー利用 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合を46%とする
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 家庭系ごみ排出量：約440g/人/日
	減量化目標の達成 ・家庭系食品ロス発生量を把握している市町村数：200市町村以上 ・家電リサイクル法上の小売業者の取引義務外品の回収体制を構築している市町村数：100% ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：80%以上

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

現行の計画は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実しています。

表3.9.4 廃棄物処理施設整備計画の構成

<p>基本的 理念</p>	<p>(1) 基本原則に基づいた3Rの推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備</p>
<p>廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施</p>	<p>廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標</p>
<p>(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみのリサイクル率：21%→27%</li> <li>■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数： 2017年度の水準（20年分）を維持</li> <li>■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 19%→21%</li> <li>■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46%</li> <li>■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70%</li> <li>■ 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76%</li> <li>■ 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量： 15万t-CO2→12万t-CO2</li> </ul>

## 4) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県では、廃棄物処理法の改正、第四次循環型社会形成推進基本計画やプラスチック資源循環戦略の策定を受け、「鹿児島県廃棄物処理計画」を令和3年3月に改定しました。改定した計画のうち、一般廃棄物処理計画に関する概要を以下に示します。

表3.9.5 鹿児島県廃棄物処理計画の概要

【計画名称】	鹿児島県廃棄物処理計画（令和3年3月）								
【計画期間】	令和3年度～令和7年度までの5年間								
【基本的考え方】	<p>●全体的考え方</p> <p>①できる限り廃棄物の発生を抑制する。</p> <p>②廃棄物となったものについては、不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収するなど循環的利用を行う。</p> <p>③これらが行われないものについては、適正な処分を行う。</p> <p>●一般廃棄物に関する考え方</p> <p>④排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進</p> <p>⑤適正処理が円滑に行われるよう、廃棄物処理施設の広域的な整備を推進</p>								
【前計画の目標値との比較】	最終処分量を除き目標を概ね達成できない見込みとなっています。								
目標値の種類	前計画における平成27年度推計値	前計画における令和2年度目標値	令和2年度推計値						
総排出量（千トン）	551	516	532						
一人一日当たり排出量(g)	915	890	918						
リサイクル率（%）	17.3	22.1	16.4						
最終処分量（千トン）	70	60	59						
【一般廃棄物に関する課題】	<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理に関する課題</p> <table border="1"> <tr> <td>ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進</td> <td>令和2年度における県内のごみの総排出量、県民一人一日当たりの排出量、リサイクル率について、いずれも前計画における目標を達成できない見込みであることから、引き続き、食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど、より一層の排出抑制やリサイクルを促進する必要があります。 家庭から排出されるプラスチックごみについては、今後、資源として分別回収することが求められると見込まれることから、市町村は、住民にわかりやすい分別ルール の提示や分別収集体制を確立する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>ごみの適正処理の促進</td> <td>粗大ごみなどの不法投棄や、空き缶等の散乱ごみが見られ、これらの回収と処理は、市町村の大きな負担となっていることから、今後とも、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく、廃棄物の適正な処理を促進するため、住民の意識啓発に努める必要があります。 高齢化の一層の進展により、ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから、適切なごみ収集体制を確保する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設の広域的整備</td> <td>将来にわたり持続可能な適正処理が確保されるよう、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進める必要があります。 コスト削減を図りながら、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要があります。 地球温暖化防止の観点等から、エネルギーの有効活用を図るための高効率な廃熱利用やごみ発電施設等の整備についても促進する必要があります。</td> </tr> </table>			ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進	令和2年度における県内のごみの総排出量、県民一人一日当たりの排出量、リサイクル率について、いずれも前計画における目標を達成できない見込みであることから、引き続き、食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど、より一層の排出抑制やリサイクルを促進する必要があります。 家庭から排出されるプラスチックごみについては、今後、資源として分別回収することが求められると見込まれることから、市町村は、住民にわかりやすい分別ルール の提示や分別収集体制を確立する必要があります。	ごみの適正処理の促進	粗大ごみなどの不法投棄や、空き缶等の散乱ごみが見られ、これらの回収と処理は、市町村の大きな負担となっていることから、今後とも、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく、廃棄物の適正な処理を促進するため、住民の意識啓発に努める必要があります。 高齢化の一層の進展により、ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから、適切なごみ収集体制を確保する必要があります。	ごみ処理施設の広域的整備	将来にわたり持続可能な適正処理が確保されるよう、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進める必要があります。 コスト削減を図りながら、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要があります。 地球温暖化防止の観点等から、エネルギーの有効活用を図るための高効率な廃熱利用やごみ発電施設等の整備についても促進する必要があります。
ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進	令和2年度における県内のごみの総排出量、県民一人一日当たりの排出量、リサイクル率について、いずれも前計画における目標を達成できない見込みであることから、引き続き、食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど、より一層の排出抑制やリサイクルを促進する必要があります。 家庭から排出されるプラスチックごみについては、今後、資源として分別回収することが求められると見込まれることから、市町村は、住民にわかりやすい分別ルール の提示や分別収集体制を確立する必要があります。								
ごみの適正処理の促進	粗大ごみなどの不法投棄や、空き缶等の散乱ごみが見られ、これらの回収と処理は、市町村の大きな負担となっていることから、今後とも、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく、廃棄物の適正な処理を促進するため、住民の意識啓発に努める必要があります。 高齢化の一層の進展により、ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから、適切なごみ収集体制を確保する必要があります。								
ごみ処理施設の広域的整備	将来にわたり持続可能な適正処理が確保されるよう、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進める必要があります。 コスト削減を図りながら、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要があります。 地球温暖化防止の観点等から、エネルギーの有効活用を図るための高効率な廃熱利用やごみ発電施設等の整備についても促進する必要があります。								

【施策目標及び施策展開】

一般廃棄物に係る施策目標及び施策展開の方針は、以下のとおりです。

表3.9.6 鹿児島県廃棄物処理計画の目標値(一般廃棄物処理に関する事項のみ)

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量(千トン)	532	501	483	9.2%削減
一人一日当たり排出量(g)	918	909	875	4.7%削減
リサイクル率(%)	16.4	17.4	23.4	7.0ポイント増加
最終処分量(千トン)	59	52	47	20.3%削減

表3.9.7 鹿児島県廃棄物処理計画における施策展開(一般廃棄物に関する事項)

排出抑制、減量化、リサイクルの促進	<p>(1) 排出抑制の促進 関係機関と連携したごみ排出抑制等の普及啓発など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体と連携しながら、食品ロスの削減やマイバッグキャンペーンなどを普及啓発し、ごみの排出抑制を促進</li> </ul> <p>(2) 食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む。</li> </ul> <p>①消費者の食品ロス削減に対する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に対し、30・10運動など、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信</li> </ul> <p>②農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減等に協力・貢献する取組を行う「九州食べきり協力店」の登録の推進、30・10運動の普及啓発</li> </ul> <p>③市町村の食品ロス削減に対する取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への情報提供や積極的な市町村の取組の紹介</li> </ul> <p>(3) 再生素材等の利用促進 バイオプラスチックへの代替促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集</li> </ul> <p>家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村へ情報提供</li> </ul> <p>(4) 容器包装リサイクルの促進</p> <p>(5) 家電、小型家電リサイクルの促進</p> <p>(6) 自動車リサイクルの促進</p> <p>(7) 生ごみなどのリサイクルの促進</p> <p>(8) 食品リサイクルの促進</p> <p>(9) その他の品目のリサイクルの促進</p>
廃棄物処理体制の整備	<p>(1) ごみの広域処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な処理や施設の集約化とともに、地域の特性に応じた計画的・総合的な整備を促進</li> <li>コスト削減を図りつつ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新により、施設の長寿命化、延命化を促進</li> </ul> <p>(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法に基づき、適正な処理が推進されるよう、施設の維持管理に係る必要な助言等</li> </ul> <p>(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理の省エネルギー化や、電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進める施設の整備促進</li> <li>地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備や地域循環共生圏の取組に関する必要な助言</li> </ul>

適正処理の推進	(1) 不法投棄の防止 (2) 地域環境衛生団体の育成 (3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言 ごみ処理事業の効率化の促進 適切な収集体制の確保 ・ 高齢化に対応したごみ収集体制が確保されるよう助言 (4) 家電の適正処理
---------	---

表3.9.8 鹿児島県廃棄物処理計画における市町村の役割(一般廃棄物に関する事項)

廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の一般廃棄物の排出抑制の普及啓発</li> <li>・ 一般廃棄物のリサイクルを推進するための分別収集の実施</li> <li>・ 県の各種施策との連携</li> <li>・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用促進と公共事業から発生する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進</li> <li>・ ごみ処理の有料化の検討</li> </ul>
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却施設の適正な燃焼管理とダイオキシン類濃度の定期的測定</li> <li>・ 不法投棄防止対策として、県と連携した監視活動の推進</li> </ul>
散乱ごみの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き缶等の散乱防止など、美観の保持のための各種キャンペーン等の実施</li> </ul>
廃棄物処理施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の広域的処理施設の整備</li> <li>・ 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備</li> <li>・ 事業者等の施設設置における住民との意見調整</li> </ul>
廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理の状況や施策等について、県と連携した住民への周知</li> </ul>

## 5) 日置市の計画

### (1) 第2次日置市総合計画（平成28年3月）

本市の上位計画である「第2次日置市総合計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）」の概要（一般廃棄物に関する事項を中心として）を下表に示します。

表3.9.9 第2次日置市総合計画の概要

第2次日置市総合計画			
<b>総合計画の理念及び基本方針</b>			
【基本理念】			
子どもたちに希望、お年よりにしあわせのあるまちをつくります／働くことに夢があり、豊かなまちをつくります／伝統文化を生かした教育のまちをつくります／豊かな自然環境を大切に、市民すべてが健康なまちをつくります／きまりを守り、力を合わせて安心・安全なまちをつくります			
【将来都市像】			
『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』			
【将来都市像の重点テーマ】			
「いきいき健やか」創造プラン			
「安心・やすらぎ」創造プラン			
「活力とにぎわい」創造プラン			
【基本目標】			
1 笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり【保健・医療・福祉】			
2 豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり【生活環境】			
3 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業経済】			
4 豊かな心と感性を育てるまちづくり【教育・文化・スポーツ】			
5 安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり【社会基盤】			
6 地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり【市民参画・行財政】			
【一般廃棄物（ごみ）に関する施策の方向性】			
・生活関連施設・設備の適正な維持管理			
・廃棄物排出の減量及び適正処理の推進			
・食の循環による廃棄物の再資源化の推進			
<b>ごみ処理に関する基本計画の概要</b>			
●生活関連施設・設備の適正な維持管理			
・し尿処理施設、火葬場、クリーンリサイクルセンターなどに関しては、運営主体との連携を図りながら、適正な維持管理、長寿命化に取り組む。			
●廃棄物排出の減量及び適正処理の推進			
・市民や事業者への啓発・指導などを通じ、廃棄物排出の減量化や分別の徹底など廃棄物の発生抑制に向けた取組を推進する。			
・安定した廃棄物処理を行うため、廃棄物処理施設の適切な維持管理を行い、安全で効率的な運転に努める。			
●食の循環による廃棄物の再資源化の推進			
・現在実施している生ごみモニターの対象世帯を順次拡大していき、地域内での「食の循環」機能を向上させ、廃棄物の再資源化につなげる。			
目標値（単位：戸、t）			
成果指標名	区分	現状値 （平成26年度）	目標値 （令和7年度）
生ごみモニター対象世帯数		100	20,000
ごみ収集量		15,383	12,400

## (2) 日置市環境基本計画

本市では、令和元年10月に、環境の保全に関する施策の総合的・体系的な推進を図り、市民や事業者がそれぞれの立場で、環境の保全に向けた取組を進める際の指針となる「第2期日置市環境基本計画」を策定しました。当計画の概要を以下に示します。

表3.9.10 環境基本計画の概要

【計画名称】 第2期日置市環境基本計画（令和元年10月）  
 【計画期間】 令和元年度～令和10年度までの10年間  
 【目指す環境の姿】 水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき  
 【環境目標】  
 自然環境：日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ  
 生活環境：環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する  
 地球環境：エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す  
 快適環境：多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る  
 環境保全体制：環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする

### ●生活環境の保全（環境目標）

市内のごみの発生量が増えています。

現在の私たちの暮らしの中では、ごみは必ず発生します。しかし、かの小松帯刀が生きた江戸時代には、再使用や再生利用などによってごみはほとんど発生せず、循環型社会が形成されていたとされています。

私たちは、先人の知恵を活かしつつ、資源の有効利用を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

施策の基本的な方針 ⇒ ごみの減量と適正処理、資源の有効利用に取り組みます

主な取組	担当課
4R【Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：排出抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)】運動を推進します。	市民生活課
マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に向けた取組を協働により推進します。	
資源ごみ持ち去り禁止条例（日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）に基づき、資源ごみの適正処理に努めます。	
ごみの不法投棄の防止に向けて、協働によるパトロールの強化や通報体制の構築を行います。	
ごみのポイ捨て防止やペットのふんの放置防止に向けて、啓発看板の設置等によりマナーの向上を図ります。	
ごみの分別方法や出し方を徹底するよう努めていきます。	
多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画策定の指導を徹底します。	
河川愛護事業や道路愛護事業、日置市クリーン作戦など協働による地域美化活動を推進します。	市民生活課 建設課
再生資源回収事業やクリーン・リサイクルセンター及びリサイクルプラザ施設運営事業を推進します。	市民生活課
生ごみリサイクルによる地球温暖化防止に努めます。	
食用油の回収によりリサイクルに取り組みます。	

表3.9.11 環境基本計画における目標値(廃棄物処理に関する事項のみ)

環境指標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	21.1% (平成30年度)	12% (令和10年度)
ごみ排出量	14,447t (平成30年度)	12,500t (令和10年度)
リサイクル率	21.9% (平成30年度)	30.0% (令和10年度)
最終処分量	346t (平成30年度)	320t (令和10年度)

注：不満を感じる市民の割合(現況値)は「かなり不満」と「やや不満」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値は、平成26～30年度実績値を基に推計。

表3.9.12 環境基本計画における市民・事業者の取組

<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4R運動を推進します。</li> <li>・ マイバッグやマイはしの持参、生ごみの堆肥化などごみ減量に努めます。</li> <li>・ 過剰包装は断るようにします。</li> <li>・ 決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>・ 外出時のごみは持ち帰って分別します。</li> <li>・ ポイ捨て防止運動を推進し、気づいた時はすぐにごみを拾います。</li> <li>・ 自治会等の協力を得ながらポイ捨て・不法投棄防止パトロールを行います。</li> <li>・ 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。</li> </ul>
<b>事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4R運動を推進します。</li> <li>・ 飲食店では割りばしを置かず、洗浄し繰り返し使用します。</li> <li>・ レジ袋の削減や簡易包装に取り組みます。</li> <li>・ 決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>・ 廃棄生ごみを削減し、リサイクルを推進します。</li> <li>・ ごみ減量等に関する消費者への啓発を行います。</li> <li>・ 不法投棄発見の際の通報に協力します。</li> <li>・ 事業所周辺の清掃を行います。</li> <li>・ 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。</li> </ul>

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の前回計画で予測した中間目標年度（令和3年度）までのごみ総排出量、一人一日当たり排出量、リサイクル量、リサイクル率、ごみの各指標の目標値の達成見込みを下表、下図に示します。

ごみ総排出量は、一人一日当たりごみ排出量とともにごみの排出抑制施策実施後の推計値を下回っており、中間年度の目標を達成しています。

リサイクル量及びリサイクル率についても目標を達成していますが、最終処分率については、令和元年度に目標値を上回っており、これは粗大・不燃ごみ等の埋立処分量が影響していると考えられることから、これらの排出抑制が求められます。

表3.9.13 前回計画の中間目標年度までの指標比較

項目	単位	年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量 (直接資源化量 含む)	施策なし(推計値)	16,172	16,373	16,548	16,703	16,842	16,967
	施策実施(推計値)	16,172	16,373	16,548	16,164	15,781	15,398
	実績値	—	15,146	14,547	14,577	14,537	14,295
一人一日当 りごみ排出量	施策なし(推計値)	896.4	912.6	927.6	941.6	954.8	967.5
	施策実施(推計値)	896.4	912.6	927.6	911.2	894.7	878.0
	実績値	—	839.6	814.7	826.3	832.1	824.2
リサイクル量	施策なし(推計値)	2,813	2,831	2,847	2,861	2,873	2,884
	施策実施(推計値)	2,881	2,984	3,083	3,118	3,151	3,183
	実績値	—	3,364	3,417	3,474	3,430	3,344
リサイクル率	施策なし(推計値)	17.4	17.3	17.2	17.1	17.1	17.0
	施策実施(推計値)	17.8	18.2	18.6	19.3	20.0	20.7
	実績値	—	22.2	23.5	23.8	23.6	23.4
最終処分量 (ごみ排出量に 対する割合)	施策なし(推計値)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	施策実施(推計値)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	実績値	—	2.3	2.4	2.7	3.6	2.9

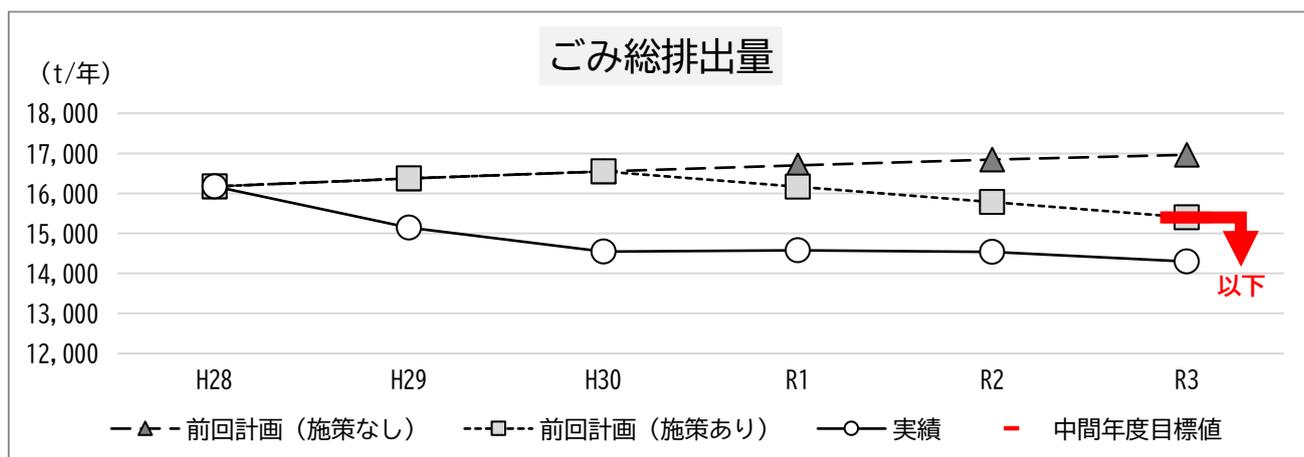


図3.9.2(1) 前回計画の中間目標年度までの指標比較

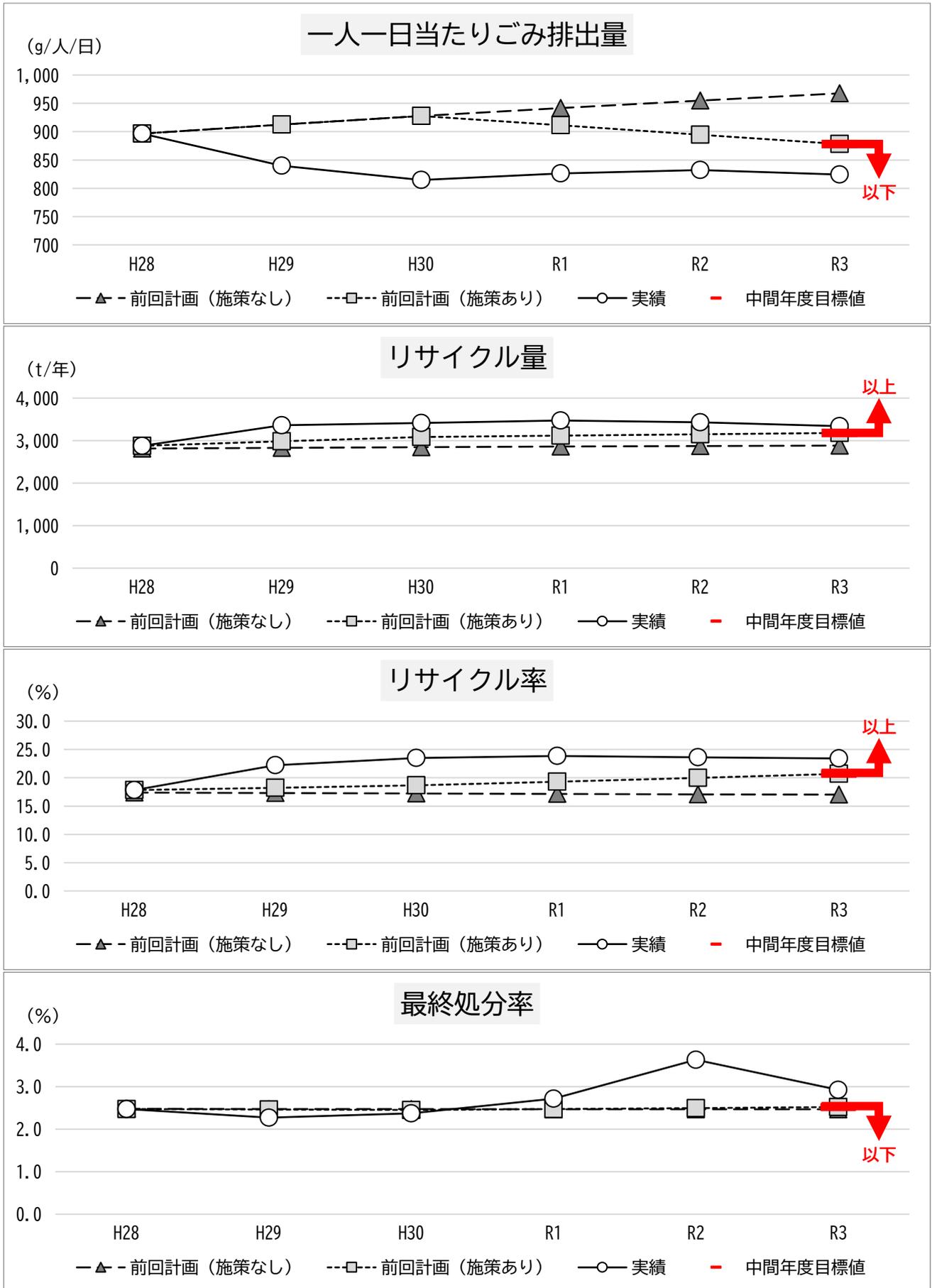


図3.9.2(2) 前回計画の中間目標年度までの指標比較

## 10 課題の整理

本市におけるごみ処理行政に関する課題は、次のとおりです。

### 1) ごみの減量化

市のごみ排出量は人口減少に伴い減少傾向にあり、県の1人1日平均排出量921g/人/日（令和2年度）、県目標値875g/人/日（令和7年度）と比べ824g/人/日（令和3年度）と低い水準を保っています。

今後ともさらなる減量化に努め、1人1日当たりごみ排出量の減少を目指し、ごみの排出抑制に向けた各種施策を展開していく必要があります。特に、家庭系ごみについては、これまでも取り組んできている生ごみ処理機の普及を促し生ごみ回収堆肥化事業の推進、集団回収に対する助成金の継続などにより、直接資源化の拡大による収集ごみの低減が必要と考えられます。

### 2) ごみの資源化

ごみの資源化率はここ数年約23%程度の水準で横ばいの状況にあります。県計画によると令和7年度に17.4%のリサイクル率が推計され、これに対し同年において23.4%の目標値が掲げられています。したがって、市においても現状の資源化率の向上を目指し、行政のみならず、市民及び事業者の協働のもと、資源化に取り組む必要があります。特に、ごみ組成の調査でも顕著などおり、ごみ組成の約7割を占める紙・布類及びビニール等のプラスチック類の回収・資源化に取り組む必要があります。

また、生ごみ回収堆肥化は、ごみの約1割を占める厨芥類の直接資源化に寄与するものであり、国、県、市の上位計画で位置づけられる廃食品の地域内循環を推進するものであることから、今後とも継続する必要があるものと考えられます。

### 3) 啓発活動の強化

新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域子ども会や行政区及びリサイクルグループによる集団回収が減少傾向にあります。少子化が進む中、市民によるごみの再資源化活動の大きな柱として、これを維持・継続し回収量ができる限り減少しないようにとの積極的取組について広報又は啓発し、助成金によりこれを支援していくことが必要です。

また、生ごみ回収堆肥化事業について、市域内の資源化事業者との連携により、一般家庭からの生ごみの資源化を拡大することが必要です。そのために、積極的な取組への広報又は啓発活動を行うことが必要です。

## 4) ごみの分別排出

実施しているごみの分別区分の周知徹底を図り、分別排出をより積極的に実施するよう啓発し、ごみの資源化率を向上させていく必要があります。

また、店頭回収及び有害ごみや小型家電の拠点回収による資源化物の回収をより積極的に活用することも必要と考えられます。

生ごみについては、生ごみ処理の利用、生ごみ回収堆肥化事業への参加により、収集ごみとは別の直接資源化物としての分別取組を推進する必要があります。

## 5) 中間処理

平成23年度までの灰溶融施設は最終処分量の削減に大きな効果を上げていましたが、処理経費の増大の原因になっていました。この課題に対し、平成24年度からこの施設の稼働を停止することとしました。これにより、1t当たりのごみ処理経費は全国平均値程度にまで低下しましたが、鹿児島県の平均値については、まだこれを上回っています。

また、灰溶融施設の停止により最終処分量の増加と資源化量の低下が懸念されるため、焼却灰のセメント原料化、飛灰の山元還元を行うシステムに変更しました。システム変更後の最終処分量の増加はほとんどなく、資源化量も増加しました。今後は、この処理経費の増加に留意しつつ、これを継続することが必要です。

さらに、稼働開始から20年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、平成24年4月の溶融施設閉鎖に続き、可燃ごみの焼却についても令和6年9月から(仮称)南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの移行を予定しています。

リサイクルプラザについては、現在の分別区分に対応した設備構成となっており、現段階では支障なく選別資源化処理がなされています。しかしながら、中間処理体制の見直しに伴い、効率的運用について再度検討する必要があります。

## 6) 最終処分

令和元年度以降最終処分量の増加が見られ最終処分率が上昇しています。前回計画の目標を達成できていないため、今後は最終処分場を極力長期にわたり利用できるよう、ごみの減量化、資源化を強化していく必要があります。

## 7) 温室効果ガス削減に対する課題

地球温暖化に対する取組を推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量等の削減または回収・資源化に努める必要があります。また、収集運搬・施設稼働に伴う温暖化ガスの排出を極力抑制するために効率的な処理について検討する必要があります。

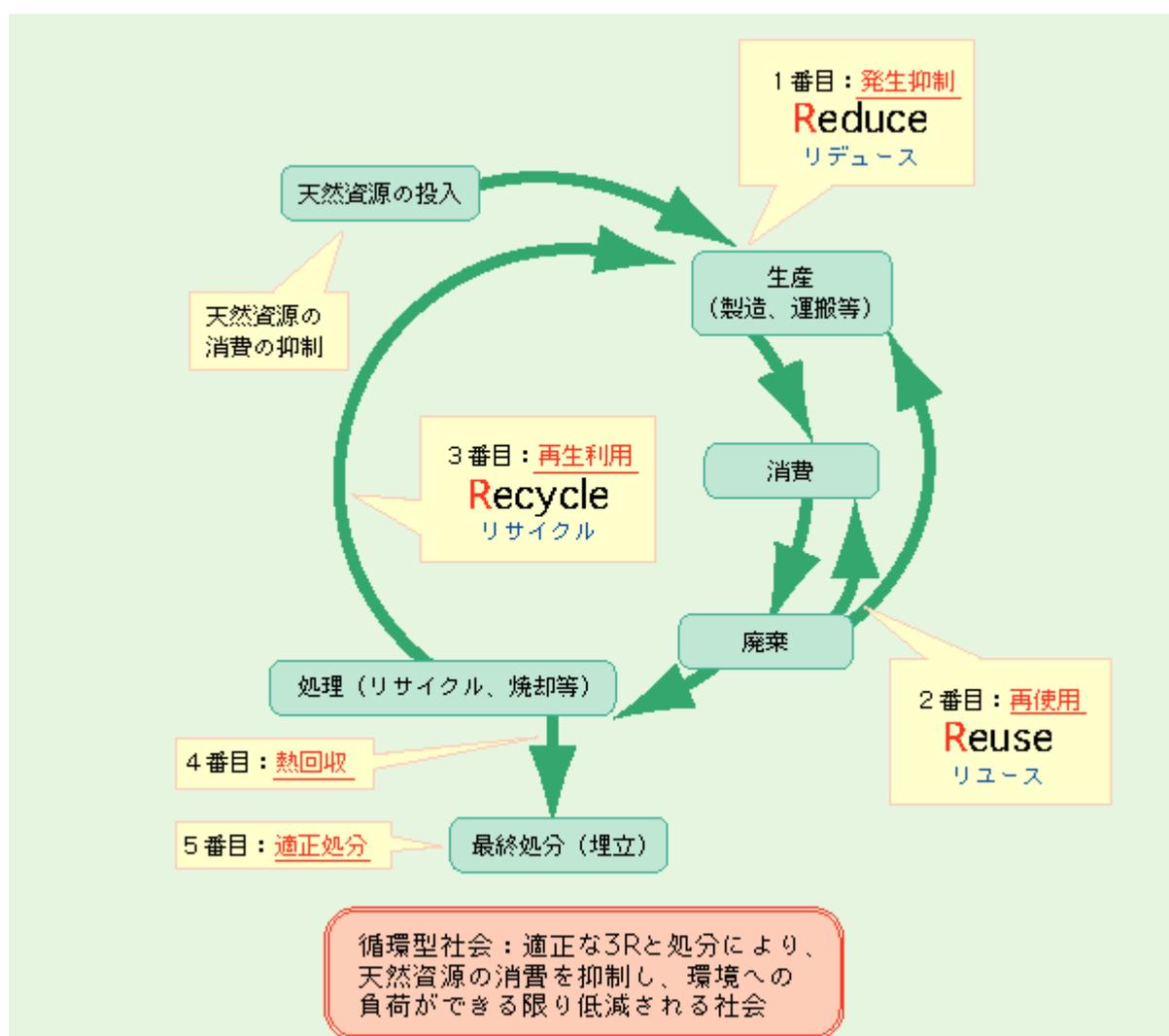
## 8) ごみ処理経費の低減

市のごみ処理の特色としては、中間処理経費が県平均値と比較し高いことがあげられます。逆に一般廃棄物の最終処分については処分量・処分経費ともに県平均値と比較して低くなっています。これは、ごみの中間処理過程において最終処分を行うべき廃棄物の減容化が積極的に行われていることを示すものですが、その分経費がかかっていることを現しています。したがって、最終処分量を極力増やさないよう留意しつつ、処理経費をさらに低減するよう努力する必要があるといえます。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

我が国では平成12年度に循環型社会形成推進基本法（法律第110号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce:リデュース）、廃棄物の再利用（Reuse:リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle:リサイクル）、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。



資料：環境省

図4.1.1 循環型社会に向けた処理の優先順位

「環境白書（循環型社会白書／生物多様性白書）令和4年版」では、「グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～」をテーマに、2030年までを「勝負の10年」として、国内外で「脱炭素ドミノ」を起こしていくために私たち一人ひとりが、未来に影響を与える当事者であるという意識を持って行動し、脱炭素のみならず、資源循環、分散・自然共生という多角的なアプローチによってグリーン社会の実現を目指していくとしています。

白書では、温室効果ガスの排出削減対策のうちの廃棄物処理における取組の1つとして、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、第四次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検結果を循環経済工程表として取りまとめ、ライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組を推進していくとしています。また、プラスチック製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するべく「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、引き続き、「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーン達成を目指して様々な施策を総合的に検討・実施していくとしています。さらに、今までの延長線上の対策では2050年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化に向けて不十分であるため、対象とする温室効果ガス排出の範囲や削減対策の実施についての基本的な考え方を整理し、温室効果ガス削減対策の強度別にシナリオを設定し、2050年までの温室効果ガス排出量の試算を実施。2050年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化に向けて、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組んでいく必要があることを示しています。

表4.1.1 3R全般に関する意識の変化（環境省によるアンケート調査結果）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ごみ問題への関心						
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	66.3%	67.2%	63.3%	69.0%	64.1%	74.3%
3Rの認知度						
3Rという言葉（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	36.7%	36.7%	34.4%	38.1%	36.9%	37.7%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識						
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている	56.9%	57.6%	56.6%	66.0%	63.6%	71.3%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識						
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買って、多くのものを捨てている	14.4%	12.8%	13.0%	11.7%	8.2%	7.7%
グリーン購入に対する意識						
環境に優しい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心掛けている	76.8%	76.6%	75.0%	77.5%	72.8%	74.7%
グリーン購入に対する意識						
環境に優しい製品の購入を全く心掛けていない	16.4%	17.2%	18.8%	16.4%	19.9%	22.3%

資料：環境白書（循環型社会白書／生物多様性白書）令和4年版 環境省

表4.1.2 3Rに関する主要な具体的行動例の変化(環境省によるアンケート調査結果)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<b>発生抑制(リデュース)</b>						
レジ袋をもらわないようにしたり(買い物袋を持参する)、簡易包装を店に求めている	65.9%	61.4%	62.2%	64.5%	72.7%	83.3%
詰め替え製品をよく使う	65.9%	67.7%	66.8%	67.0%	66.0%	79.1%
使い捨て製品を買わない	19.9%	18.8%	17.5%	16.4%	15.8%	15.7%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	13.5%	10.9%	10.9%	13.8%	11.1%	9.6%
簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類(割り箸等)を使用していない店を選ぶ	10.3%	9.6%	8.1%	9.5%	7.8%	7.4%
買い過ぎ、作り過ぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法(エコクッキング)の実践や消費期限切れ等の食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	31.6%	31.8%	30.2%	32.3%	31.6%	44.8%
マイ箸を携帯している	6.1%	5.7%	6.8%	—	—	—
マイ箸、マイボトルなどの繰り返し利用可能な食器類を携帯している	—	—	—	22.6%	22.3%	25.0%
ペットボトル等の使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	15.9%	13.7%	16.3%	14.6%	14.2%	16.5%
<b>再使用(リユース)</b>						
不用品を捨てるのではなく、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットなどを活用して手放している	—	—	—	16.3%	17.9%	24.8%
不用品を、インターネットオークション、フリマアプリなどインターネットを介して売っている	—	—	—	20.0%	20.2%	18.0%
不用品を、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット、インターネットオークション等を利用して売っている	20.2%	21.4%	23.9%	—	—	—
ビールや牛乳の瓶など再使用可能な容器を使った製品を買う	11.1%	8.1%	10.8%	9.2%	9.1%	8.2%
<b>再生利用(リサイクル)</b>						
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	80.2%	81.2%	79.7%	81.3%	79.2%	88.7%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収される瓶等は洗っている	63.9%	62.2%	60.3%	64.8%	62.4%	76.1%
トレイや牛乳パック等の店頭回収に協力している	39.5%	41.6%	39.5%	37.1%	37.9%	43.4%
携帯電話等の小型電子機器の店頭回収に協力している	18.9%	18.6%	22.4%	18.9%	20.9%	23.2%
再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	11.1%	10.3%	10.5%	9.7%	10.2%	13.8%

資料：環境白書(循環型社会白書/生物多様性白書)令和4年版 環境省

このような、社会情勢の中で、市においてもごみの排出量が増加傾向であることから、本計画では廃棄物の排出量の低減が最も重要な課題として位置づけられます。したがって、前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に引き続き、3Rに加え、不要な物資、用品の購入を回避し、ごみの発生原因そのものを減らす**Refuse（発生回避）**を加えた**4R**の取組を行っていくものとし、基本理念を「環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する」と決めました。

この基本理念に基づき次の5つの基本方針を決めました。

- 基本方針1：市民・事業者・行政が連携する4R運動の推進
- 基本方針2：ごみの発生抑制と資源化の促進
- 基本方針3：収集・運搬・処理・処分の適正化及び効率化
- 基本方針4：不法投棄の監視体制の構築
- 基本方針5：地球温暖化防止への取組

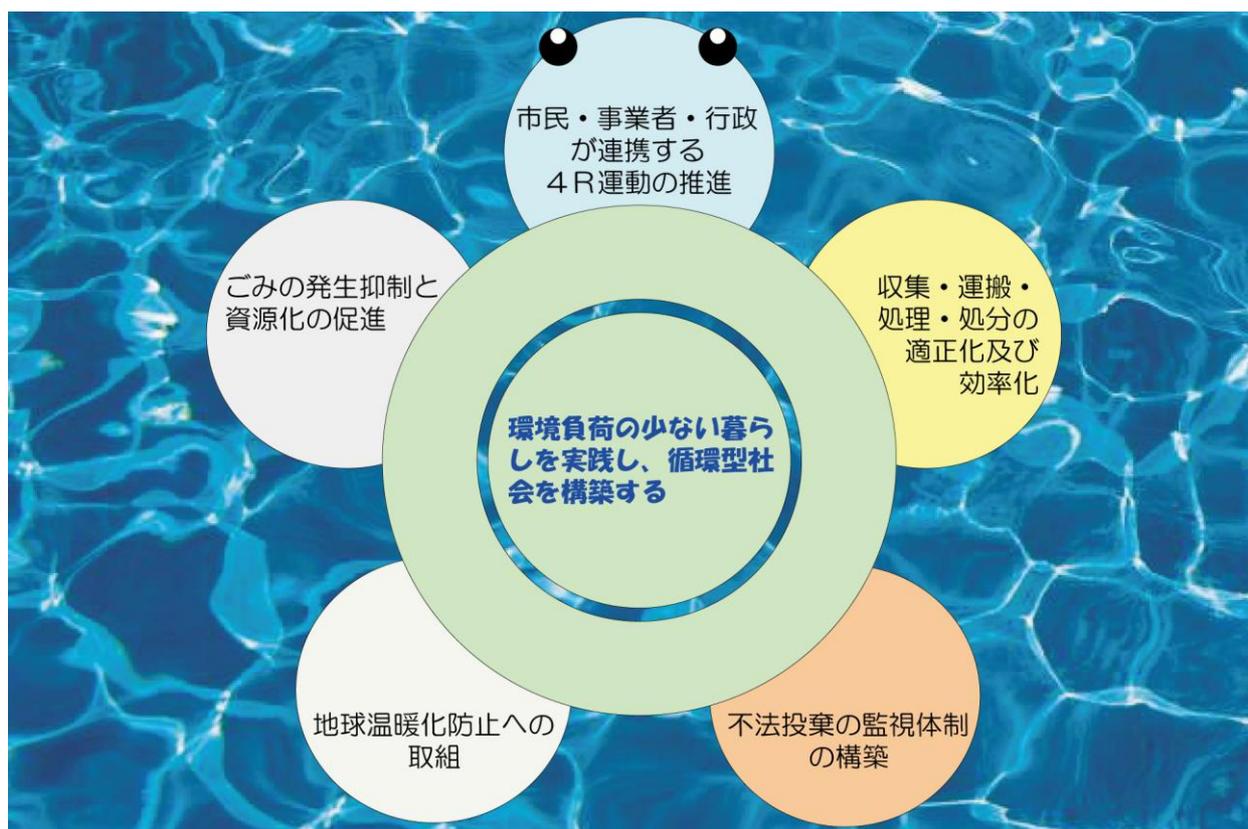


図4.1.2 基本方針のイメージ

本計画における「発生抑制（Refuse：リフューズ、Reduce：リデュース）」及び「排出抑制（Recycle：リサイクル、Reuse：リユース）」のイメージは次のとおりです。

## ごみの発生抑制とは？



マイバッグ持参で  
レジ袋を削減



過剰包装を断る



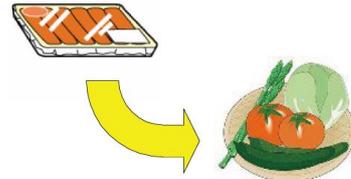
無駄な買い物をしない



リターナブルびんを活用



マイはしを持参



容器包装のないものを購入

【ごみとなるものを家庭や事業所に持ち込まない取組】

## ごみの排出抑制とは？



トレイなどは店頭回収を活用



食べ残しを少なくする！



食べ残しは堆肥化



リサイクルショップの活用



フリーマーケットの活用



修理して長く物を使う



資源物回収活動



民間企業の資源化

【家庭や事業所に持ち込まれたものをごみとしない取組】

図4.1.3 「発生抑制」及び「排出抑制」に対するイメージ

## 基本方針1

### 市民・事業者・行政が連携する4R運動の推進

「排出抑制」を主体とする4R運動（Refuse:リフューズ、Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル）を、市民・事業者・行政の三者が連携して実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

## 基本方針2

### ごみの発生抑制と資源化の促進

ごみの発生抑制と資源化を促進してきたことにより、一人一日当たりごみ排出量及びリサイクル率ともに目標を達成しています。

今後も引き続き、ごみの発生回避・抑制とごみの再資源化について対策を講じます。

家庭系ごみについては、ごみとなるものの持ち込みを回避すること、ごみとして廃棄される量を極力少なくすること、いらなくなったものは再利用を図ること、最後に排出するごみは分別を徹底し、極力資源として利用されるよう、環境教育、環境啓発などを行っていきます。なお、ごみの排出抑制、資源化については、現在取り組んでいる生ごみの堆肥化に関する諸施策の拡大に取り組んでいくものとします。

事業系一般廃棄物については、排出され、市に持ち込まれるごみの実態を把握するとともに、ごみ排出量の低減、資源化への方策について、その実態に応じて個別に具体的指導が行える体制の構築を図ります。

また、プラスチック資源循環への取組として、ワンウェイプラスチックの発生抑制や海洋プラスチック問題に対する意識啓発に取り組めます。

## 基本方針3

### 収集・運搬・処理・処分の適正化及び効率化

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。

平成24年度からの灰溶融施設の停止は今後とも継続し、焼却灰及び飛灰はコンクリート原料化を行い資源化を図るとともに、最終処分量を最小限化し、最終処分場の延命化を図ります。

あわせて、クリーンリサイクルセンターが供用後20年以上経過し、徐々に老朽化が進んでいることを受け、焼却機能の（仮称）南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの移行や施設の維持保全、民間の持つリソースやノウハウを活用したリサイクルプラザの整備運営を推進します。

また、灰溶融処理を行っていた平成23年度までのごみ処理経費より現在は、ごみ処理経費に改善は見られますが、今後ともより一層の低減できるよう努めるものとします。

**基本方針4 不法投棄の監視体制の構築**

鹿児島県下においては、家電リサイクル法の施行後、家電の不法投棄は減少していますが、現在では不法投棄の手口が悪質化・巧妙化し、回収が困難な場所への投棄もみられます。また、自動車リサイクル法施行以前の放置廃自動車なども問題となっています。

市域内には不法投棄が懸念される山林、海浜、河川が存在し、不法投棄による環境問題の発生懸念があります。したがって、これら不法投棄対策の取り締まり強化をより一層進めていくために、市民・事業者・市の三者共同で情報ネットワーク構築を進めるものとします。

**基本方針5 地球温暖化防止への取組**

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス(CO<sub>2</sub>など)の排出抑制に向けた取組を行います。

基本的には、化石燃料を使用する灰溶融施設の稼働を今後とも停止するとともに、次期中間処理体制の構築に際し、新規広域処理施設に熱回収設備を導入することなどを視野に入れて検討を行います。

## 2 計画目標年度

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから計画目標年度を令和9年度と設定し、ごみ処理に関する基本施策を設定するものとします。本計画は5年後の令和9年度に改訂するほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合にも見直しを行うものとします。

なお、本計画の対象地域は、本市全域とします。

計画対象地域	本市全域
計画期間	令和5年度～令和9年度
基準年度	令和3年度
計画目標年度	令和9年度

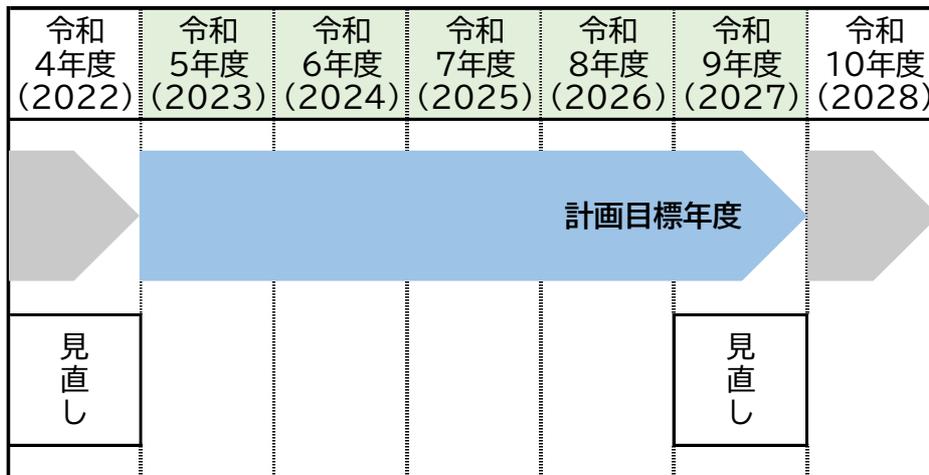


図4.2.1 計画目標年度(再掲)

### 3 ごみ排出量及び処理量の見込み

#### 1) 将来推計の方法

将来人口については、平成23年度～令和2年度（過去10か年分）の人口の増減の傾向を傾向線により推計するものとします。推計方法は、以下に示すとおりです。

表4.3.1 推計式の概要

推 計 式	概 要	特 性
一次傾向線 $Y=a+bX$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ② 式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。 ③ 見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y=a+bX+cX^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、一般廃棄物の推計では、採用されることがあります。	① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ② 逓増的・逓減的な増加または減少を示す曲線です。 ③ 人口推計ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y=a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推計値が大きくなる場合があります。	① 過去のデータの伸びを一定の比率で逓増または逓減させる推計式です。 ② 増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y=c+b(X-1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推計に適用できます。しかし、推計値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ② 実績値が増加し続ける条件で、最も整合性が良いとされています。 ③ 多くの都市の人口推計に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y=c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	① 前半は加速度的に増加率が上昇し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ② S字曲線で表現することができます。

※表に示す各推計式による人口推計値は資料-1のとおりです。

## 2) 人口及びごみ排出量の推計結果

### (1) 将来人口

行政区域内人口の推計結果を以下に示します。

人口は、年々減少しているため、減少傾向の推計となり、目標年度（令和9年度）で44,954人と推計されました。

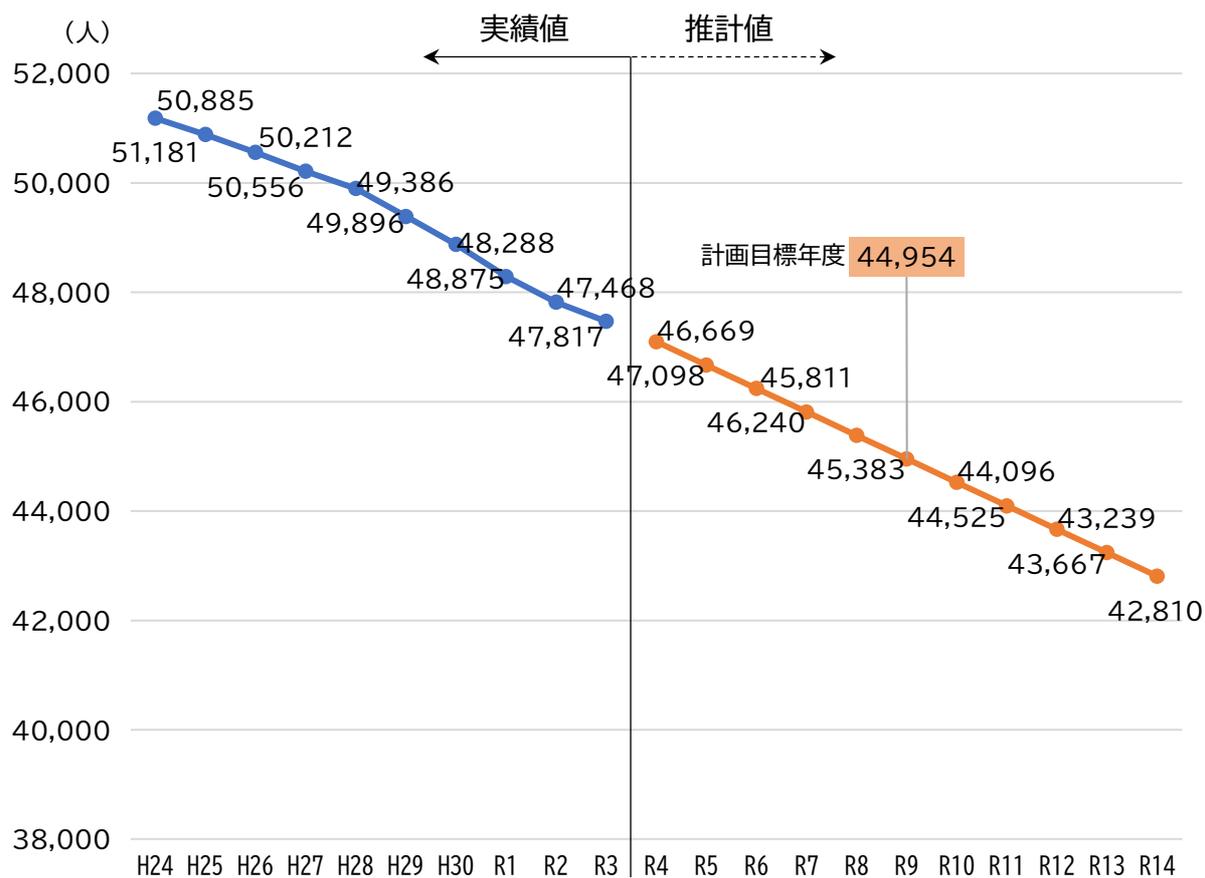


図4.3.1 行政区域内人口の推計

表4.3.2 人口推計結果(各年度末人口、住民基本台帳)

年度	人口 (人)	年度	人口 (人)	年度	人口 (人)
令和5年度	46,669	令和9年度	44,954	令和13年度	43,239
令和6年度	46,240	令和10年度	44,525	令和14年度	42,810
令和7年度	45,811	令和11年度	44,096		
令和8年度	45,383	令和12年度	43,667		

(2) ごみ排出量の推計 (減量化・資源化対策なしの場合)

ごみ排出量の推計結果は以下の通りであり、人口の減少にともない、ごみ総排出量も年々減少すると推計され、目標年度(令和9年度)では13,736t/年と推計されました。

表4.3.3 ごみ排出量の推計結果(減量化・資源化対策なし)

単位 (t/年)

年度		収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	生ごみ回収	合計
実績	平成29年度	9,025.29	5,004.03	342.99	762.83	15,135.14
	平成30年度	8,764.50	4,559.18	285.59	924.82	14,534.09
	令和元年度	8,633.16	4,621.68	257.25	1,050.97	14,563.06
	令和2年度	8,670.74	4,687.13	155.06	1,010.65	14,523.59
	令和3年度	8,519.70	4,584.19	149.16	1,027.00	14,280.05
推計値	令和4年度	8,444.39	4,514.68	148.00	1,018.99	14,126.06
	令和5年度	8,377.00	4,499.56	146.65	1,009.71	14,032.93
	令和6年度	8,312.90	4,490.31	145.31	1,000.43	13,948.95
	令和7年度	8,251.39	4,485.78	143.96	991.15	13,872.28
	令和8年度	8,192.15	4,485.21	142.61	981.89	13,801.86
	令和9年度	8,134.47	4,488.11	141.26	972.61	13,736.45
	令和10年度	8,078.28	4,494.12	139.92	963.33	13,675.65
	令和11年度	8,023.40	4,503.03	138.57	954.04	13,619.04
	令和12年度	7,969.68	4,514.65	137.22	944.76	13,566.31
	令和13年度	7,917.19	4,528.91	135.87	935.50	13,517.48
令和14年度	7,865.50	4,545.73	134.53	926.22	13,471.98	

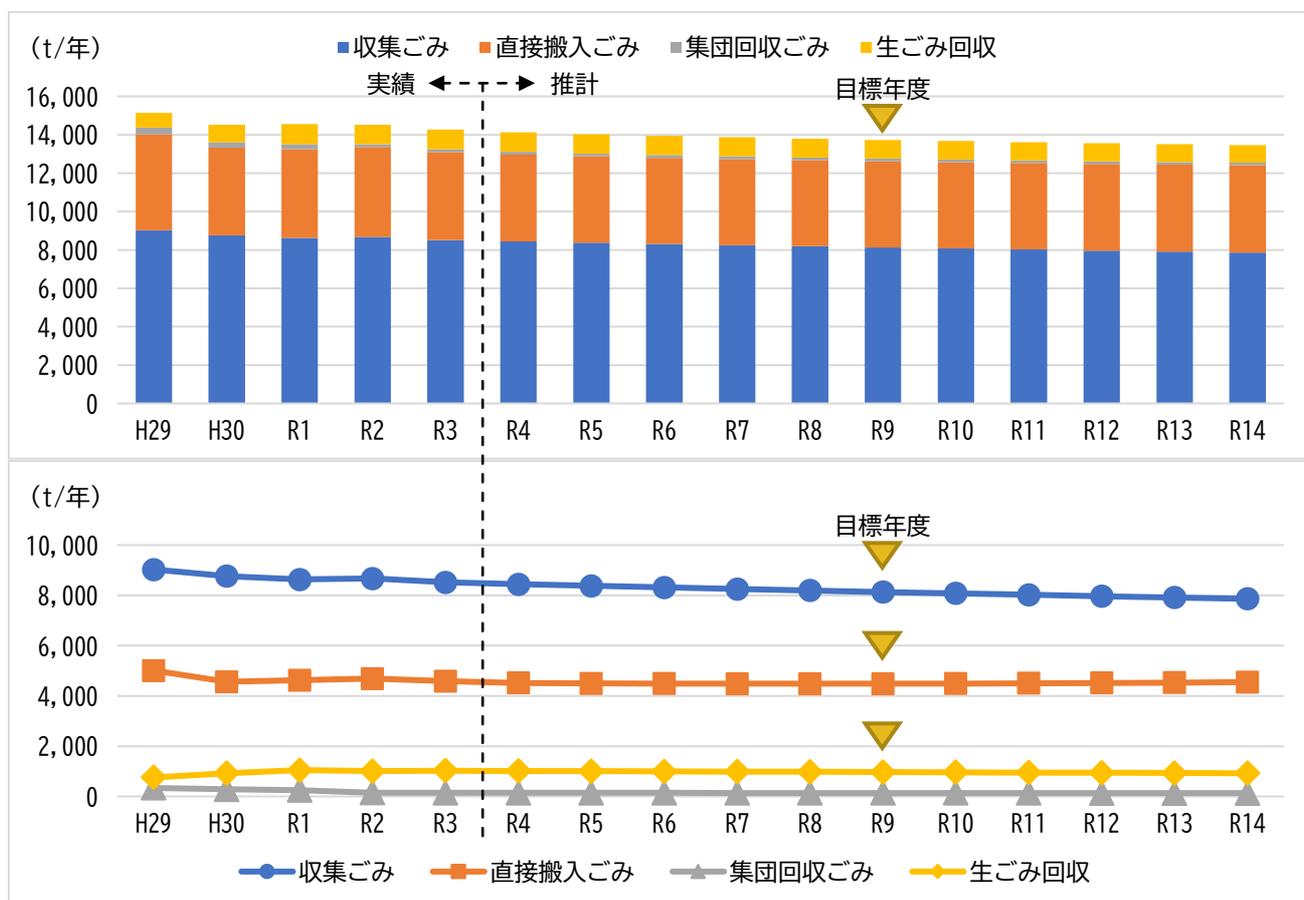


図4.3.2 ごみ排出量の推計値(減量化・資源化対策なし)

また、1人1日当たりごみ排出量の結果は以下のとおり、排出原単位は年々増加傾向と推計され、目標年度(令和9年度)で837g/人/日と推計されます。

表4.34 1人1日当たりごみ排出量の推計結果(減量化・資源化対策なし)

単位 (g/人/日)

年度		収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	(生ごみ回収)	合計
実績	平成29年度	500.68	277.60	19.03	42.32	839.63
	平成30年度	491.30	255.57	16.01	51.84	814.72
	令和元年度	489.82	262.22	14.60	59.63	826.27
	令和2年度	496.80	268.55	8.88	57.91	832.14
	令和3年度	491.73	264.59	8.61	59.28	824.21
推計値	令和4年度	491.22	262.62	8.61	59.28	821.72
	令和5年度	491.78	264.15	8.61	59.28	823.81
	令和6年度	492.54	266.05	8.61	59.28	826.48
	令和7年度	493.47	268.27	8.61	59.28	829.63
	令和8年度	494.55	270.77	8.61	59.28	833.20
	令和9年度	495.76	273.53	8.61	59.28	837.17
	令和10年度	497.08	276.53	8.61	58.28	841.49
	令和11年度	498.50	279.78	8.61	59.28	846.16
	令和12年度	500.03	283.26	8.61	59.28	851.17
	令和13年度	501.65	286.96	8.61	59.28	856.50
令和14年度	503.37	290.91	8.61	59.28	862.17	

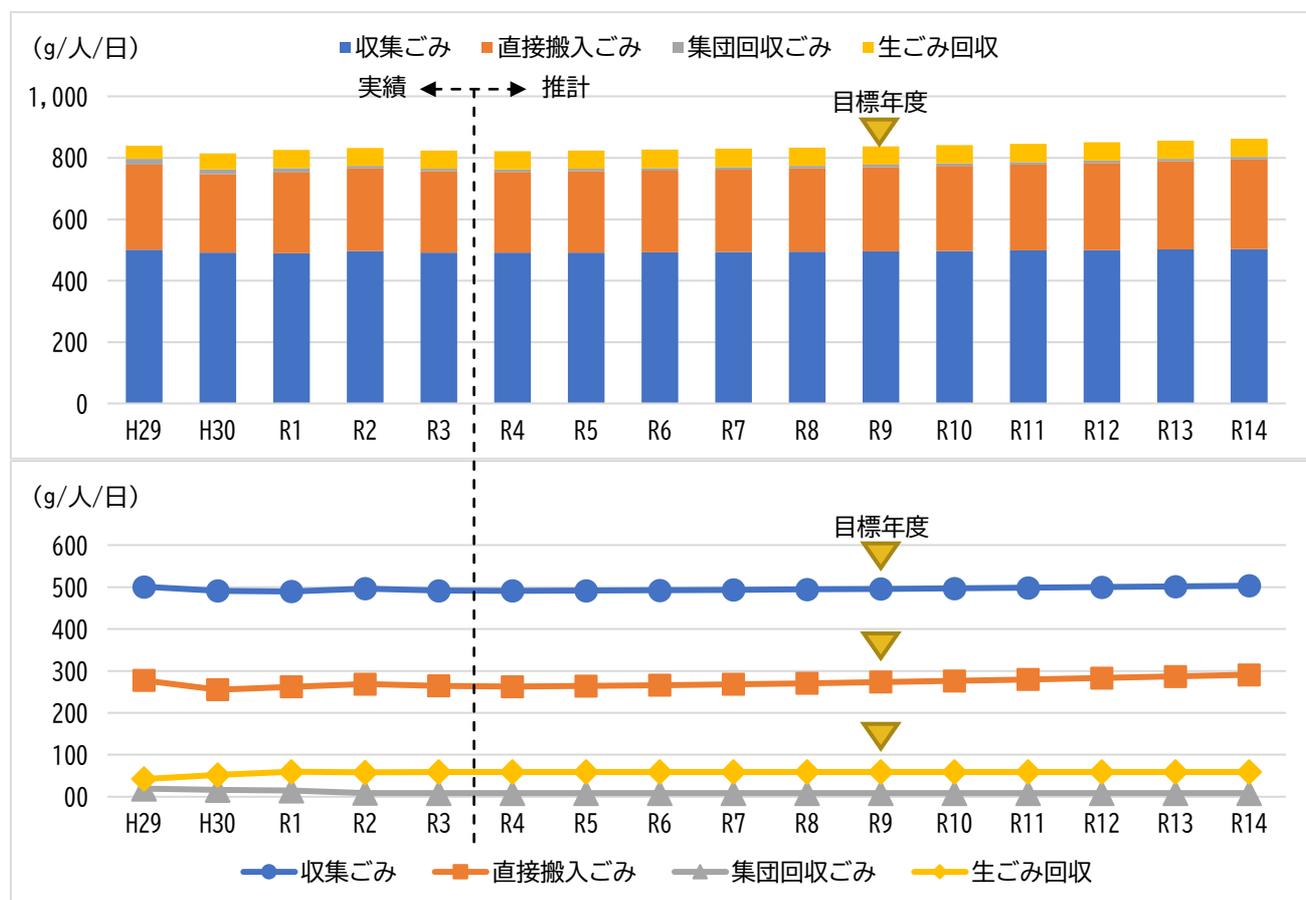


図4.3.3 1人1日当たりごみ排出量の推計値(減量化・資源化対策なし)

表4.3.5 本市のごみ排出量の実績及び見通し(減量化・資源化対策なし)

【廃棄物排出量実績及び推計結果】

項目区分	単位	実績値					推計値											備考		
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
1	総人口	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468	47,098	46,669	46,240	45,811	45,383	44,954	44,525	44,096	43,667	43,239	42,810	2+3	
2	計画収集人口	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468	47,098	46,669	46,240	45,811	45,383	44,954	44,525	44,096	43,667	43,239	42,810	住民基本台帳(各年10月)	
3	外国人人口	人	上記に含む																	〃
4	ごみ総排出量	t/年	15,146.14	14,547.09	14,577.06	14,536.59	14,295.05	14,141.06	14,047.93	13,963.95	13,887.28	13,816.86	13,751.45	13,690.65	13,634.04	13,581.31	13,532.48	13,486.98	5+11+17+18+19	
5	収集ごみ	t/年	9,025.29	8,764.50	8,633.16	8,670.74	8,519.70	8,444.39	8,377.00	8,312.90	8,251.39	8,192.15	8,134.47	8,078.28	8,023.40	7,969.68	7,917.19	7,865.50	Σ6~10	
6	可燃ごみ	t/年	8,091.00	7,812.00	7,697.00	7,641.00	7,528.00	7,414.56	7,326.50	7,241.58	7,159.08	7,078.64	6,999.61	6,921.88	6,845.23	6,769.53	6,694.79	6,620.60	市データ	
7	粗大ごみ	t/年	43.00	44.00	39.00	53.00	53.00	55.43	58.93	62.66	66.62	70.82	75.28	80.01	85.03	90.35	96.01	102.00	〃	
8	有害ごみ	t/年	13.29	14.50	12.16	15.74	13.70	13.93	13.94	13.92	13.89	13.85	13.80	13.74	13.67	13.60	13.53	13.44	〃	
9	不燃ごみ	t/年	310.00	310.00	304.00	357.00	312.00	334.41	339.19	343.74	348.05	352.12	355.92	359.47	362.76	365.78	368.54	371.02	〃	
10	資源ごみ	t/年	568.00	584.00	581.00	604.00	613.00	626.06	638.43	651.00	663.76	676.72	689.86	703.19	716.71	730.42	744.34	758.43	〃	
11	直接搬入ごみ	t/年	5,004.03	4,559.18	4,621.68	4,687.13	4,584.19	4,514.68	4,499.56	4,490.31	4,485.78	4,485.21	4,488.11	4,494.12	4,503.03	4,514.65	4,528.91	4,545.73	Σ12~16	
12	可燃ごみ	t/年	4,330.00	3,834.00	3,857.00	3,817.00	3,804.00	3,688.85	3,646.00	3,609.28	3,577.20	3,548.74	3,523.20	3,500.04	3,478.86	3,459.38	3,441.33	3,424.54	市データ	
13	粗大ごみ	t/年	214.00	211.00	231.00	255.00	261.00	278.43	295.24	313.08	331.99	352.04	373.31	395.86	419.77	445.12	472.01	500.52	〃	
14	有害ごみ	t/年	0.03	0.18	1.68	0.13	0.19	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	〃	
15	不燃ごみ	t/年	453.00	505.00	524.00	607.00	514.00	542.08	553.14	562.88	571.61	579.53	586.78	593.48	599.70	605.52	610.98	616.13	〃	
16	資源ごみ	t/年	7.00	9.00	8.00	8.00	5.00	4.65	4.52	4.41	4.31	4.23	4.16	4.09	4.03	3.97	3.92	3.87	〃	
17	集団回収量	t/年	342.99	285.59	257.25	155.06	149.16	148.00	146.65	145.31	143.96	142.61	141.26	139.92	138.57	137.22	135.87	134.53	〃	
18	生ごみ回収事業	回収量	t/年	762.83	924.82	1,050.97	1,010.65	1,027.00	1,018.99	1,009.71	1,000.43	991.15	981.89	972.61	963.33	954.04	944.76	935.50	926.22	令和3年度実績に人口割合を考慮
(18)		取組人数	人	14,875	23,060	27,830	28,444	30,400	30,163	29,888	29,614	29,339	29,065	28,790	28,515	28,240	27,966	27,692	27,417	〃
19	廃食用油	t/年	11.00	13.00	14.00	13.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	令和3年度実績による	
20	一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/日	840.24	815.45	827.06	832.89	825.07	822.60	824.69	827.37	830.53	834.11	838.08	842.42	847.10	852.11	857.45	863.13	4×1000000÷1÷365日	
21	一人一日当たり排出量	g/人/日	500.68	491.30	489.82	496.80	491.73	491.22	491.78	492.54	493.47	494.55	495.76	497.08	498.50	500.03	501.65	503.37	Σ22~26	
22	可燃ごみ	g/人/日	448.85	437.91	436.71	437.80	434.50	431.31	430.11	429.06	428.15	427.33	426.59	425.92	425.30	424.73	424.20	423.70	6×1000000÷1÷365日	
23	粗大ごみ	g/人/日	2.39	2.47	2.21	3.04	3.06	3.22	3.46	3.71	3.98	4.28	4.59	4.92	5.28	5.67	6.08	6.53	7×1000000÷1÷365日	
24	有害ごみ	g/人/日	0.74	0.81	0.69	0.90	0.79	0.81	0.82	0.82	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.85	0.86	0.86	8×1000000÷1÷365日	
25	不燃ごみ	g/人/日	17.20	17.38	17.25	20.45	18.01	19.45	19.91	20.37	20.81	21.26	21.69	22.12	22.54	22.95	23.35	23.74	9×1000000÷1÷365日	
26	資源ごみ	g/人/日	31.51	32.74	32.96	34.61	35.38	36.42	37.48	38.57	39.70	40.85	42.04	43.27	44.53	45.83	47.16	48.54	10×1000000÷1÷365日	
27	集団回収ごみ	g/人/日	19.03	16.01	14.60	8.88	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	17×1000000÷1÷365日	
28	生ごみ(回収事業)※取組人数当たり	g/人/日	140.50	109.88	103.46	97.35	92.56	92.56	92.56	92.55	92.56	92.55	92.56	92.56	92.56	92.56	92.55	92.55	18×1000000÷(18)÷365日	
29	一人一日当たり排出量	t/日	13.71	12.49	12.66	12.84	12.56	12.37	12.33	12.30	12.29	12.29	12.30	12.31	12.34	12.37	12.41	12.45	Σ30~34	
30	可燃ごみ	t/日	11.86	10.50	10.57	10.46	10.42	10.11	9.99	9.89	9.80	9.72	9.65	9.59	9.53	9.48	9.43	9.38	12÷365日	
31	粗大ごみ	t/日	0.59	0.58	0.63	0.70	0.72	0.76	0.81	0.86	0.91	0.96	1.02	1.08	1.15	1.22	1.29	1.37	13÷365日	
32	有害ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14÷365日	
33	不燃ごみ	t/日	1.24	1.38	1.44	1.66	1.41	1.49	1.52	1.54	1.57	1.59	1.61	1.63	1.64	1.66	1.67	1.69	15÷365日	
34	資源ごみ	t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	16÷365日	

※「集団回収量」の推計値：令和3年度の実績のまま推移するものとし、人口減少の割合分の取組人数が減少するとして求めた。

※「生ごみ回収量」の推計値：令和3年度の実績のまま推移するものとし、人口減少の割合分の取組人数が減少するとして求めた。

※「廃食用油」の推計値：令和3年度の回収量が横ばいとした。



(3) ごみ処理・処分の内容（減量化・資源化対策なし）

ごみ処理・処分の内容の推計結果は以下のとおりであり、ごみの総排出量の減少に伴い中間処理量、資源化量も年々減少していきますが、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみの増加により最終処分量は増加していきます。

表4.3.6 ごみ処理・処分の内訳推計（減量化・資源化対策なし）

区分	単位	実績					推計													
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
①ごみ総排出量	t/年	15,146	14,547	14,577	14,537	14,295	14,141	14,048	13,964	13,887	13,817	13,751	13,691	13,634	13,581	13,532	13,487			
	可燃ごみ	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	11,103	10,972	10,851	10,736	10,627	10,523	10,422	10,324	10,229	10,136	10,045		
	粗大ごみ	t/年	257	255	270	308	314	334	354	376	399	423	449	476	505	535	568	603		
	有害ごみ	t/年	13	15	14	16	14	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14		
	不燃ごみ	t/年	763	815	828	964	826	876	892	907	920	932	943	953	962	971	980	987		
	資源ごみ	t/年	575	593	589	612	618	631	643	655	668	681	694	707	721	734	748	762		
	集団回収	t/年	343	286	257	155	149	148	147	145	144	143	141	140	139	137	136	135		
	アクアセンター万之瀬汚泥	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生ごみ回収・廃食用油	t/年	774	938	1,065	1,024	1,042	1,034	1,025	1,015	1,006	997	988	978	969	960	951	941		
②焼却施設	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	11,618	11,473	11,352	11,238	11,130	11,026	10,926	10,829	10,735	10,643	10,553			
	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	11,618	11,473	11,352	11,238	11,130	11,026	10,926	10,829	10,735	10,643	10,553			
②-1焼却処理量	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	11,103	10,972	10,851	10,736	10,627	10,523	10,422	10,324	10,229	10,136	10,045			
	t/年	481	494	450	430	486	514	501	501	502	503	503	504	505	506	507	508			
②-2資源化量	t/年	1,391	1,290	1,230	1,240	1,251	1,094	1,180	1,167	1,155	1,144	1,134	1,123	1,113	1,104	1,094	1,085			
	t/年	127	235	53	88	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
スラグ（場内保管分）	t/年	1,137	1,076	1,012	1,011	1,215	1,194	1,180	1,167	1,155	1,144	1,134	1,123	1,113	1,104	1,094	1,085			
	t/年	254	214	218	229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
②-3最終処分量（埋立）	t/年	73	65	67	69	71	70	69	68	68	67	66	66	65	64	64	63			
	t/年	73	65	67	69	71	70	69	68	68	67	66	66	65	64	64	63			
④リサイクルプラザ	t/年	1,595	1,663	1,687	1,884	1,757	1,822	1,837	1,866	1,896	1,926	1,956	1,988	2,019	2,052	2,085	2,118			
	t/年	481	494	450	430	486	514	501	501	502	503	503	504	505	506	507	508			
	t/年	442	456	411	388	442	469	455	455	454	454	454	454	454	454	454	454			
	t/年	39	38	39	42	44	45	46	47	48	48	49	50	51	52	53	54			
④-1破碎選別残渣量（焼却）	t/年	271	280	329	459	347	365	375	385	395	405	415	426	436	447	459	470			
	t/年	193	200	250	375	263	279	288	296	304	312	321	330	338	348	357	367			
④-2破碎選別残渣量（埋立）	t/年	78	80	79	84	84	86	87	89	91	93	94	96	98	100	102	104			
	t/年	843	889	908	995	924	943	961	980	999	1,018	1,038	1,057	1,078	1,098	1,119	1,140			
④-3資源化量	t/年	35	27	27	20	18	18	19	19	19	20	20	21	21	21	22	22			
	t/年	446	468	508	585	523	534	544	555	565	576	587	599	610	621	633	645			
紙類	t/年	122	117	98	106	83	85	86	88	90	91	93	95	97	99	100	102			
金属	t/年	56	75	76	85	84	86	87	89	91	93	94	96	98	100	102	104			
ガラス	t/年	183	201	198	198	215	219	224	228	232	237	241	246	251	255	260	265			
ペットボトル	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
容器包装プラスチック類	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
その他プラスチック類	t/年	1,130	1,238	1,336	1,195	1,205	1,197	1,186	1,175	1,165	1,154	1,143	1,133	1,122	1,111	1,101	1,090			
⑤直接資源化	t/年	13	15	14	16	14	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14			
	t/年	11	13	14	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15			
	t/年	343	286	257	155	149	148	147	145	144	143	141	140	139	137	136	135			
	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027	1,019	1,010	1,000	991	982	973	963	954	945	936	926			
⑥最終処分	t/年	344	345	396	528	418	435	444	453	462	472	482	491	502	512	523	534			
	t/年	73	65	67	69	71	70	69	68	68	67	66	66	65	64	64	63			
	t/年	193	200	250	375	263	279	288	296	304	312	321	330	338	348	357	367			
	t/年	78	80	79	84	84	86	87	89	91	93	94	96	98	100	102	104			
⑥-4直接最終処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中間処理量	t/年	14,016	13,309	13,241	13,342	13,089	12,926	12,810	12,717	12,632	12,553	12,479	12,409	12,343	12,281	12,221	12,164			
中間処理率	%	92.5%	91.5%	90.8%	91.8%	91.6%	91.4%	91.2%	91.1%	91.0%	90.9%	90.7%	90.6%	90.5%	90.4%	90.3%	90.2%			
資源化量	t/年	3,364	3,417	3,474	3,430	3,344	3,334	3,327	3,322	3,319	3,316	3,315	3,313	3,313	3,313	3,314	3,315			
資源化率	%	22.2%	23.5%	23.8%	23.6%	23.4%	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.0%	24.1%	24.2%	24.3%	24.4%	24.5%	24.6%			
最終処分量	t/年	344	345	396	528	418	435	444	453	462	472	482	491	502	512	523	534			
最終処分率	%	2.3%	2.4%	2.7%	3.6%	2.9%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%			

※整数表示のため(20)≒(3)+(5)+(6)+(9)となる

※推計は、令和3年度の実績割合に基づき行った

## 4 減量化・資源化及び処理に関する目標の設定

### 1) 減量化及び資源化に関する目標の設定

ごみの減量化及び資源化の目標については、国または県による計画、市総合計画に基づき次のように設定します。

減量化目標は、第2次日置市総合計画で目標値として掲げるごみ収集量12,400t/年(令和7年度)を指標とし、市が直接処理・処分を行う必要があるごみ量(直接資源化量を除くごみ排出量とする)について目標年度(令和9年度)の目標値を設定します。

総ごみ排出量の減量化目標値は、第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる1人1日排出量850g/人/日(令和7年度)を指標とし、これを超えないよう努力するものとします。また、1人1日当たりごみ排出量の増加傾向が見られる粗大ごみや不燃ごみ等について、その増加割合を推計値より10%低減することを目標年度の大きな目標として捉え、目標年度におけるごみ総排出量の目標値を適正に設定します。

一方、資源化率は第四次循環型社会形成推進基本計画が目標とする令和7年度のリサイクル率28%に近づける目標値とし、資源化率を高める努力を行います。

これらの方針に基づき、以下のとおり目標値を定めました。

表4.4.1 ごみ減量化及び資源化に関する目標

	区分	実績値 (令和3年度)	目標年度 (令和9年度)
ごみ総排出量に対する目標	ごみ排出量 (直接資源化量含むごみ量)	14,295t	13,547t 対令和3年度比5.2%減 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 13,751t
	1人1日当たりの 総ごみ排出量	825g/人/日	826g/人/日 対令和3年度と概ね同等 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 838g/人/日
	リサイクル量	3,344t	3,544t 対令和3年度比6.0%増 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 3,315t
	リサイクル率	23.4%	26.2% 対令和3年度比2.8%増 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 24.1%
市が直接処理・処分する ごみ排出量に対する目標	ごみ排出量	13,090t	12,032t 対令和3年度比8.1%減 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 12,608t
	1人1日当たりの 総ごみ排出量	756g/人/日	733g/人/日 対令和3年度比3.0%減 参考【減量化・資源化対策なしの場合】 768g/人/日

## 2) 処理・処分に関する目標の設定

本市におけるごみ減量化及び資源化に関する目標は前記したとおりですが、排出されたごみは現在と同様に適正に処理・処分しなければなりません。

現在、本市の中間処理及び最終処分は、「日置市クリーンリサイクルセンター」で適正に処理・処分を実施しています。

当施設では、平成24年度以降、灰溶融施設の稼働を停止し、焼却に伴って発生する焼却灰・飛灰はセメント原料化により資源化を行っています。また、可燃ごみの焼却についても令和6年9月から(仮称)南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの移行を予定しています。今後はさらにごみの資源化を推進するとともに、最終処分量の最小限化に努めるものとします。したがって、目標年度においても最終処分率が3.0%を上回らないよう目標を設定し、極力最終処分場の長期運用を図るものとします。

これらのことから、以下のとおり処理・処分に関する目標を設定しました。

表4.4.2 中間処理の内訳

区分	目標	処理施設 (処理方法)	選別割合・排出割合
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却残渣の資源化</li> <li>焼却残渣の最終処分量の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設による中間処理</li> <li>焼却灰のセメント原料化(資源化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント原料割合(焼却量の10.3%)</li> </ul>
し尿汚泥	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汚泥処理の焼却は原則行わない</li> </ul>		
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルセンター(破碎・選別・資源化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残差焼却量(粗大・不燃ごみの35.5%)</li> <li>埋立量(粗大・不燃ごみの21.5%)</li> <li>資源化量(粗大・不燃ごみの33.3%)</li> </ul>
不燃ごみ			<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却量(資源ごみの7.1%)</li> <li>埋立量(資源ごみの12.6%)</li> <li>資源化量(資源ごみの77.3%)</li> </ul>
資源ごみ			<ul style="list-style-type: none"> <li>委託処理</li> </ul>
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルセンター(破碎・選別・資源化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみと同様</li> </ul>
災害ごみ			

※排出・選別割合は、令和3年度実績に基づき設定しました

表4.4.3 最終処分の目標

区分	目標年度(令和9年度)
最終処分率	総ごみ排出量に対し3%以下

## 5 減量化・資源化施策実施後の推計結果

### 1) ごみ排出量の推計

減量化・資源化施策実施後のごみ量の推計結果は以下のとおりとなっています。



図4.5.1 ごみ排出量の推計結果(減量化・資源化施策実施後)



1人1日当たりのごみ量の推計結果は以下のとおりとなります。

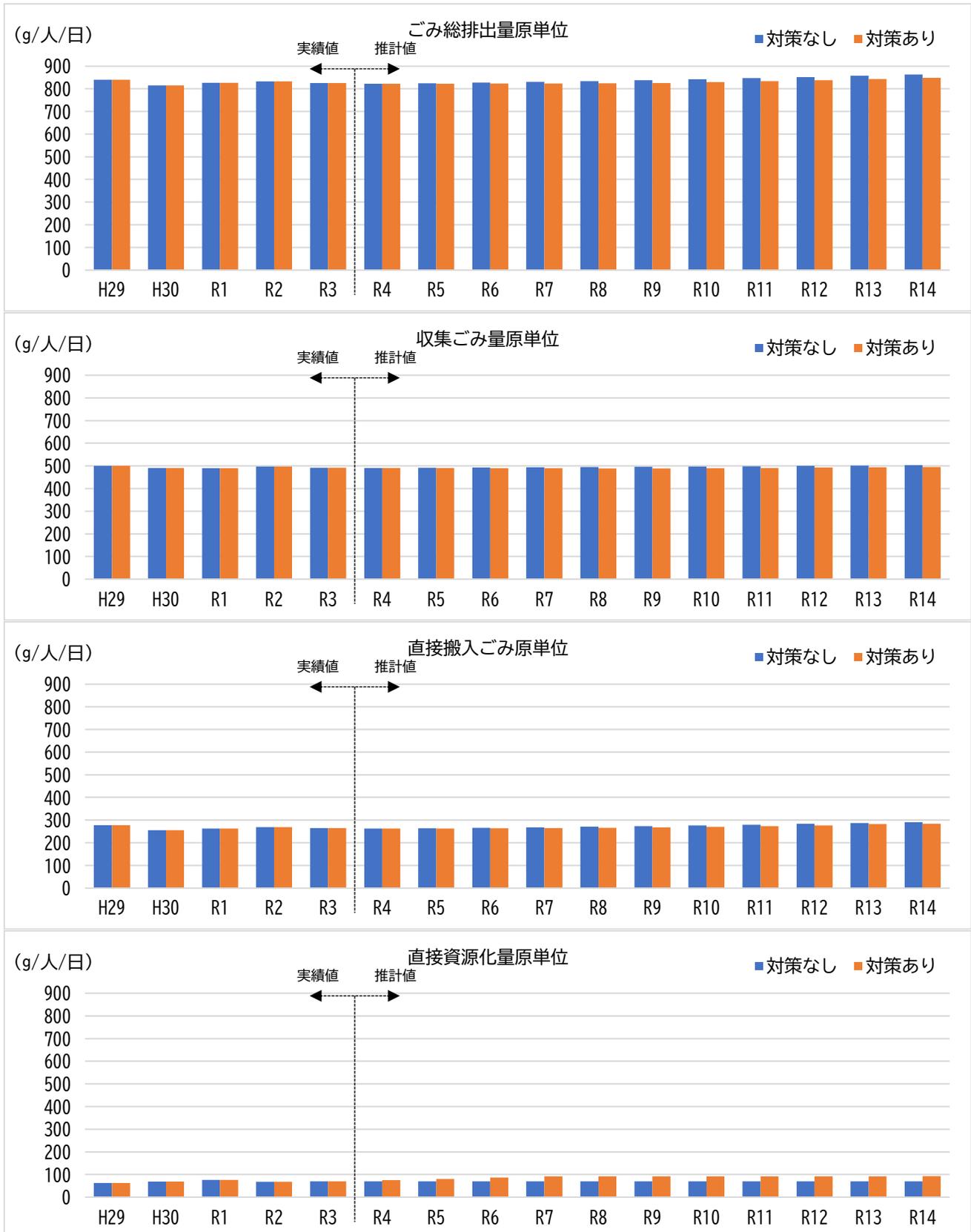


図4.5.2 1人1日当たりごみ排出量の推計結果(減量化・資源化施策実施後)

表4.5.2 一人一日当たりごみ排出量の推計結果(減量化・資源化施策実施後)

(単位：g/人/日)

年度	ごみ総排出量												資源化						市が直接処理を行うごみ量	
	対策なし		対策あり		直接搬入ごみ		直接資源化		有害ごみ		集団回収		生ごみ回収・廃食用油		対策なし		対策あり			
	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり	対策なし	対策あり		
平成29年度	840	840	501	501	278	278	63	63	0.739	0.739	19.03	19.03	43	43	778	778				
平成30年度	815	815	491	491	256	256	69	69	0.823	0.823	16.01	16.01	53	53	746	746				
令和元年度	827	827	490	490	262	262	76	76	0.785	0.785	14.60	14.60	60	60	751	751				
令和2年度	833	833	497	497	269	269	68	68	0.909	0.909	8.88	8.88	59	59	764	764				
令和3年度	825	825	492	492	265	265	70	70	0.802	0.802	8.61	8.61	60	60	756	756				
令和4年度	823	823	491	491	263	263	70	70	0.849	0.849	8.61	8.61	60	60	753	748				
令和5年度	825	823	492	491	264	263	70	81	0.857	0.849	8.61	8.61	60	71	755	742				
令和6年度	827	823	493	490	266	264	70	87	0.864	0.848	8.61	8.61	60	77	758	736				
令和7年度	831	824	493	490	268	265	70	92	0.871	0.846	8.61	8.61	60	83	761	731				
令和8年度	834	825	495	489	271	266	70	92	0.876	0.843	8.61	8.61	60	83	764	732				
令和9年度	838	826	496	489	274	268	70	92	0.882	0.840	8.61	8.61	60	83	768	733				
令和10年度	842	830	497	490	277	270	70	92	0.886	0.844	8.61	8.61	60	83	773	737				
令和11年度	847	834	499	491	280	273	70	92	0.891	0.849	8.61	8.61	60	83	777	741				
令和12年度	852	838	500	493	283	277	70	92	0.895	0.853	8.61	8.61	60	83	782	746				
令和13年度	857	843	502	494	287	280	70	92	0.899	0.856	8.61	8.61	60	83	788	751				
令和14年度	863	848	503	495	291	284	70	92	0.903	0.860	8.61	8.61	60	83	793	756				

※有害ごみは、一度クリーンリサイクルセンターに蓄積されるが、一定量貯留したのち、民間により全量を資源化しているため、直接資源化量に含めた。  
 ※生ごみ回収・廃食用油の一人一日当たり排出量の原単位は、(排出量÷総人口÷365日)によって求めたもの。

## 2) 推計結果のまとめ

前述した減量化及び資源化後の本市におけるごみ排出量の推計結果の総括表を表4.5.3、表4.5.4及び図4.5.3に示します。

減量化・資源化施策の実施により、本市のごみ排出量を減少させるとともに、市が直接処理・処分を行うごみの量についても、直接資源化を推進することにより低減させることとします。

また、焼却灰・飛灰の資源化を継続するなど、資源化施策により資源化率をできる限り向上させ、目標の達成を図ることとします。

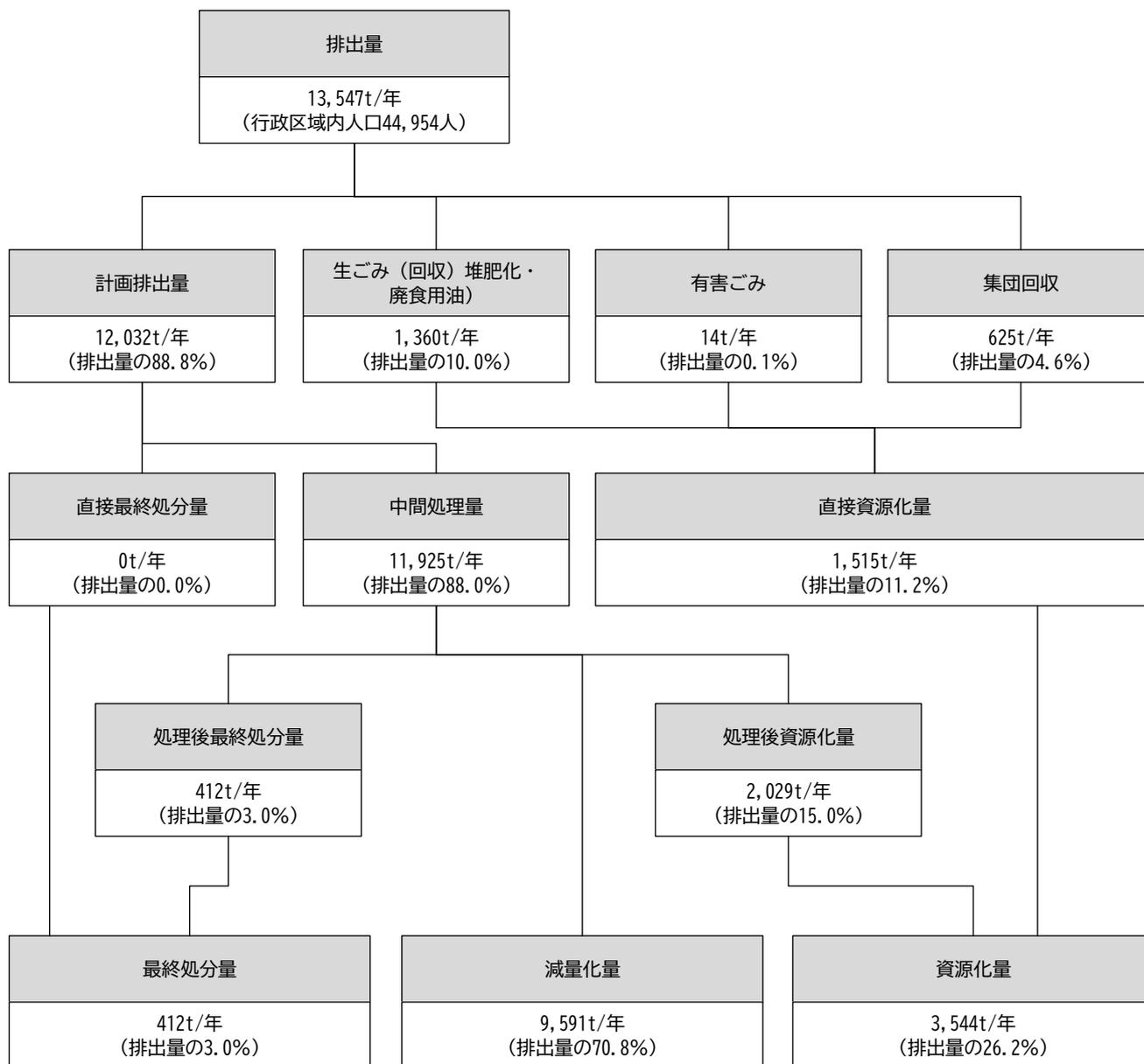


図4.5.3 目標年度(令和9年度)における処理・処分フロー

表4.5.3 本市のごみ排出量の実績及び見通し(減量化・資源化施策実施後)

項目区分	単位	実績値					推計値											備考 (目標年度における方針)		
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
1	総人口	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468	47,098	46,669	46,240	45,811	45,383	44,954	44,525	44,096	43,667	43,239	42,810		
2	計画収集人口	人	49,386	48,875	48,288	47,817	47,468	47,098	46,669	46,240	45,811	45,383	44,954	44,525	44,096	43,667	43,239	42,810	人口推計結果による	
3	外国人人口	人	上記に含む																	
4	ごみ総排出量	t/年	15,146.14	14,547.09	14,577.06	14,536.59	14,295.05	14,142.25	14,012.56	13,890.06	13,772.89	13,658.57	13,547.23	13,481.16	13,419.18	13,360.95	13,306.47	13,255.17		
(4)	(ごみ総排出量※市が直接処理を行うもの)	t/年	14,016.00	13,309.00	13,241.00	13,342.00	13,090.00	12,854.91	12,637.92	12,429.94	12,229.06	12,128.92	12,031.79	11,979.78	11,931.89	11,887.73	11,847.35	11,810.12	市総合計画 (R7年度、12,400t/年)	
5	収集ごみ	t/年	9,025.29	8,764.50	8,633.16	8,670.74	8,519.70	8,354.83	8,169.79	7,988.97	7,811.64	7,732.20	7,653.47	7,598.31	7,544.47	7,491.73	7,440.25	7,389.49		
6	可燃ごみ	t/年	8,091.00	7,812.00	7,697.00	7,641.00	7,528.00	7,325.00	7,140.16	6,960.22	6,784.45	6,707.23	6,631.41	6,556.86	6,483.43	6,410.91	6,339.41	6,268.41		
7	粗大ごみ	t/年	43.00	44.00	39.00	53.00	53.00	55.43	57.76	60.15	62.62	65.15	67.75	72.01	76.52	81.32	86.41	91.80		
8	有害ごみ	t/年	13.29	14.50	12.16	15.74	13.70	13.93	13.80	13.64	13.47	13.30	13.11	13.05	12.99	12.92	12.85	12.77		
9	不燃ごみ	t/年	310.00	310.00	304.00	357.00	312.00	334.41	332.41	329.99	327.16	323.95	320.33	323.52	326.48	329.20	331.68	333.92		
10	資源ごみ	t/年	568.00	584.00	581.00	604.00	613.00	626.06	625.67	624.96	623.93	622.58	620.87	632.87	645.04	657.38	669.90	682.59		
11	直接搬入ごみ	t/年	5,004.03	4,559.18	4,621.68	4,687.13	4,584.19	4,514.68	4,482.60	4,455.28	4,431.56	4,410.69	4,392.10	4,395.19	4,401.08	4,409.59	4,420.61	4,434.07		
12	可燃ごみ	t/年	4,330.00	3,834.00	3,857.00	3,817.00	3,804.00	3,688.85	3,646.00	3,609.28	3,577.20	3,548.74	3,523.20	3,500.04	3,478.86	3,459.38	3,441.33	3,424.54		
13	粗大ごみ	t/年	214.00	211.00	231.00	255.00	261.00	278.43	289.34	300.56	312.07	323.88	335.98	356.27	377.79	400.61	424.81	450.47		
14	有害ごみ	t/年	0.03	0.18	1.68	0.13	0.19	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67		
15	不燃ごみ	t/年	453.00	505.00	524.00	607.00	514.00	542.08	542.07	540.37	537.31	533.17	528.10	534.13	539.73	544.97	549.88	554.52		
16	資源ごみ	t/年	7.00	9.00	8.00	8.00	5.00	4.65	4.52	4.41	4.31	4.23	4.16	4.09	4.03	3.97	3.92	3.87		
17	集団回収量	t/年	342.99	285.59	257.25	155.06	149.16	148.00	146.65	145.31	143.96	142.61	141.26	139.92	138.57	137.22	135.87	134.53		
18	生ごみ回収事業 回収量	t/年	762.83	924.82	1,050.97	1,010.65	1,027.00	1,108.55	1,196.05	1,281.79	1,365.77	1,353.31	1,340.81	1,328.34	1,315.84	1,303.38	1,290.88	1,278.41	令和7年度20,000世帯を目標	
(18)	取組人数	人	14,875	23,060	27,830	28,444	30,400	32,814	35,404	37,942	40,428	40,059	39,689	39,320	38,950	38,581	38,211	37,842	生ごみ回収量推計を参照	
19	廃食用油	t/年	11.00	13.00	14.00	13.00	15.00	16.19	17.47	18.72	19.95	19.77	19.58	19.40	19.22	19.04	18.85	18.67	令和3年度(廃油/生ごみ)割合による	
20	一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/日	840.24	815.45	827.06	832.89	825.07	822.67	822.61	822.99	823.69	824.55	825.64	829.53	833.75	838.28	843.13	848.30		
21	一人一日当たり排出量	g/人/日	500.68	491.30	489.82	496.80	491.73	491.22	490.55	490.02	489.58	489.21	488.88	490.00	491.22	492.54	493.95	495.45		
22	可燃ごみ	g/人/日	448.85	437.91	436.71	437.80	434.50	431.31	430.11	429.06	428.15	427.33	426.59	425.92	425.30	424.73	424.20	423.70		
23	粗大ごみ	g/人/日	2.39	2.47	2.21	3.04	3.06	3.22	3.39	3.56	3.74	3.93	4.13	4.43	4.75	5.10	5.47	5.87	推計値より10%削減	
24	有害ごみ	g/人/日	0.74	0.81	0.69	0.90	0.79	0.81	0.81	0.81	0.81	0.80	0.80	0.80	0.81	0.81	0.81	0.82	推計値より5%削減	
25	不燃ごみ	g/人/日	17.20	17.38	17.25	20.45	18.01	19.45	19.51	19.55	19.57	19.56	19.52	19.91	20.28	20.65	21.02	21.37	推計値より10%削減	
26	資源ごみ	g/人/日	31.51	32.74	32.96	34.61	35.38	36.42	36.73	37.03	37.31	37.58	37.84	38.94	40.08	41.24	42.45	43.68	推計値より10%削減	
27	集団回収ごみ	g/人/日	19.03	16.01	14.60	8.88	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61	8.61		
28	生ごみ(回収事業)※取組人数当たり	g/人/日	140.50	109.88	103.46	97.35	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56	92.56		
29	一人一日当たり排出量	t/日	13.71	12.49	12.66	12.84	12.56	12.37	12.28	12.21	12.14	12.08	12.03	12.04	12.06	12.08	12.11	12.15		
30	可燃ごみ	t/日	11.86	10.50	10.57	10.46	10.42	10.11	9.99	9.89	9.80	9.72	9.65	9.59	9.53	9.48	9.43	9.38		
31	粗大ごみ	t/日	0.59	0.58	0.63	0.70	0.72	0.76	0.79	0.82	0.85	0.89	0.92	0.98	1.04	1.10	1.16	1.23	推計値より10%削減	
32	有害ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
33	不燃ごみ	t/日	1.24	1.38	1.44	1.66	1.41	1.49	1.49	1.48	1.47	1.46	1.45	1.46	1.48	1.49	1.51	1.52	推計値より10%削減	
34	資源ごみ	t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		



### 3) 処理・処分量

減量化・資源化施策実施後の本市におけるごみ処理・処分量の推計結果を以下に示します。  
 施策実施後は、本計画目標年度の令和9年度において資源化率は26.2%、最終処分率は3.0%と推測されます。

表4.5.4 処理・処分量の推計結果(減量化・資源化施策実施後)

区分	単位	実績					推計													
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
①ごみ排出量	①ごみ総排出量	t/年	15,146	14,547	14,577	14,537	14,295	14,142	14,013	13,890	13,773	13,659	13,547	13,481	13,419	13,361	13,306	13,255		
	可燃ごみ	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	11,014	10,786	10,570	10,362	10,256	10,155	10,057	9,962	9,870	9,781	9,693		
	粗大ごみ	t/年	257	255	270	308	314	334	347	361	375	389	404	428	454	482	511	542		
	有害ごみ	t/年	13	15	14	16	14	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
	不燃ごみ	t/年	763	815	828	964	826	876	874	870	864	857	848	858	866	874	882	888		
	資源ごみ	t/年	575	593	589	612	618	631	630	629	628	627	625	637	649	661	674	686		
	集団回収	t/年	343	286	257	155	149	148	147	145	144	143	141	140	139	137	136	135		
	アクアセンター万之瀬汚泥	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生ごみ回収・廃食用油	t/年	774	938	1,065	1,024	1,042	1,125	1,214	1,301	1,386	1,373	1,360	1,348	1,335	1,322	1,310	1,297		
②焼却施設	②焼却処理量	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	11,528	11,277	11,060	10,851	10,745	10,643	10,556	10,462	10,371	10,283	10,196		
	②-1焼却処理量	t/年	12,902	12,140	12,004	11,888	11,818	11,528	11,277	11,060	10,851	10,745	10,643	10,556	10,462	10,371	10,283	10,196		
	直接焼却量	t/年	12,421	11,646	11,554	11,458	11,332	11,014	10,786	10,570	10,362	10,256	10,155	10,057	9,962	9,870	9,781	9,693		
	破碎選別残渣量	t/年	481	494	450	430	486	514	491	490	490	489	489	499	500	501	502	503		
	②-2資源化量	t/年	1,391	1,290	1,230	1,240	1,215	1,185	1,159	1,137	1,116	1,105	1,094	1,085	1,076	1,066	1,057	1,048		
	スラグ(場内保管分)	t/年	127	235	53	88	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	焼却灰・飛灰(セメント原料)	t/年	1,137	1,076	1,012	1,011	1,215	1,185	1,159	1,137	1,116	1,105	1,094	1,085	1,076	1,066	1,057	1,048		
	焼却灰・飛灰(山元還元)	t/年	254	214	218	229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	②-3最終処分量(埋立)	t/年	73	65	67	69	71	69	68	66	65	65	64	63	63	62	62	61		
	焼却残渣	t/年	73	65	67	69	71	69	68	66	65	65	64	63	63	62	62	61		
	④リサイクルプラザ	④リサイクルプラザ	t/年	1,595	1,663	1,687	1,884	1,757	1,797	1,775	1,775	1,774	1,773	1,771	1,808	1,836	1,864	1,893	1,923	
		④-1破碎選別残渣量(焼却)	t/年	481	494	450	430	486	514	491	490	490	489	489	499	500	501	502	503	
		粗大・不燃ごみ	t/年	442	456	411	388	442	469	446	445	444	444	444	454	454	454	454	454	
		資源ごみ	t/年	39	38	39	42	44	45	45	45	45	45	45	45	46	47	48	49	
		その他	t/年																	
		④-2破碎選別残渣量(埋立)	t/年	271	280	329	459	347	339	342	344	345	347	348	356	365	375	384	394	
		粗大・不燃ごみ	t/年	193	200	250	375	263	260	262	264	266	267	269	276	283	291	299	307	
		資源ごみ	t/年	78	80	79	84	84	80	80	80	79	79	79	81	82	84	85	87	
		④-3資源化量	t/年	843	889	908	995	924	943	942	941	939	937	935	952	970	989	1,007	1,026	
紙類		t/年	35	27	27	20	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	20	20		
金属	t/年	446	468	508	585	523	534	533	533	532	530	529	539	549	560	570	581			
ガラス	t/年	122	117	98	106	83	85	85	84	84	84	84	86	87	89	90	92			
ペットボトル	t/年	56	75	76	85	84	86	86	86	85	85	85	87	88	90	92	93			
容器包装プラスチック類	t/年	183	201	198	198	215	219	219	219	219	218	217	222	226	230	234	239			
その他プラスチック類	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
⑤直接資源化	⑤直接資源化量	t/年	1,130	1,238	1,336	1,195	1,205	1,287	1,375	1,460	1,544	1,530	1,515	1,501	1,487	1,473	1,459	1,445		
	⑤-1有害ごみ(委託処理)	t/年	13	15	14	16	14	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13		
	⑤-2廃食用油	t/年	11	13	14	13	15	16	17	19	20	20	20	19	19	19	19	19		
	⑤-3集団回収量	t/年	343	286	257	155	149	148	147	145	144	143	141	140	139	137	136	135		
	⑤-4生ごみ(回収)堆肥化	t/年	763	925	1,051	1,011	1,027	1,109	1,196	1,282	1,366	1,353	1,341	1,328	1,316	1,303	1,291	1,278		
⑥最終処分	⑥最終処分量(埋立)	t/年	344	345	396	528	418	409	410	410	410	411	412	420	428	437	446	455		
	⑥-1焼却施設	t/年	73	65	67	69	71	69	68	66	65	65	64	63	63	62	62	61		
	⑥-2リサイクルプラザ(粗大・不燃)	t/年	193	200	250	375	263	260	262	264	266	267	269	276	283	291	299	307		
	⑥-3リサイクルプラザ(資源)	t/年	78	80	79	84	84	80	80	80	79	79	79	81	82	84	85	87		
⑥-4直接最終処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中間処理量	t/年	14,016	13,309	13,241	13,342	13,089	12,810	12,561	12,344	12,136	12,029	11,925	11,865	11,798	11,735	11,674	11,616			
中間処理率	%	92.5%	91.5%	90.8%	91.8%	91.6%	90.6%	89.6%	88.9%	88.1%	88.1%	88.0%	88.0%	87.9%	87.8%	87.7%	87.6%			
資源化量	t/年	3,364	3,417	3,474	3,430	3,344	3,416	3,476	3,538	3,599	3,572	3,544	3,539	3,533	3,528	3,524	3,520			
資源化率	%	22.2%	23.5%	23.8%	23.6%	23.4%	24.2%	24.8%	25.5%	26.1%	26.1%	26.2%	26.3%	26.3%	26.4%	26.5%	26.6%			
最終処分量	t/年	344	345	396	528	418	409	410	410	410	411	412	420	428	437	446	455			
最終処分率	%	2.3%	2.4%	2.7%	3.6%	2.9%	2.9%	2.9%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%			

※整数表示のため(20)÷(3)+(5)+(9)となる

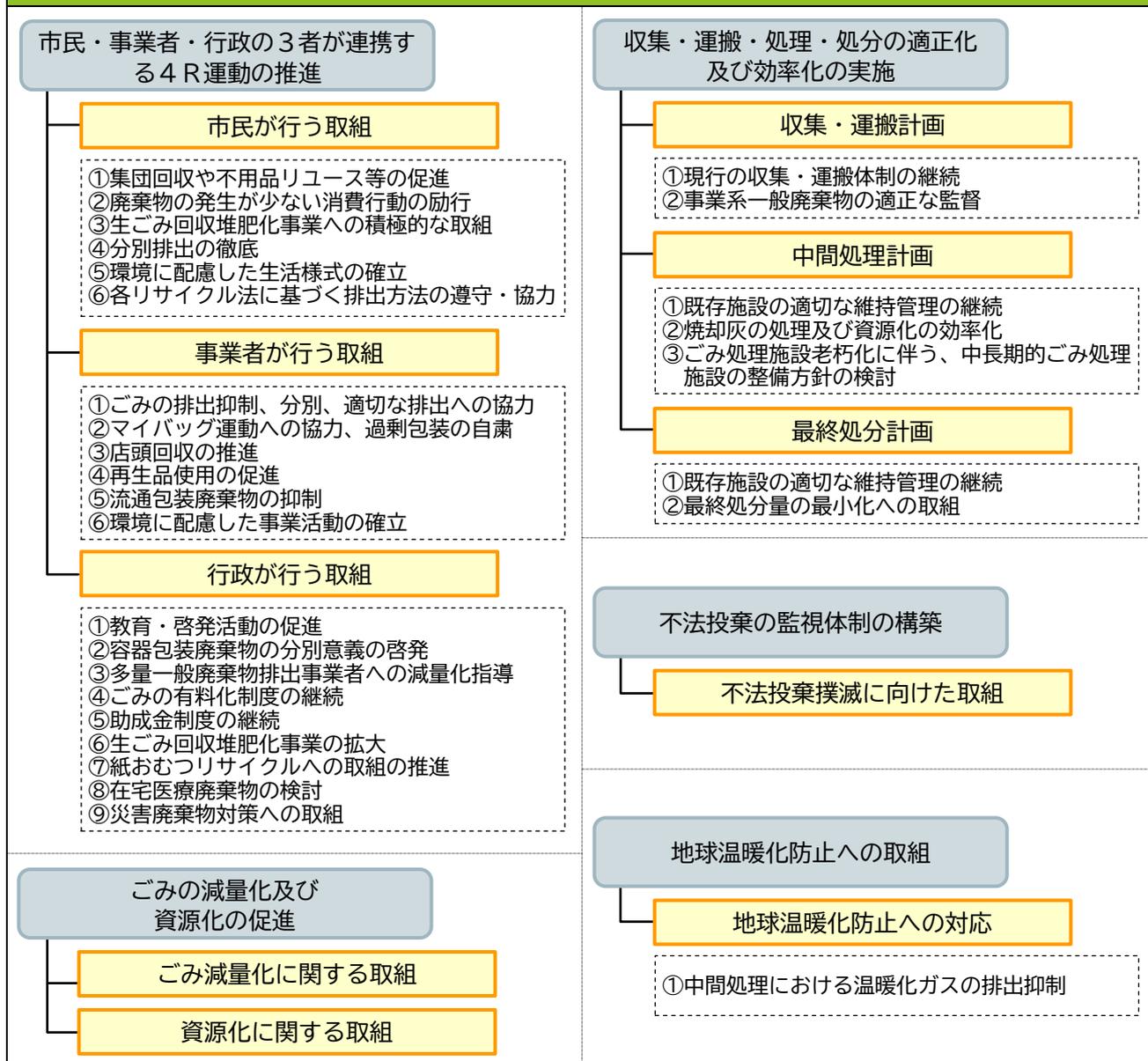
## 6 ごみの減量化・資源化及び処理・処分等の基本方針

市における今後のごみの減量化・資源化及び処理・処分等に関する基本方針を以下に示します。

### 《基本理念》 環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する

目標値	<p>○減量化の目標値 : 令和9年度の1人1日総ごみ排出量(対令和3年度比)の増加を0.1%以内に抑え、直接資源化量を除いた1人1日総ごみ排出量は2.9%(対令和3年度比)削減する。</p> <p>○資源化の目標値 : 令和9年度までに資源化率を26.2%とする。</p>
-----	---

### 施策の柱



## 7 ごみの発生回避・排出抑制及び再利用・再資源化のための方策に関する事項

### 1) ごみの発生回避・排出抑制及び再利用・再資源化のための基本方針

ごみの発生回避・排出抑制及び再利用・再資源化のための基本方針は、以下のとおりです。

#### ごみの発生抑制と資源化を目指し、3者で取り組む4Rの推進

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の目標を達成するためには、市民・事業者・行政がごみ削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていく必要があります。

こうした連携を深めていくためには、消費者である市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から市民、事業者の取組を支援していくという行動を3者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていく必要があります。

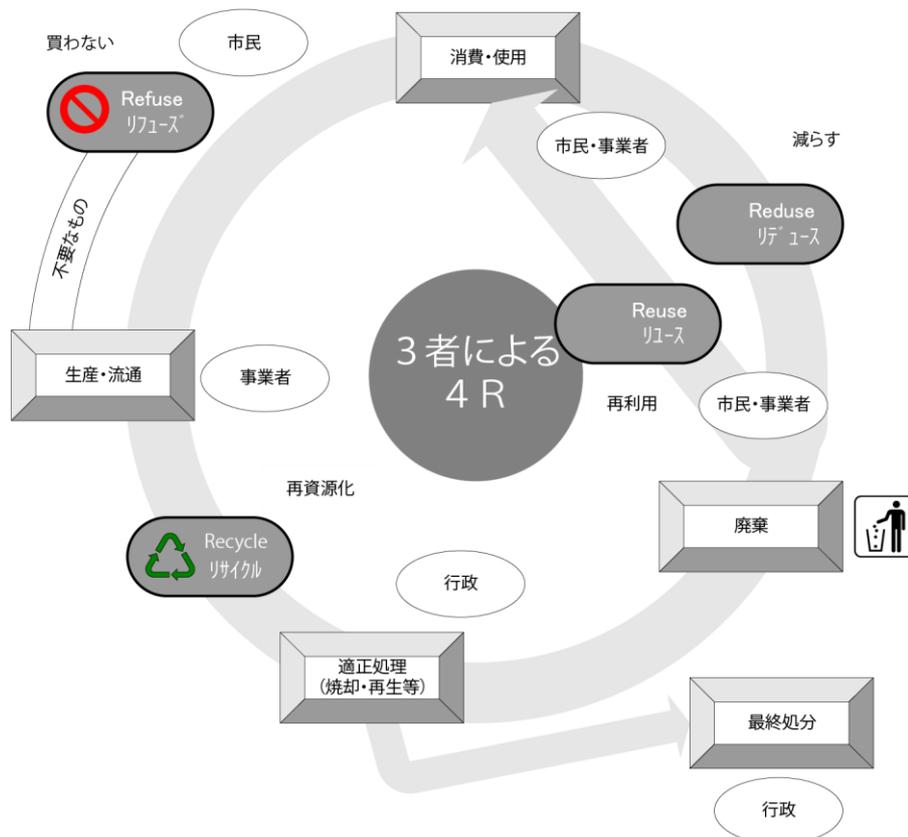


図4.7.1 市民・事業者・行政の役割と連携

## 2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策

ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくためには、市民・事業者・行政の役割を明確にし、お互いが様々な角度からの連携・協力により実効性のあるものにしていく必要があります。

### (1) 市民が行う取組

#### ① 集団回収や不用品リユース等の促進

再利用できるもの、再生利用できるものは、地域で行う集団回収や店頭回収、民間回収ルート積極的に利用します。

また、地域住民による集団回収等はごみ減量、資源化の観点から有効であるばかりでなく、地域のコミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施します。

さらにフリーマーケット、ガレージセール、インターネットを利用した不要品情報、民間の中古品等の取扱業者への持ち込み等、家庭の不要品の売却や交換などによりリユースに努めます。



#### ② 廃棄物の発生が少ない消費行動の励行

不要な物品や食べきれない量の食品を購入しないなど、ごみとして廃棄するものそのものの発生を避けるような消費行動に努めます。また、容器包装廃棄物の家庭への持ち込みを削減することは、廃棄物減量に大きな効果をもたらすことから、商品購入時のレジ袋等の削減のためマイバッグの持参、簡易包装の商品を極力選択し購入するなどの配慮を行います。

また、製品寿命が長い商品、再生品、再利用商品を極力選択することにより廃棄物の減量化や資源化に配慮を行います。



③生ごみ回収堆肥化への積極的な取組

家庭から排出される廃棄物のうち多くの重量を占める生ごみについては、回収堆肥化し利用するよう配慮を行います。



図4.7.2 生ごみ回収堆肥化の流れ

④ 分別排出の徹底

市により回収される一般廃棄物は市の処理施設で処理を行いますが、分別が不徹底の場合は焼却あるいは埋立によって資源として回収されなくなります。したがって、市が定める分別内容に沿ってごみを分別し、資源ごみなどが可燃ごみ、不燃ごみなどに混入しないように配慮します。

特に家庭から排出される可燃ごみへの混入が顕著です。可燃ごみについては、古紙類や容器包装廃棄物類が混入しないよう分別を徹底するとともに、生ごみについては、水切りを徹底します。



## ⑤ 環境に配慮した生活様式の確立

ごみ発生抑制のため、大量消費、大量廃棄の生活から、4Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。

また、食べ物については必要な分だけ食品を購入すること、食べ残しが出ないように配慮することにより、食品ロスが極力発生しないよう努めます。



## ⑥ 各リサイクル法に基づく排出方法の遵守・協力

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法など、廃棄対象品により各種リサイクル関連の法律が施行されています。

該当する対象物品については規定の方法により排出します。なお、排出方法等については、市のホームページや販売店などに確認し、適切に行うものとします。



## (2) 事業者が行う取組

### ① 発生源における排出抑制、分別、適切な排出への協力

事業者においては、必要に応じて複数の資源回収事業者の協力による回収体制を整備する等による発生源における排出抑制に努めるとともに、具体的には、まず、古紙が可燃ごみとならないよう、分別を徹底し、古紙回収業者による資源化に努めます。さらに、飲食を伴う事業活動を行っている事業者については、食べ残しが極力出ないように配慮した商品の提供を心がけ、食品ロスを低減し、食品残渣についても水切りに努めるとともに、これを、極力堆肥化等により資源化に努めます。

### ② マイバッグ運動への協力、過剰包装の自粛

レジ袋削減のためのマイバッグ運動への市民の取組に協力を行うとともに、商品はできる限り簡易包装とし、廃棄物の削減に協力します。

また、プラスチックトレイなどの利用についても最小限とするよう配慮します。

さらに、使い捨て容器などを利用した商品から、リターナブルびんなどの再利用可能な容器の利用を拡大します。

### ③ 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大します。



④ 再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

また、可能な限り物を無駄にしないように努めます。



⑤ 流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品の梱包に用いられる梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用する体制を整備します。



⑥ 環境に配慮した事業活動の確立

事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。

(3) 行政としての取組

① 教育、啓発活動の促進

市民、事業者に対してごみに発生回避・抑制及び再利用・再資源化(4R)への取組、さらには不適切な分別排出者へのごみの適切な分別や出し方に対する指導・啓発を行うとともに、指導・啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。

さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるために、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組みます。

また、これら啓発活動を市民との協働により実践していくために、啓発活動指導員の育成の検討を行っていきます。

② 資源ごみの分別意識の啓発

可燃ごみの多くは再資源化できますが、そのためには資源ごみとなるものを排出段階で分別する必要があります。

特に、古紙類、容器包装プラスチック類の分別意識について啓発を行い意識の向上に努めます。

また、厨芥類は生ごみ回収堆肥化事業への参加に関する情報提供をより積極的に行うことで、厨芥類が資源ごみであることを啓発し、意識向上に努めます。なお、生ごみ回収取組世帯については、第2次日置市総合計画においても、以下のとおり目標を定め、その普及に取り組んでいきます。

目標年度	取組世帯数
令和7年度	20,000世帯

### ③ 一般廃棄物排出事業者（多量排出事業者）に対する減量化指導の徹底

事業系一般廃棄物の増減は、社会や市の経済情勢とも関連し、排出量も大きく異なってきます。しかし、排出されるごみは、例えばオフィス書類のように、分別により古紙回収業者で直接資源化できるものが多く含まれます。したがって、一般廃棄物排出事業者（多量排出事業者）から順次、必要に応じ、ごみの排出削減、資源化に関するヒアリングなどの実態把握を行うとともに、適宜、ごみの減量化計画の策定指導などを行い、ごみの減量化を推進します。

現在、直接搬入される廃棄物については処理手数料を徴収しており、これは今後とも継続するものとします。

### ④ ごみの有料化制度の継続

市で行っているごみの有料化制度は継続します。

なお、有料指定ごみ袋については市民からの要望に応じ、ごみの分別区分に合わせて特大、大、小、特小の中から適宜サイズを決定しつつ種類を増やしてきました。今後は、情勢に応じ種類の見直しを行うとともに、ごみ袋への民間広告を広く募集し、これをごみ処理費用の一部に充当し、市民負担の軽減に努めるものとします。

### ⑤ 助成金事業の継続

本市では、各種団体による資源回収活動（集団回収）に対して助成事業を行っています。平成29年度からは生ごみリサイクルに使用する竹チップの原料となる伐採竹を助成の対象に追加しました。今後も適宜内容の見直しなどを行い充実を図ります。

### ⑥ 生ごみ回収事業の拡大

生ごみ回収事業は、年々参加する自治会および世帯が伸びてきており、市民の生ごみリサイクルに対する意識も高くなっています。しかし、参加世帯数の伸びが鈍化していることから、CO<sub>2</sub>削減効果などの見える化した数値により周知を行い、更なる市民意識の向上を図っていきます。

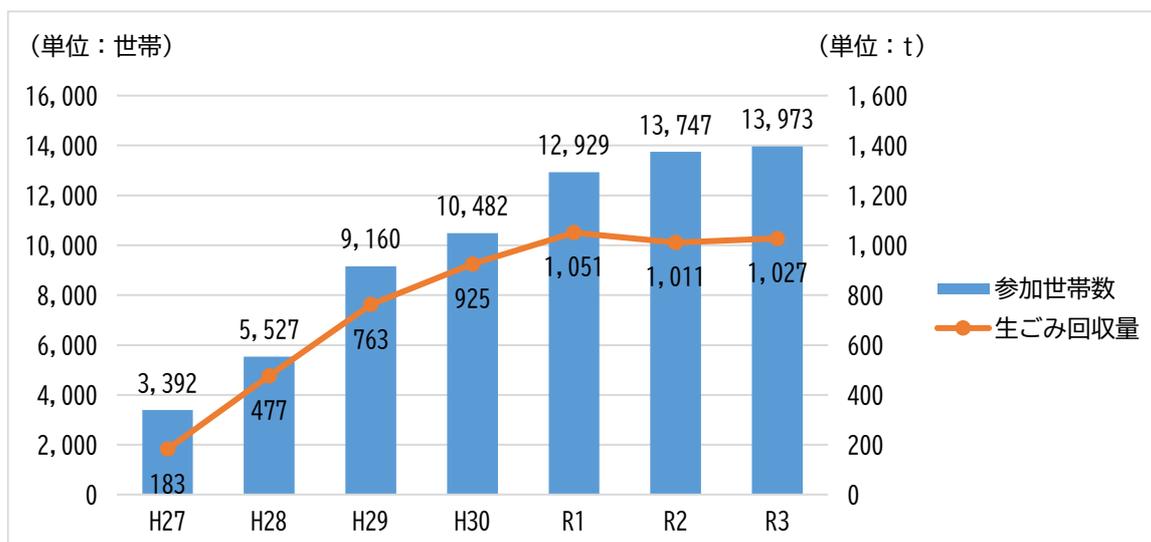


図4.7.3 生ごみ回収量・参加世帯数の推移

表4.7.1 生ごみ回収事業の取組の推計結果

		人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人口 (人/世帯)	生ごみ回収 取組世帯数 (世帯)	生ごみ回収 取組人数 (人)	生ごみ回収 原単位 (g/人/日)	生ごみ 回収量 (t/年)
実績	H29	49,386	22,714	2.174	9,160	14,875	140.50	762.83
	H30	48,875	22,667	2.156	10,482	23,060	109.88	924.82
	R1	48,288	22,673	2.130	12,929	27,830	103.46	1,050.97
	R2	47,817	22,656	2.111	13,747	28,444	97.35	1,010.65
	R3	47,468	22,675	2.093	13,973	30,400	92.56	1,027.00
推計	R4	47,098	22,678	2.077	15,800	32,814	92.56	1,108.55
	R5	46,669	22,673	2.058	17,200	35,404	92.56	1,196.05
	R6	46,240	22,668	2.040	18,600	37,942	92.56	1,281.79
	R7	45,811	22,663	2.021	20,000	40,428	92.56	1,365.77
	R8	45,383	22,658	2.003	20,000	40,059	92.56	1,353.31
	R9	44,954	22,653	1.984	20,000	39,689	92.56	1,340.81
	R10	44,525	22,648	1.966	20,000	39,320	92.56	1,328.34
	R11	44,096	22,642	1.948	20,000	38,950	92.56	1,315.84
	R12	43,667	22,637	1.929	20,000	38,581	92.56	1,303.38
	R13	43,239	22,632	1.911	20,000	38,211	92.56	1,290.88
	R14	42,810	22,626	1.892	20,000	37,842	92.56	1,278.41

※世帯数（推計）＝人口÷世帯人口 ※世帯人口の推計結果は資料編に示すとおり

※生ごみ回収取組世帯数（推計）は、令和7年度で20,000世帯を目標（第2次総合計画）とする

ただし、「世帯数≥生ごみ回収取組世帯数」とする

※生ごみ回収取組人数（推計）＝世帯数×世帯人数

#### ⑦ 紙おむつリサイクルへの取組推進

社会の高齢化が進むなか、高齢者が使用する紙おむつの廃棄量も今後増加することが考えられます。

市では、現在、多くの自治体で行われているように、「紙おむつ」を燃えるごみに区分し、焼却施設で中間処理を行っています。しかし、紙おむつにはプラスチック原料製品が使用されていることなどから、これを燃料として再利用することが検討され、技術面でも実施可能レベルの設備が登場してきています。ただし、ごみの分別排出の問題、収集体制の問題、安定的な回収量確保の問題など、実施面では様々な課題をクリアする必要があります。

市では、一般家庭からのごみの排出抑制及びごみの資源循環の観点に基づき、一般家庭から排出される紙おむつの資源化を促進するために、必要となる諸課題について検討を行い、実施に向けて積極的に取り組みます。

#### ⑧ 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

在宅医療廃棄物は、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うための啓発が重要であるため、医療機関との連携を図りながら今後も啓発活動を強化していくものとします。

#### ⑨ 災害廃棄物対策への取組

「日置市地域防災計画（本編）平成20年1月、最終修正令和4年6月」に準じ、対応します。

## 8 ごみの減量化及び資源化に関する事項

### 1) ごみの減量化及び資源化のための基本方針

ごみの減量化及び資源化の基本方針は、以下のとおりです。

#### ごみの減量化及び資源化の促進

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化の拡充を図る方針とします。

##### (1) ごみ減量化に関する方針

本市におけるごみの減量化に関する方針については、令和9年度までに令和3年度比としてゴミの総排出量を約5.2%減量することを目標とします。

減量化の施策として、4Rに向けた積極的な環境に優しい行動様式への取組を行う中で、市民においては不要品の購入は避けるとともに、詰め替え商品の購入などによるごみの発生回避・抑制を行います。また、生ごみの水切り、コンポスト容器における堆肥化などにより、減量化に向けた取組に協力します。

事業所においては、古紙回収・資源化による資源化の促進、食品ロスの低減、生ごみのコンポスト化への取組などを通じて、事業系一般廃棄物の排出量の減量化を図っていくものとします。

本市は市民や事業所が行う取組を積極的に支援していくものとします。

(2) 資源化に関する方針

本市における資源化に関する方針については、以下の4点を重点的に進めていきます。

① 収集ごみ（家庭系ごみ）に含まれる生ごみ（可燃ごみ）の堆肥化による資源化の促進

令和9年度（目標年度）において20,000世帯、39,689人、回収量1,341t/年とする。

また、堆肥化に必要な微生物の餌として利用できる廃食用油の回収についても現状のとおり継続して行う。

② 消費行動の見直しや製品寿命延長への支援、不用品交換の取組への支援

令和9年度（目標年度）において、粗大ごみや不燃ごみ等の1人1日当たりごみ排出量を推計値より10%低減し、粗大ごみ：5.05g/人/日、不燃ごみ：20.97g/人/日とする。

③ 焼却処理後の焼却残渣物（焼却灰・飛灰）のセメント原料化による資源化の促進

令和3年度実績の資源化率を保持するものとし、令和9年度（目標年度）で焼却灰・飛灰のセメント原料化割合を焼却量の10.28%とする。

④ ごみの分別の徹底により排出段階での資源物の回収ロスを最小限化する

紙類、生ごみ類の分別の他、容器包装廃棄物の可燃ごみへの混入を防ぎ、資源化率の向上に努める。

## 2) 分別収集計画

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成16年6月)及び「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月)において、標準的な分別区分として表に示す3種類(類型Ⅰ～Ⅲ)が整理されています。

現在、本市の類型は類型Ⅱに相当していますが、生ごみや廃食用油の回収など類型Ⅲへの一部移行を進めています。当面は、市民参画型の生ごみ分別を継続し、状況を確認しつつ、適宜、分別区分の見直しを行うものとします。

表4.8.1 指針に示される標準的な分別区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分	
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する	-	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)				
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				
	⑥燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ				
	⑧粗大ごみ				
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)	◎	
		①-2 ガラスびん		◎	
		①-3 ペットボトル		◎	
		①-4 プラスチック製容器包装		◎	
		①-5 紙製容器包装		◎	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)			◎	
	④小型家電			◎	
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			◎	
	⑥燃やさないごみ			◎	
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ			-	
⑧粗大ごみ			◎		
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)	-	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
		①-4 プラスチック製容器包装			
		①-5 紙製容器包装			
	②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)				
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				◎
	④小型家電				
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				
⑥燃やさないごみ					
⑦その他専用の処理のために分別するごみ					
⑧粗大ごみ					

※表中の◎は実施している分別区分です

以上から、基本的なごみの分別区分は、現行どおりとしますが、生ごみ回収堆肥化事業への参加について啓発・広報を積極的に行います。

図4.8.1 ごみの分別区分(現在の分別区分を継続する)

**燃やせるごみ  
(可燃ごみ)**

**生ごみ**  
草木・木切れ  
(指定袋に入る長さで直径10cm以下のもの必ず袋に入れて出す)

ビニールホース  
(1m以内に切る)

ストロー

保冷剤

繊維衣類

使い捨てカイロ

ビデオテープ

紙おむつ

CD・プラバケツ等のプラスチック製品

皮革類

使い捨てライター  
(使用済み)

**可燃ごみ袋**  
出し方の注意  
・水切りはしっかりと!

**容器包装  
プラスチック類**

この表示のある、商品を入れるものや商品を包むもの

ネット

プラスチック容器  
・たまご・海苔  
・薬・惣菜や弁当  
・味噌・豆腐

発泡スチロール製カップ

レジ袋

ラップ・ポリ袋・菓子や食品等の包装用フィルム

スーパー

ドレネ・発泡スチロール

キャップ類  
・チューブや洗剤のキャップ  
・ペットボトルのキャップ  
・シャンプー、リンス等のポンプ部分

**資源ごみ袋**  
出し方の注意  
・洗って乾かす  
・中身が完全に取除けないものは可燃ごみへ

緩衝材

**食用・  
天ぷら油**

キャップの付いたボトルに入れて燃やせるごみの日にステーションに出してください。

・指定袋に入れる必要はありません。

**桜島の灰**

専用の降灰袋に入れて、ステーションに出してください。

**降灰袋**

## 缶



スチール及びアルミ缶  
(18リットル以下のもの)



茶・ジュース缶 ビール缶



缶詰



菓子缶 (フタ部分は、不燃ごみへ) 海苔・茶缶 など食用缶

### 出し方の注意

- ・中身を取り出してよく洗う
- ・缶はつぶさない、重ねない
- ・油缶は不燃ごみへ

資源ごみ袋

## びん

何回も繰り返し使用できる一升瓶、ビール瓶は、できるだけ資源回収や販売店に出してください。

飲料、食用びん



ジュースびん



洋酒びん 調味料のびん



ジャム類のびん

### 出し方の注意

- ・中身を取り出してよく洗う
- ・金属製のふたは、不燃ごみへ
- ・プラスチック製のふたは、プラスチック製の容器へ
- ・コップ、割れたびんは、紙に包んで、不燃ごみへ
- ・油びんは不燃ごみへ

資源ごみ袋

## ペットボトル



飲料用、酒類、醤油等の容器

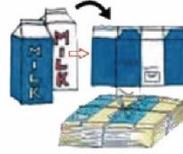
### 出し方の注意

- ・中身を取り出してよく洗う
- ・ボトルに限る
- ・キャップやふたは、プラスチック製容器へ
- ・ボトルはつぶさない
- ・ラベルを取る必要はありません。

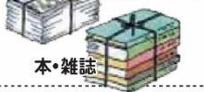
資源ごみ袋

## 古紙類

紙パックは水洗い後、乾かしてから開いた状態で出して下さい。



新聞紙・チラシ



本・雑誌



ダンボール

その他の紙 (空箱類) 箱を平たくする

### 出し方の注意

- ・紙ひもで十文字にしぼる
- ・5種類に分けて紙ひもを用いてしぼる
- ・ビニールや金属類は取り除く
- ・雨の日のは出すのを控え、次回の収集日に出す

## 燃やせないごみ (不燃ごみ)

カセットボンバースプレー缶

必ず穴を開ける 油、オイル缶 (18リットル以下のもの)

陶磁器類 茶碗、皿 アルミ箔

金属類・鏡 ハンガ、缶詰のフタ 刃物等は紙に包んで

ガラス類 のりビン、油、化粧びん など 食用缶のふた 傘の骨組み

出し方の注意 刃物や危険物の場合は必ず表示をする

不燃ごみ袋

## 小型の家電製品 (13品目)

ゲーム機外12品目は、市役所及び地区公民館に設置の小型家電回収ボックスへも出せます。(※ただし、出せる品目や大きさ等にきまりがありますので、お問い合わせください。)

- ・電池は抜いて有害ごみに出す
- ・家電リサイクル5品目は、家電量販店に相談してください。



デジタルカメラ ゲーム機



電卓 携帯電話 など

※回収ボックスの投入口は縦10cm横25cmです。それより大きなものは不燃ごみへ出して下さい。

### 有害ごみ

グローブ、乾電池・ボタン型電池 (バッテリーは除く)

蛍光灯・電球、水銀製体温計

・種類ごとにそれぞれ入れる

・割らずにそのまま出す

不燃ごみ袋

出来るだけ販売店に出してください

以下地域の方は収集方法・収集日が異なります。ご注意ください。

東市来地域	吹上地域	日吉地域
自治会指定の収集所(各1カ所)	各地区公民館	8月11日(木)・12月8日(木)
いつでも投入できます 収集所の美化に努めましょう	乾電池・ボタン型電池はいつでも投入できます。伊作地区は吹上中央公民館・保健センターへ	乾電池・ボタン型電池 各地区公民館はいつでも投入できます

### 市で処理できない物

エアコン、洗濯機、テレビ、冷凍・冷蔵庫、衣類乾燥機

回収は家電小売店へ依頼してください。家電リサイクル対象製品

### 処理困難物

自動車・バイク部品、ガスボンベ、農機具、廃油、土砂・建築廃材等産業廃棄物、農薬用ビニール、瓦、ブロック、消防器、医療系廃棄物

購入先や専門業者へ依頼してください。

### 指定ごみ袋に入らないもの

## 粗大ごみ

大型のポリ容器、じゅうたん、布団、自転車、家具

石油ストーブ、ガスコンロ、トタン、家電製品

・灯油・乾電池は取り除く

・家電リサイクル対象製品を除いたもの

### 粗大ごみの処理方法

粗大ごみは、電話申込みにより収集を依頼するか、自ら日置市クリーン・リサイクルセンターへ持ち込んでください。

個別収集(有料)の申込みをする場合は、指定収集日の5日前までに申込みをしてください。

粗大ごみ受付窓口

日置市クリーン・リサイクルセンター

鹿児島市入佐町2319番地

☎ 099-292-5850

電話受付時間/月～金曜日(8:30～17:00)

粗大ごみ処分手数料 630円 (10kg増すごとに100円加算)

・個別収集基本料

## 9 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

### 1) 基本方針

本市における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本方針は、以下のとおりです。



### 2) 収集・運搬計画

本市における収集・運搬計画の方向性を以下に示します。

#### (1) 現行の収集・運搬体制を継続

本市の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針とします。

表4.9.1 収集・運搬計画(現行制度を維持)

ごみ分別区分	収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金	収集体制
燃やせるごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 (透明袋に赤字)	特大(63L) 大(53L) 小(35L) 特小(25L)	特大(31円/枚) 大(26円/枚) 小(16円/枚) 特小(11円/枚)	委託
			蓋付ペットボトル容器	指定なし		
		生ごみ	指定ポリバケツ容器※1	品名：サン パール#6		
燃やせないごみ		1回/週	指定ごみ袋 (透明袋に黒字)	大(40L) 小(30L)	大(26円/枚) 小(16円/枚)	
資源物						
容器包装プラスチック類		2回/月	指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(63L) 小(30L) 特小(25L)	大(26円/枚) 小(16円/枚) 特小(11円/枚)	
缶						
びん	1回/月	紙紐で十字縛り	—	—		
ペットボトル						
古紙類						
有害ごみ	ステーション及び 指定収集所	適宜	できる限り販売店に出すこと			
粗大ごみ	戸別	1回/月	電話申し込みによる ※指定収集日の5日前までに申し込み	基本料金630円 10kgごとに100円増し		
使用済み小型家電	回収 ボックス	随時	—	—	—	
家電リサイクル対象品目	メーカー又は販売店へ				各自	
使用済みパソコン	メーカー又は販売店へ					

※1：ステーションポリバケツは、サンコータル#65

## (2) ごみの直接資源化の拡大に伴う収集・運搬体制

現在、集団回収ごみ、生ごみ(回収堆肥化)については、市が回収量を把握していますが、収集・運搬は行っていません。

集団回収ごみは、市民の取組により、また、生ごみは資源化業者が回収・運搬を行なっています。

また、有害ごみは、一旦、リサイクルプラザに保管しますが貯留量が定量に達した時点で資源化業者が回収し、資源化施設へ運搬を行っています。

今後も、現在の収集・運搬体制を維持するものとしませんが、回収・運搬時のトラブル等に関する指導者・監督は市として、今後とも積極的に取り組んでいきます。

## (3) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の検査等を実施していきます。

また、こうした取組が進展するように、必要に応じて適宜、継続して監督・指導していきます。

# 3) 中間処理計画

本市における中間処理計画の方向性を以下に示します。

## (1) 既存施設の適切な維持管理の継続

リサイクルプラザについては、既存施設の適正な維持管理を継続します。

## (2) 焼却機能の移行

現在クリーンリサイクルセンターで行っている焼却処理は、令和6年9月より(仮称)南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへ移行します。

## (3) 焼却灰・飛灰の資源化

現在、焼却灰・飛灰については、セメント原料化により搬出・資源化を行っています。今後も継続するものとしませんが、(仮称)南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへの移行後については、適宜、見直すものとしします。

#### 4) 最終処分計画

本市における最終処分計画の方向性を以下に示します。

##### (1) 既存の最終処分場の適正な維持管理の継続

本市の最終処分場については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、適正に維持管理します。

表4.9.2 最終処分量の見込み(施策実施後)

中間処理の内容	単位	令和3年度 (実績)	令和9年度 (目標年度)
焼却施設残渣	t/年	71	64
リサイクルプラザ残渣	t/年	347	348
直接埋立	t/年	0	0
合計	t/年	418	412

##### (2) 最終処分量の最小化への取組

焼却灰・飛灰は、最終処分場への埋立を行わず、セメント原料化による資源化を継続します。

また、直接埋立処分を行う廃棄物は最小限となるよう努めます。

## 10 不法投棄への対応

### 1) 基本方針

本市における不法投棄に関する基本方針は、以下の通りです。

#### 不法投棄監視体制の構築

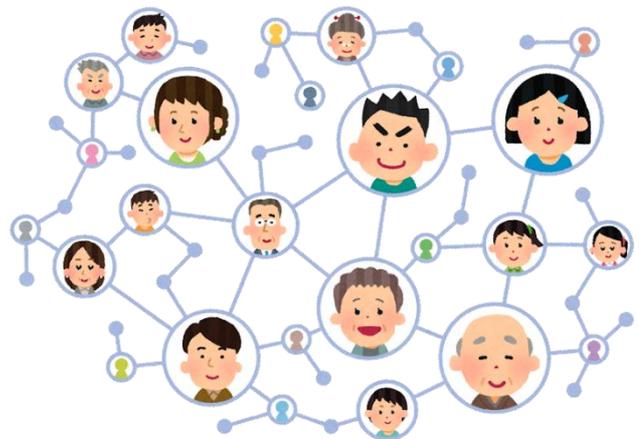
市では「日置市空き缶等ポイ捨て防止条例」により空き缶、空きビン、紙くず、たばこの吸い殻などのポイ捨てや散乱の防止を行ってきました。引き続き、当条例のもとでごみのポイ捨て等の防止を図るものとします。

また、本市の山間地域や農地、海岸など、人目につかない場所における不法投棄も見られ、環境保全上の問題も指摘されています。

このような不法投棄については市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークを構築することにより、より効果的な不法投棄の取り締まりが可能と考えられることから、今後の不法投棄監視体制を強化します。



【不法投棄の撲滅】



【市民・事業者・本市によるネットワークの構築】

## 11 地球温暖化防止への対応

本市における地球温暖化防止に関する基本方針は、以下の通りです。

### 地球温暖化防止に向けた取組を実施

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、本市では「日置市環境基本計画」の中で令和12年度までに市内の二酸化炭素排出量を対平成28年度比として21.3%の削減を目指すものとしています。

この目標を達成するために一般廃棄物処理に関しては「ごみの減量化とリサイクルの徹底」「中間処理施設による燃料使用量の低減」に加え（仮称）南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターの稼働に向けて「収集・運搬体制の効率化」「ごみ焼却に伴う焼却熱の回収とその利用」が考えられます。

- ◆ レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行う
- ◆ グリーンマークやエコマークのついた環境に優しい商品の購入を推奨する
- ◆ 分別の徹底による、焼却処理段階における温室効果ガスの低減
- ◆ （仮称）南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターの稼働に向けた収集・運搬体制の構築及び廃棄物発電などによる効率的なエネルギー回収

## 12 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①PCB使用部品、②廃水銀（回収した一般廃棄物から回収したもの）、③ばいじん（ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん）、④ばいじん・燃え殻・汚泥（ダイオキシン類3ng-TEQ/gを超えるもの）、⑤感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれがあるもの）が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

一般家庭からの水銀を使用した電池、体温計、血圧計、蛍光灯等は、有害ごみとして分別回収することを徹底し、回収した廃水銀使用製品は適切に保管し、一定量貯留後は回収業者により適切な処理、資源化を行います。

PCB使用部品はメーカー処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での取引協力や市民に対しても適正排出の協力を要請します。

なお、紙おむつの再資源化については、感染性が疑われるもの以外の使用済み紙おむつを対象とします。そのため、医療機関から排出される紙おむつは、医師会の方針として、「医療機関から発生するものすべてを特別管理産業廃棄物許可業者へ委託することを推進する」ことから対象外とし、老人介護施設からの紙おむつについても、当面对象とはしません。

在宅医療廃棄物については医療機関との連携の中で許可業者により処理・処分が適正に行われるよう指導します。

### 2) 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25インチ以上のテレビ、③250L以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについても、全日本ベッド工業会において、一括して指定一般廃棄物処理業者としての申請が行われ、認められており（厚生省衛生 水道環境部環境整備課 事務連絡平成11年6月29日）、業者によって処理が行われています。なお、本市では収集できないものとして下表に示すようなものを指定しており、販売店等による引き取りを指導しています。

表4.12.1 本市の収集できないごみ

項目	内容
適正処理困難物	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パソコン、自動車・バイク部品、ガスボンベ、廃油、消火器、農機具、農業用ビニール、瓦、ブロック、土砂・建設廃材等産業廃棄物、医療系廃棄物 など

### 3) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という）に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていないため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成10年6月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、下記に掲げるものが対象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - ブラウン管式のもの
  - 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機及び衣類乾燥機

本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、引き取りは販売店もしくは収集運搬許可業者が実施することとしています。

### 4) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月1日より「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。

本制度は、平成12年より産業構造審議会及び環境省パソコンリサイクル検討会において審議が開始され、平成15年4月に改正省令の公布がなされたものです。

本制度の特徴は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を「前払い方式」で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負うという点にあり、家電4品目の際に問題となった排出時の処理費用支払いを嫌う市民等による不法投棄問題が、中長期的に解決されることが期待されています。

また、「前払い方式」が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。

なお、市ではパソコンを受け入れしない方針のため、PCリサイクルマークが付いていないパソコンについては、メーカーへの回収依頼や中古市場への流通などにより処理もしくはリユースを指導していきます。

表4.12.2 回収対象品目

項目	内容
回収対象品目	デスクトップパソコン（本体）、パソコン用ブラウン管ディスプレイ、パソコン用液晶ディスプレイ、デスクトップ一体型パソコン、ノート型パソコン、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル（ただし、標準添付品に限る）
対象外品目	プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、PDA、マニュアル本、CD-ROM等

## 5) 使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理

使用済みの電気電子機器（小型家電）については、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月より施行されたため、市では平成26年8月より使用済み小型家電の回収を始めており、レアメタルの再資源化を図ります。

回収は、本町、各支所、各地公民館に回収ボックスを設置し、これに使用済みとなった小型家電を各人が入れることとしています。

## 資料編

## 資料1：トレンド法による推計手法の概要

「トレンド法による推計」とは、過去の人口変動傾向から将来の人口変動を推計する方法ですが、一般廃棄物処理に関する計画策定によく用いられている推計方法です。

推計の手法は「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている方法としました。

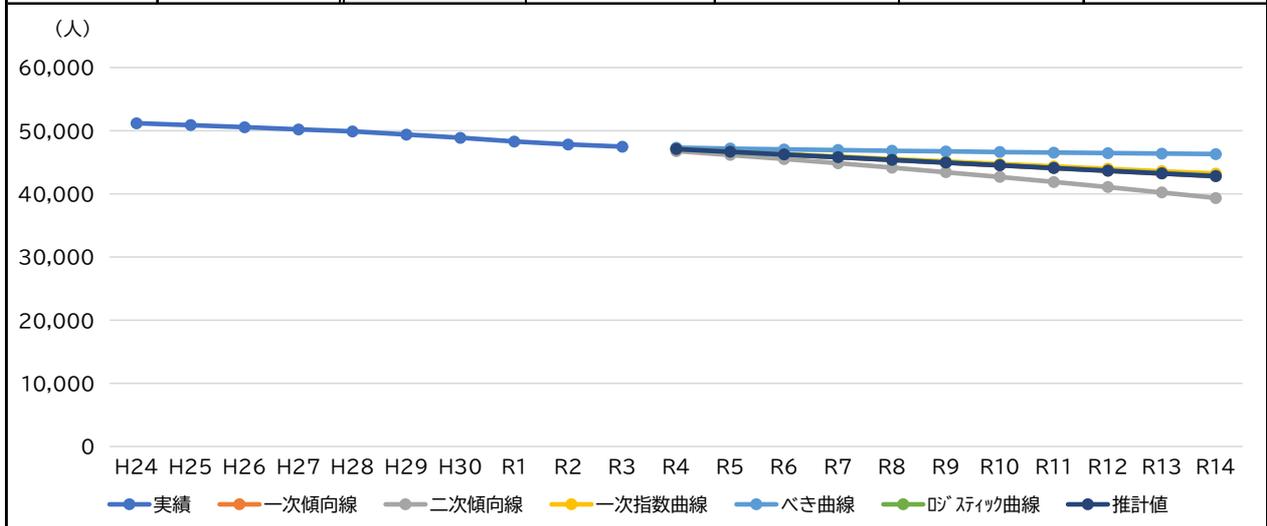
推計式の概要

推 計 式	概 要	特 性
一次傾向線 $Y=a+bX$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ② 式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。 ③ 見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y=a+bX+cX^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、一般廃棄物の推計では、採用されることがあります。	① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ② 遞増的・遞減的な増加または減少を示す曲線です。 ③ 人口推計ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y=a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推計値が大きくなることがあります。	① 過去のデータの伸びを一定の比率で遞増または遞減させる推計式です。 ② 増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y=c+b(X-1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推計に適用できます。しかし、推計値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ② 実績値が増加し続ける条件で、最も整合性が良いとされています。 ③ 多くの都市の人口推計に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y=c \div \{1+e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	① 前半は加速度的に増加率が上昇し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ② S字曲線で表現することができます。

## 資料2：行政区域内人口（計画収集人口）の推計

(単位：人)

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数
平成 24	51,181											
25	50,885	-296										
26	50,556	-329										
27	50,212	-344										
28	49,896	-316										
29	49,386	-510										
30	48,875	-511										
令和 1	48,288	-587										
2	47,817	-471										
3	47,468	-349										
平均増減数		-413										
令和 4	47,098	-370	47,098	-370	46,770	-698	47,133	-335	47,316	-152	47,101	-367
5	46,669	-429	46,669	-429	46,162	-608	46,726	-407	47,178	-138	46,675	-426
6	46,240	-429	46,240	-429	45,525	-637	46,321	-405	47,051	-127	46,249	-426
7	45,811	-429	45,811	-429	44,858	-667	45,920	-401	46,935	-116	45,824	-425
8	45,383	-428	45,383	-428	44,160	-698	45,523	-397	46,826	-109	45,399	-424
9	44,954	-429	44,954	-429	43,434	-726	45,129	-394	46,725	-101	44,976	-424
10	44,525	-429	44,525	-429	42,677	-757	44,739	-390	46,630	-95	44,553	-423
11	44,096	-429	44,096	-429	41,890	-787	44,352	-387	46,540	-90	44,131	-422
12	43,667	-429	43,667	-429	41,074	-816	43,968	-384	46,456	-84	43,710	-421
13	43,239	-428	43,239	-428	40,228	-846	43,588	-380	46,376	-80	43,290	-420
14	42,810	-429	42,810	-429	39,352	-876	43,210	-378	46,300	-76	42,871	-419
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		51,814.867		51,486.950		51,861.241		51,973.099		-0.017	
	b		-428.812		-264.854		0.991		-0.033		-0.031	
	c				-14.905							
	Y <sub>0</sub>								47,468			
	T <sub>0</sub>								3			
	K										102,044	
r			0.995		0.998		0.993		0.915		0.994	
採用			○		○							



### 【備考】

- 二次傾向線は、相関係数が最も高いものの、過剰な減少傾向を示すため採用しない。
- 一次傾向線、一次指数曲線、ロジスティック曲線については、ほぼ同様の推計結果が得られたが、最も相関係数の高い一次傾向線を採用するものとした。

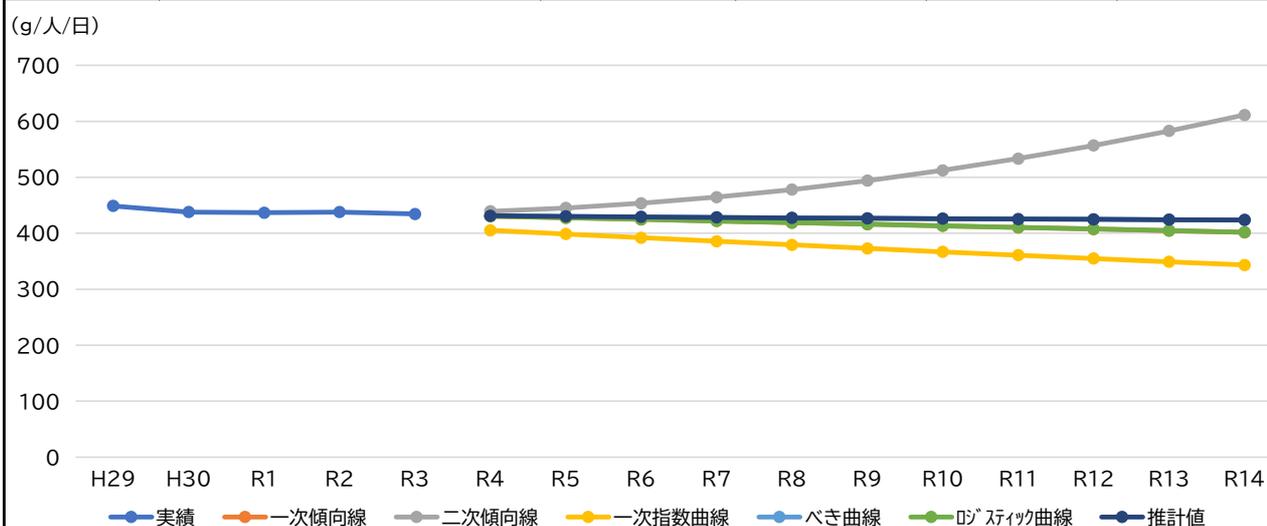
令和9年度：44,954人

令和13年度：42,810人

## 資料3-1：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：可燃ごみ）

(単位：g/人/日)

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
29	448.85											
30	437.91	-10.95										
令和1	436.71	-1.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	437.80	1.09										
3	434.50	-3.30										
平均増減数	-	-3.59										
令和4	431.31	-3.19	430.51	-3.99	439.30	4.80	405.26	-29.23	431.31	-3.19	430.51	-3.99
5	430.11	-1.20	427.62	-2.88	445.20	5.91	398.58	-6.69	430.11	-1.20	427.63	-2.88
6	429.06	-1.04	424.74	-2.88	453.62	8.42	392.00	-6.58	429.06	-1.04	424.75	-2.88
7	428.15	-0.92	421.86	-2.88	464.56	10.93	385.53	-6.47	428.15	-0.92	421.87	-2.88
8	427.33	-0.82	418.98	-2.88	478.00	13.44	379.17	-6.36	427.33	-0.82	419.00	-2.87
9	426.59	-0.74	416.09	-2.88	493.95	15.95	372.91	-6.26	426.59	-0.74	416.12	-2.87
10	425.92	-0.67	413.21	-2.88	512.42	18.47	366.76	-6.15	425.92	-0.67	413.25	-2.87
11	425.30	-0.62	410.33	-2.88	533.40	20.98	360.71	-6.05	425.30	-0.62	410.39	-2.87
12	424.73	-0.57	407.44	-2.88	556.89	23.49	354.76	-5.95	424.73	-0.57	407.52	-2.86
13	424.20	-0.53	404.56	-2.88	582.89	26.00	348.90	-5.85	424.20	-0.53	404.66	-2.86
14	423.70	-0.50	401.68	-2.88	611.40	28.51	343.15	-5.76	423.70	-0.50	401.80	-2.86
算定根拠	推計式		$Y_t = a + b \cdot t$		$Y_t = a + b \cdot t + c \cdot t^2$		$Y_t = a \cdot b^t$		$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b - a \cdot t))$	
	a		447.800		456.591		447.808		446.799		-0.013	
	b		-2.883		-10.417		0.983		-0.018		-0.013	
	c				1.256							
	$Y_0$								434			
	$T_0$								3			
	K										890	
r			0.815		0.917		0.819		0.910		0.815	
採用		○							○			



## 【備考】

- 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。
- 一次傾向線、べき曲線、ロジスティック曲線については、ほぼ同様の推計結果が得られたが、最も相関係数の高いべき曲線を採用するものとした。

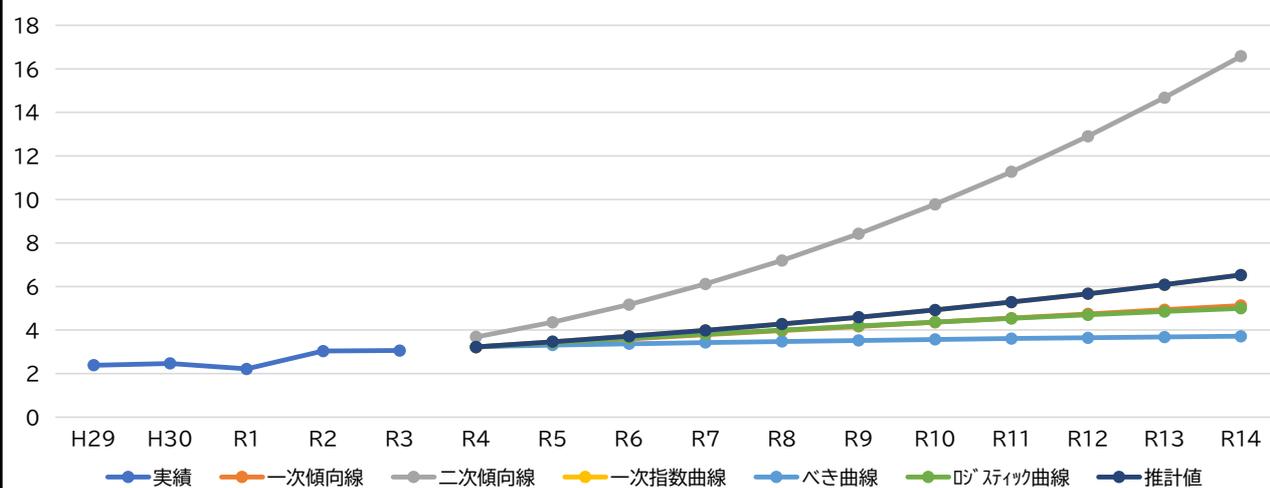
令和9年度：426.59g/人/日  
 令和14年度：423.70g/人/日

### 資料3-2：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：粗大ごみ）

（単位：g/人/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	2.39											
30	2.47	0.08										
令和1	2.21	-0.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	3.04	0.82										
3	3.06	0.02										
平均増減数	-	0.17										
令和4	3.22	0.17	3.21	0.15	3.69	0.63	3.22	0.17	3.24	0.18	3.22	0.16
5	3.46	0.24	3.40	0.19	4.36	0.67	3.46	0.24	3.31	0.07	3.42	0.20
6	3.71	0.25	3.59	0.19	5.17	0.81	3.71	0.25	3.37	0.06	3.62	0.20
7	3.98	0.27	3.78	0.19	6.11	0.95	3.98	0.27	3.43	0.06	3.81	0.19
8	4.28	0.29	3.97	0.19	7.20	1.08	4.28	0.29	3.48	0.05	4.00	0.19
9	4.59	0.31	4.17	0.19	8.42	1.22	4.59	0.31	3.52	0.05	4.19	0.18
10	4.92	0.34	4.36	0.19	9.78	1.36	4.92	0.34	3.57	0.04	4.37	0.18
11	5.28	0.36	4.55	0.19	11.27	1.50	5.28	0.36	3.61	0.04	4.54	0.17
12	5.67	0.39	4.74	0.19	12.90	1.63	5.67	0.39	3.64	0.04	4.70	0.16
13	6.08	0.41	4.93	0.19	14.67	1.77	6.08	0.41	3.68	0.04	4.85	0.15
14	6.53	0.44	5.12	0.19	16.58	1.91	6.53	0.44	3.71	0.03	5.00	0.14
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		2.057		2.537		2.112		2.255		0.123	
	b		0.192		-0.220		1.073		0.152		0.747	
	c				0.069							
	$Y_0$								3			
	$T_0$								3			
	K										6	
r			0.776		0.843		0.789		0.695		0.781	
採用	○						○					

(g/人/日)



【備考】

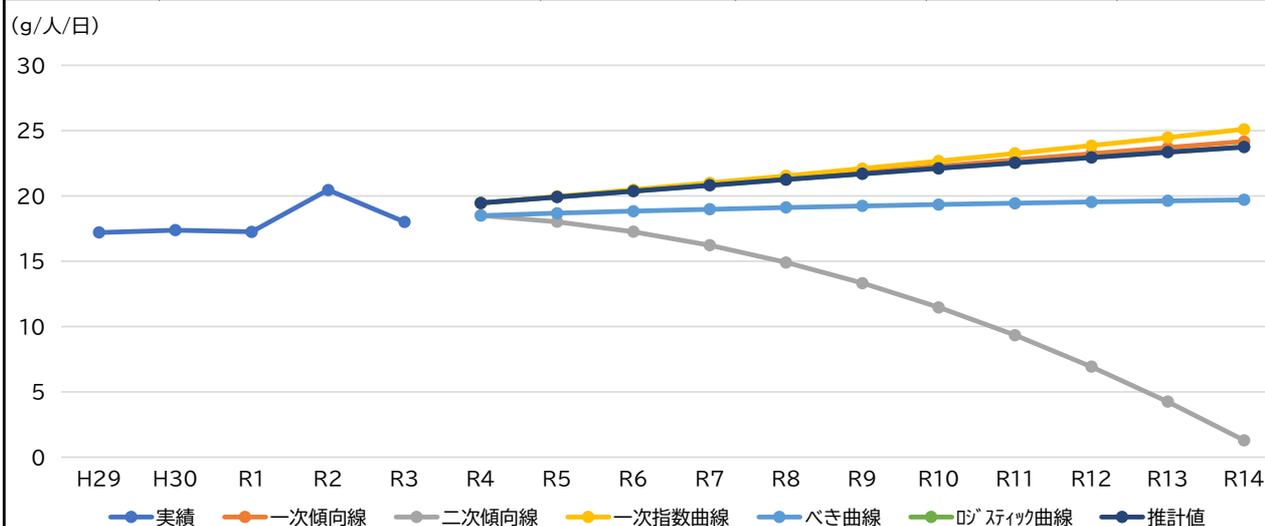
- 1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。
- 2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高い一次指数曲線を採用するものとした。

令和9年度：4.59g/人/日  
令和14年度：6.53g/人/日

## 資料3-3：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：不燃ごみ）

（単位：g/人/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数	値	増減数
29	17.20											
30	17.38	0.18										
令和1	17.25	-0.13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	20.45	3.21										
3	18.01	-2.45										
平均増減数	-	0.20										
令和4	19.45	1.45	19.47	1.46	18.51	0.50	19.45	1.44	18.49	0.48	19.45	1.45
5	19.91	0.46	19.94	0.47	18.02	-0.49	19.95	0.50	18.67	0.19	19.91	0.46
6	20.37	0.45	20.41	0.47	17.26	-0.76	20.47	0.52	18.84	0.16	20.37	0.45
7	20.81	0.45	20.88	0.47	16.22	-1.04	21.00	0.53	18.98	0.14	20.81	0.45
8	21.26	0.44	21.35	0.47	14.91	-1.31	21.54	0.54	19.11	0.13	21.26	0.44
9	21.69	0.43	21.82	0.47	13.32	-1.58	22.10	0.56	19.23	0.12	21.69	0.43
10	22.12	0.43	22.29	0.47	11.46	-1.86	22.67	0.57	19.34	0.11	22.12	0.43
11	22.54	0.42	22.76	0.47	9.33	-2.13	23.25	0.59	19.44	0.10	22.54	0.42
12	22.95	0.41	23.22	0.47	6.93	-2.41	23.85	0.60	19.53	0.09	22.95	0.41
13	23.35	0.40	23.69	0.47	4.24	-2.68	24.47	0.62	19.62	0.09	23.35	0.40
14	23.74	0.39	24.16	0.47	1.29	-2.95	25.10	0.63	19.70	0.08	23.74	0.39
算定根拠	推計式		$Y_t = a + b \cdot t$		$Y_t = a + b \cdot t + c \cdot t^2$		$Y_t = a \cdot b^t$		$Y_t = Y_0 + a \cdot (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b - a \cdot t))$	
	a		16.648		15.689		16.690		16.960		0.057	
	b		0.470		1.292		1.026		0.063		-0.002	
	c				-0.137							
	$Y_0$								18			
	$T_0$								3			
	K											33
r			0.539		0.570		0.536		0.539		0.539	
採用	○											○



## 【備考】

- 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。
- 一次傾向線、一次指数曲線、ロジスティック曲線については、ほぼ同様の推計結果が得られたが、最も相関係数の高いロジスティック曲線を採用するものとした。

令和9年度：21.69g/人/日  
令和14年度：23.74g/人/日

### 資料3-4：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：有害ごみ）

（単位：g/人/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	0.74											
30	0.81	0.08										
令和1	0.69	-0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.90	0.21										
3	0.79	-0.11										
平均増減数	-	0.01										
令和4	0.81	0.02	0.85	0.05	0.83	0.04	0.84	0.05	0.81	0.02	0.85	0.05
5	0.82	0.01	0.86	0.02	0.83	0.00	0.86	0.02	0.82	0.01	0.86	0.02
6	0.82	0.01	0.88	0.02	0.82	-0.01	0.88	0.02	0.82	0.01	0.88	0.02
7	0.83	0.01	0.90	0.02	0.81	-0.01	0.91	0.02	0.83	0.01	0.90	0.02
8	0.84	0.01	0.92	0.02	0.77	-0.02	0.93	0.02	0.84	0.01	0.92	0.02
9	0.84	0.00	0.94	0.02	0.77	-0.02	0.95	0.02	0.84	0.00	0.94	0.02
10	0.85	0.00	0.96	0.02	0.75	-0.03	0.98	0.02	0.85	0.00	0.96	0.02
11	0.85	0.00	0.98	0.02	0.71	-0.03	1.00	0.02	0.85	0.00	0.97	0.02
12	0.85	0.00	1.00	0.02	0.67	-0.04	1.02	0.02	0.85	0.00	0.99	0.02
13	0.86	0.00	1.02	0.02	0.63	-0.04	1.05	0.03	0.86	0.00	1.01	0.02
14	0.86	0.00	1.04	0.02	0.58	-0.05	1.08	0.03	0.86	0.00	1.03	0.02
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		0.728		0.708		0.728		0.740		0.055	
	b		0.020		0.036		1.025		0.060		-0.002	
	c				-0.003							
	$Y_0$								1			
	$T_0$								3			
	K										1	
r			0.386		0.391		0.385		0.387		0.386	
採用	○								○			

(g/人/日)

**【備考】**

1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。

2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高いべき曲線を採用するものとした。

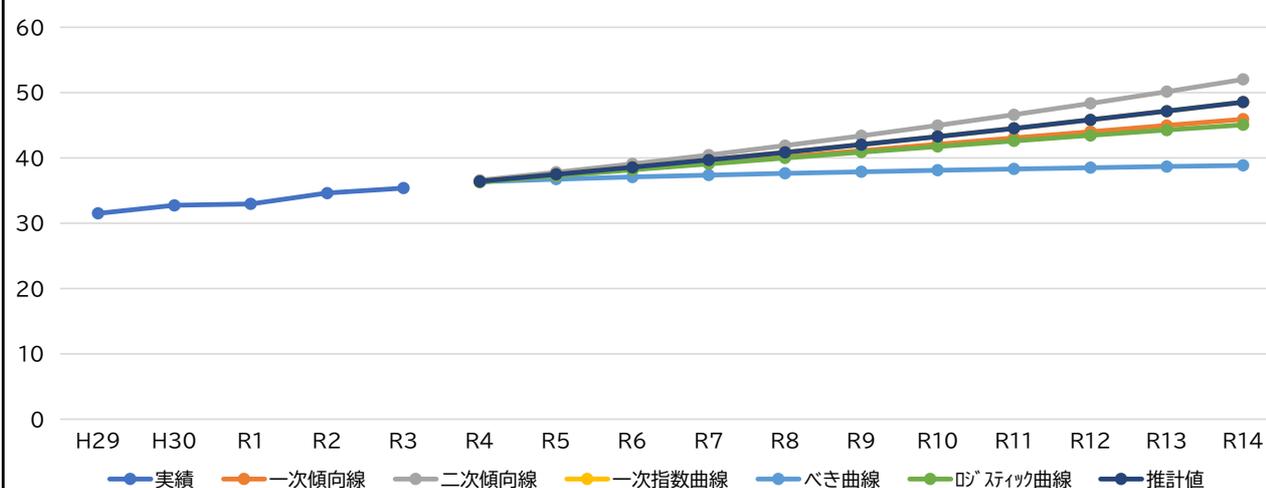
令和9年度：0.84g/人/日  
令和14年度：0.86g/人/日

## 資料3-5：1人1日当たり排出原単位の推計（収集ごみ：資源ごみ）

（単位：g/人/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
29	31.51											
30	32.74	1.23										
令和1	32.96	0.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	34.61	1.64										
3	35.38	0.77										
平均増減数	-	0.97										
令和4	36.42	1.04	36.32	0.94	36.58	1.20	36.42	1.04	36.36	0.98	36.30	0.92
5	37.48	1.06	37.28	0.96	37.79	1.22	37.48	1.06	36.74	0.38	37.24	0.94
6	38.57	1.09	38.25	0.96	39.08	1.29	38.57	1.09	37.08	0.33	38.17	0.93
7	39.70	1.12	39.21	0.96	40.44	1.36	39.70	1.12	37.37	0.30	39.08	0.92
8	40.85	1.16	40.17	0.96	41.88	1.43	40.85	1.16	37.64	0.27	39.99	0.90
9	42.04	1.19	41.13	0.96	43.39	1.51	42.04	1.19	37.88	0.24	40.88	0.89
10	43.27	1.23	42.09	0.96	44.97	1.58	43.27	1.23	38.10	0.22	41.75	0.87
11	44.53	1.26	43.05	0.96	46.62	1.65	44.53	1.26	38.31	0.21	42.61	0.86
12	45.83	1.30	44.01	0.96	48.35	1.73	45.83	1.30	38.50	0.19	43.45	0.84
13	47.16	1.34	44.97	0.96	50.14	1.80	47.16	1.34	38.68	0.18	44.27	0.82
14	48.54	1.37	45.93	0.96	52.02	1.87	48.54	1.37	38.85	0.17	45.07	0.80
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		30.556		30.811		30.652		31.265		0.061	
	b		0.961		0.743		1.029		0.069		0.069	
	c				0.036							
	$Y_0$								35			
	$T_0$								3			
	K										63	
r			0.982		0.983		0.983		0.953		0.982	
採用	○						○					

(g/人/日)



## 【備考】

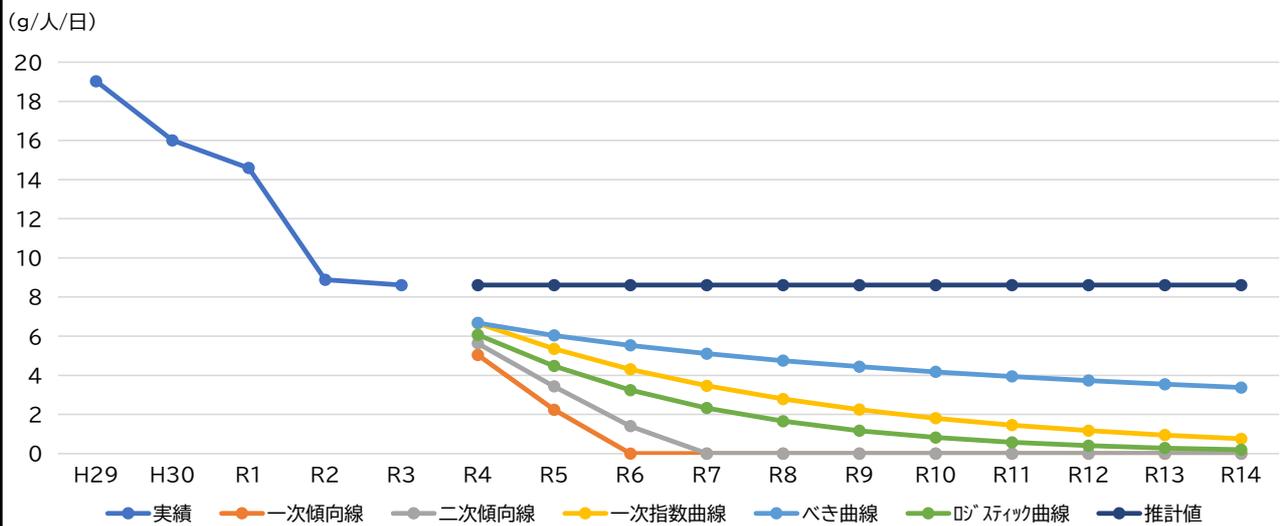
- 1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、過剰な増加傾向を示すため採用しない。
- 2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高い一次指数曲線を採用するものとした。

令和9年度：42.04g/人/日  
令和14年度：48.54g/人/日

### 資料3-6：1人1日当たり排出原単位の推計（集団回収ごみ）

（単位：g/人/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	19.03											
30	16.01	-3.02										
令和1	14.60	-1.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	8.88	-5.71										
3	8.61	-0.28										
平均増減数	-	-2.60										
令和4	8.61	0.00	5.04	-3.57	5.63	-2.98	6.65	-1.96	6.67	-1.94	6.07	-2.54
5	8.61	0.00	2.24	-2.80	3.43	-2.20	5.35	-1.30	6.04	-0.64	4.47	-1.60
6	8.61	0.00	0.00	-2.24	1.40	-2.03	4.31	-1.05	5.53	-0.51	3.24	-1.23
7	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	-1.40	3.46	-0.84	5.10	-0.42	2.32	-0.92
8	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.79	-0.68	4.75	-0.36	1.65	-0.67
9	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.24	-0.54	4.44	-0.31	1.17	-0.49
10	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.80	-0.44	4.17	-0.27	0.82	-0.35
11	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.45	-0.35	3.94	-0.24	0.57	-0.25
12	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.17	-0.28	3.73	-0.21	0.40	-0.17
13	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.94	-0.23	3.54	-0.19	0.28	-0.12
14	8.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.76	-0.18	3.37	-0.17	0.19	-0.08
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Yo+a*(t-to)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		21.814		22.408		24.529		20.957		-0.364	
	b		-2.796		-3.306		0.805		-0.517		-0.710	
	c				0.085							
	Yo								9			
	To								3			
	K										33	
r			0.969		0.970		0.965		0.913		0.971	
採用	○								○			



【備考】

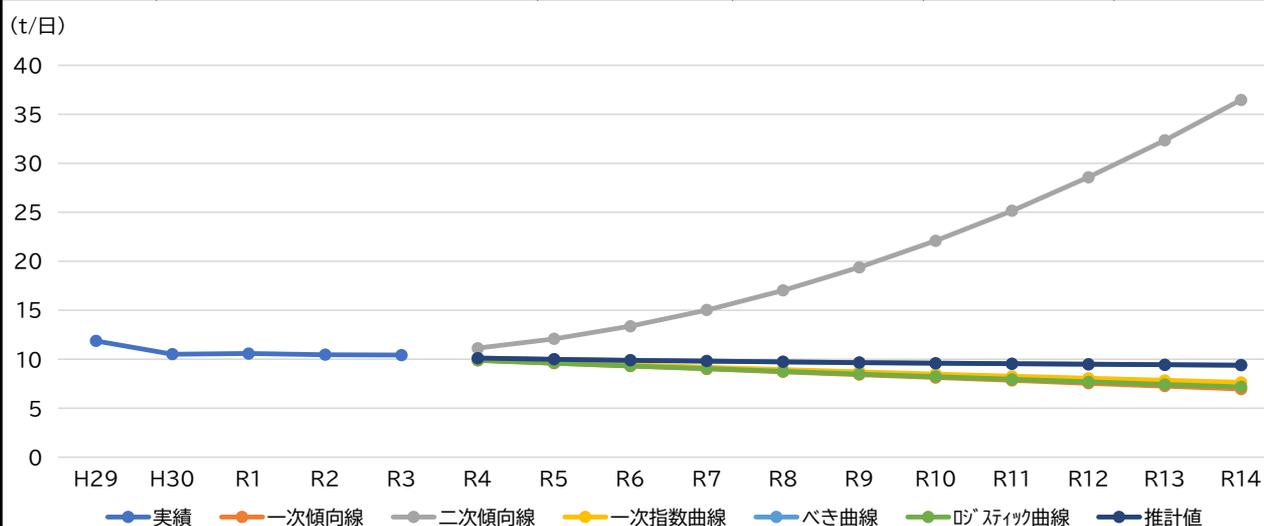
1 近年の減少は新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずあったと考えられることから、令和3年度の実績が横ばいで推移するものとした。

令和9年度：8.61g/人/日  
令和14年度：8.61g/人/日

### 資料3-7：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・可燃ごみ）

（単位：t/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	11.86											
30	10.50	-1.36										
令和1	10.57	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	10.46	-0.11										
3	10.42	-0.04										
平均増減数	-	-0.36										
令和4	10.11	-0.32	9.88	-0.54	11.12	0.70	9.93	-0.49	10.11	-0.32	9.88	-0.54
5	9.99	-0.12	9.59	-0.29	12.07	0.94	9.67	-0.26	9.99	-0.12	9.60	-0.29
6	9.89	-0.10	9.30	-0.29	13.36	1.30	9.42	-0.25	9.89	-0.10	9.31	-0.28
7	9.80	-0.09	9.01	-0.29	15.01	1.65	9.18	-0.25	9.80	-0.09	9.03	-0.28
8	9.72	-0.08	8.71	-0.29	17.02	2.00	8.94	-0.24	9.72	-0.08	8.75	-0.28
9	9.65	-0.07	8.42	-0.29	19.38	2.36	8.71	-0.23	9.65	-0.07	8.48	-0.27
10	9.59	-0.06	8.13	-0.29	22.09	2.71	8.48	-0.23	9.59	-0.06	8.21	-0.27
11	9.53	-0.06	7.83	-0.29	25.15	3.06	8.26	-0.22	9.53	-0.06	7.94	-0.27
12	9.48	-0.05	7.54	-0.29	28.57	3.42	8.04	-0.21	9.48	-0.05	7.68	-0.26
13	9.43	-0.05	7.25	-0.29	32.34	3.77	7.84	-0.21	9.43	-0.05	7.42	-0.26
14	9.38	-0.05	6.96	-0.29	36.47	4.12	7.63	-0.20	9.38	-0.05	7.17	-0.25
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		11.641		12.878		11.633		11.560		-0.050	
	b		-0.293		-1.353		0.974		-0.076		0.027	
	c				0.177							
	Y <sub>0</sub>								10			
	T <sub>0</sub>								3			
	K										24	
r			0.750		0.921		0.758		0.878		0.751	
採用	○								○			



【備考】

- 1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、極端な増加傾向を示しているため採用しない。
- 2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高いべき曲線を採用するものとした。

令和9年度：9.65t/日  
令和14年度：9.38t/日

### 資料3-8：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・粗大ごみ）

（単位：t/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	0.59											
30	0.58	-0.01										
令和1	0.63	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.70	0.07										
3	0.72	0.02										
平均増減数	-	0.03										
令和4	0.76	0.05	0.76	0.04	0.79	0.07	0.76	0.05	0.75	0.04	0.75	0.04
5	0.81	0.05	0.79	0.04	0.85	0.07	0.81	0.05	0.77	0.02	0.79	0.04
6	0.86	0.05	0.83	0.04	0.93	0.08	0.86	0.05	0.78	0.01	0.82	0.03
7	0.91	0.05	0.87	0.04	1.02	0.09	0.91	0.05	0.79	0.01	0.86	0.03
8	0.96	0.05	0.91	0.04	1.11	0.09	0.96	0.05	0.80	0.01	0.89	0.03
9	1.02	0.06	0.94	0.04	1.21	0.10	1.02	0.06	0.81	0.01	0.92	0.03
10	1.08	0.06	0.98	0.04	1.32	0.11	1.08	0.06	0.82	0.01	0.94	0.03
11	1.15	0.07	1.02	0.04	1.44	0.12	1.15	0.07	0.83	0.01	0.97	0.03
12	1.22	0.07	1.06	0.04	1.57	0.13	1.22	0.07	0.84	0.01	0.99	0.02
13	1.29	0.07	1.10	0.04	1.71	0.14	1.29	0.07	0.85	0.01	1.02	0.02
14	1.37	0.08	1.13	0.04	1.85	0.15	1.37	0.08	0.86	0.01	1.04	0.02
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		0.529		0.559		0.537		0.562		0.124	
	b		0.038		0.012		1.060		0.136		0.279	
	c				0.004							
	$Y_0$								1			
	$T_0$								3			
	K										1	
r			0.951		0.959		0.954		0.894		0.951	
採用	○						○					

(t/日)

**【備考】**

1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、極端な上昇傾向を示しているため採用しない。

2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高い一次指数曲線を採用するものとした。

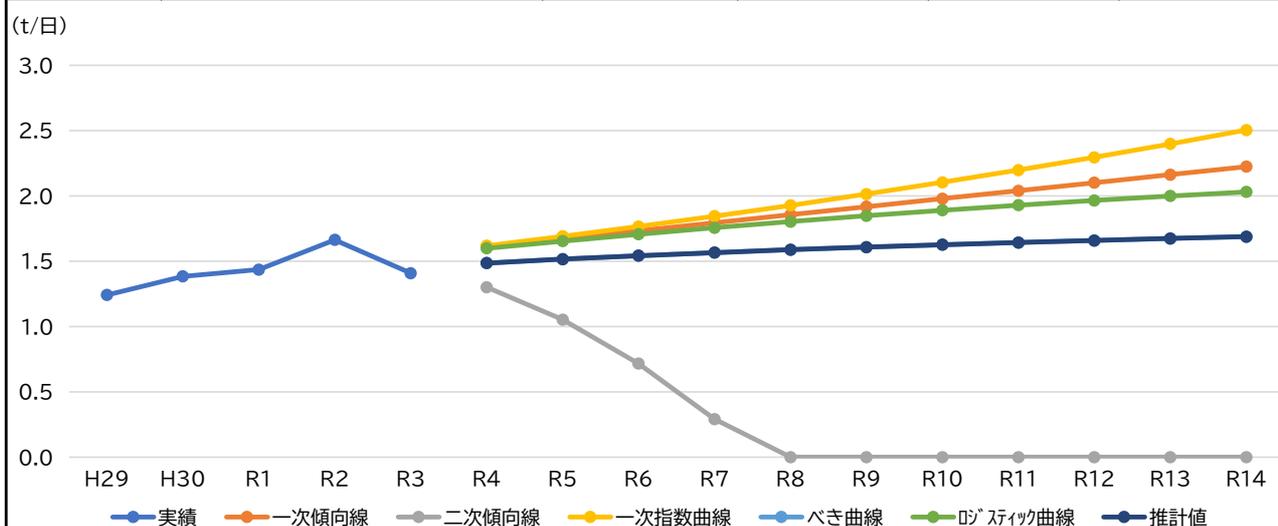
  

令和9年度：1.02t/日  
令和14年度：1.37t/日

## 資料3-9：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・不燃ごみ）

(単位：t/日)

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
29	1.24											
30	1.38	0.14										
令和1	1.44	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1.66	0.23										
3	1.41	-0.25										
平均増減数	-	0.04										
令和4	1.49	0.08	1.61	0.20	1.30	-0.11	1.62	0.21	1.49	0.08	1.60	0.19
5	1.52	0.03	1.67	0.06	1.05	-0.25	1.69	0.07	1.52	0.03	1.65	0.05
6	1.54	0.03	1.73	0.06	0.72	-0.34	1.77	0.08	1.54	0.03	1.71	0.05
7	1.57	0.02	1.79	0.06	0.29	-0.43	1.85	0.08	1.57	0.02	1.76	0.05
8	1.59	0.02	1.86	0.06	0.00	-0.29	1.93	0.08	1.59	0.02	1.80	0.05
9	1.61	0.02	1.92	0.06	0.00	0.00	2.01	0.09	1.61	0.02	1.85	0.04
10	1.63	0.02	1.98	0.06	0.00	0.00	2.10	0.09	1.63	0.02	1.89	0.04
11	1.64	0.02	2.04	0.06	0.00	0.00	2.20	0.09	1.64	0.02	1.93	0.04
12	1.66	0.02	2.10	0.06	0.00	0.00	2.30	0.10	1.66	0.02	1.97	0.04
13	1.67	0.01	2.16	0.06	0.00	0.00	2.40	0.10	1.67	0.01	2.00	0.03
14	1.69	0.01	2.22	0.06	0.00	0.00	2.50	0.11	1.69	0.01	2.03	0.03
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		1.242		0.933		1.246		1.262		0.109	
	b		0.061		0.327		1.045		0.124		-0.099	
	c				-0.044							
	$Y_0$								1			
	$T_0$								3			
	K										2	
r			0.638		0.838		0.623		0.716		0.646	
採用	○								○			



## 【備考】

- 1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。
- 2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高いべき曲線を採用するものとした。

令和9年度：1.61t/日  
令和14年度：1.69t/日

### 資料3-10：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・有害ごみ）

（単位：t/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	0.000											
30	0.000	0.000										
令和1	0.005	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.000	-0.004										
3	0.001	0.000										
平均増減数	-	0.000										
令和4	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	-0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
5	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.002	0.001	0.001	0.000	0.002	0.000
6	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.003	0.001	0.002	0.000	0.002	0.000
7	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.004	0.001	0.002	0.000	0.002	0.000
8	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.005	0.002	0.002	0.000	0.002	0.000
9	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.008	0.002	0.003	0.000	0.002	0.000
10	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.011	0.003	0.003	0.000	0.002	0.000
11	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.015	0.004	0.003	0.000	0.002	0.000
12	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.021	0.006	0.003	0.000	0.002	0.000
13	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.029	0.008	0.004	0.000	0.002	0.000
14	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.041	0.012	0.004	0.000	0.002	0.000
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Yo+a*(t-to)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		0.001		-0.003		0.000		0.000		12.850	
	b		0.000		0.004		1.400		1.193		26.695	
	c				-0.001							
	Yo								0			
	To								3			
	K										0	
r			0.061		0.624		-0.056		0.036		0.449	
採用	○											○

(t/日)

**【備考】**

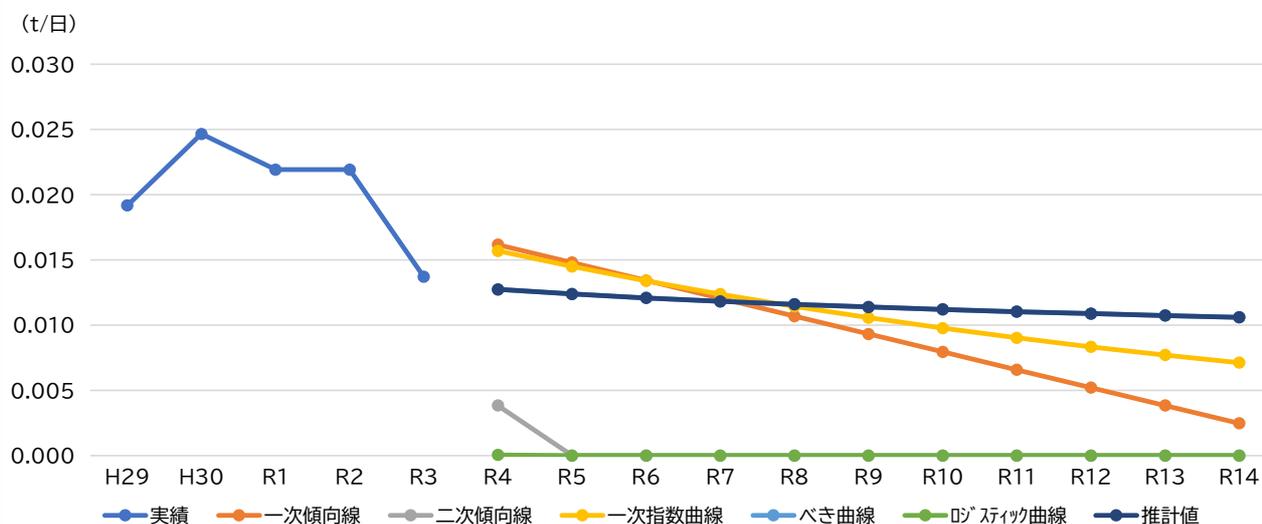
- 1 二次傾向線は相関係数が最も高いものの、現況の傾向を反映していないので採用しない。
- 2 二次傾向線を除く推計値のうち最も相関係数の高いロジスティック曲線を採用するものとした。

令和9年度：0.002t/日  
 令和14年度：0.002t/日

## 資料3-11：1日当たり排出原単位の推計（直接搬入ごみ・資源ごみ）

（単位：t/日）

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	
29	0.019											
30	0.025	0.005										
令和1	0.022	-0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.022	0.000										
3	0.014	-0.008										
平均増減数	-	-0.001										
令和4	0.013	-0.001	0.016	0.002	0.004	-0.010	0.016	0.002	0.013	-0.001	0.000	-0.014
5	0.012	0.000	0.015	-0.001	0.000	-0.004	0.014	-0.001	0.012	0.000	0.000	0.000
6	0.012	0.000	0.013	-0.001	0.000	0.000	0.013	-0.001	0.012	0.000	0.000	0.000
7	0.012	0.000	0.012	-0.001	0.000	0.000	0.012	-0.001	0.012	0.000	0.000	0.000
8	0.012	0.000	0.011	-0.001	0.000	0.000	0.011	-0.001	0.012	0.000	0.000	0.000
9	0.011	0.000	0.009	-0.001	0.000	0.000	0.011	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
10	0.011	0.000	0.008	-0.001	0.000	0.000	0.010	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
11	0.011	0.000	0.007	-0.001	0.000	0.000	0.009	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
12	0.011	0.000	0.005	-0.001	0.000	0.000	0.008	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
13	0.011	0.000	0.004	-0.001	0.000	0.000	0.008	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
14	0.011	0.000	0.002	-0.001	0.000	0.000	0.007	-0.001	0.011	0.000	0.000	0.000
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Yo+a*(t-to)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		0.024		0.012		0.025		0.023		-6.626	
	b		-0.001		0.009		0.924		-0.130		-33.641	
	c				-0.002							
	Yo								0			
	To								3			
	K										0	
r			0.521		0.949		0.484		0.301		0.885	
採用	○								○			



## 【備考】

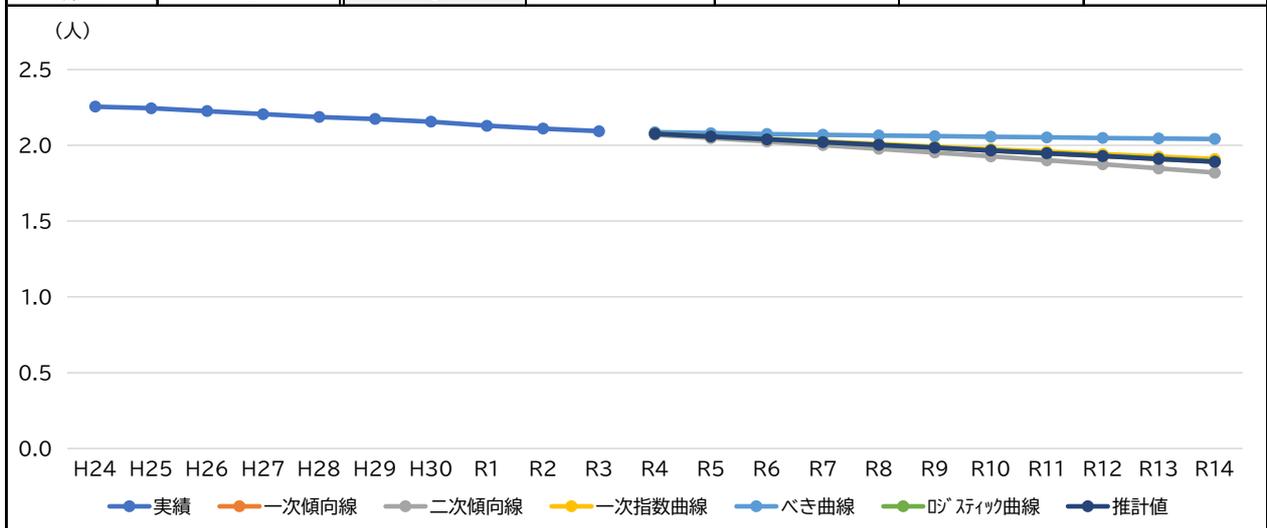
- 1 二次傾向線及びロジスティック曲線は相関係数が高いものの、過剰な減少傾向を示すため採用しない。
- 2 今後も急激な減少は考えにくいのでべき曲線を採用するものとした。

令和9年度：0.011t/日  
令和14年度：0.011t/日

## 資料4：一世帯当たりの人口の推計

(単位：人)

年度	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
平成 24	2.256											
25	2.245	-0.011										
26	2.226	-0.019										
27	2.206	-0.020										
28	2.187	-0.018										
29	2.174	-0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	2.156	-0.018										
令和 1	2.130	-0.026										
2	2.111	-0.019										
3	2.093	-0.017										
平均増減数	-	-0.018										
令和 4	2.077	-0.017	2.077	-0.017	2.070	-0.023	2.078	-0.015	2.087	-0.007	2.077	-0.016
5	2.058	-0.018	2.058	-0.018	2.048	-0.022	2.061	-0.018	2.081	-0.006	2.059	-0.018
6	2.040	-0.018	2.040	-0.018	2.025	-0.023	2.043	-0.017	2.075	-0.006	2.040	-0.018
7	2.021	-0.018	2.021	-0.018	2.002	-0.023	2.026	-0.017	2.070	-0.005	2.022	-0.018
8	2.003	-0.018	2.003	-0.018	1.978	-0.024	2.009	-0.017	2.065	-0.005	2.004	-0.018
9	1.984	-0.018	1.984	-0.018	1.953	-0.025	1.992	-0.017	2.061	-0.004	1.985	-0.018
10	1.966	-0.018	1.966	-0.018	1.928	-0.025	1.975	-0.017	2.057	-0.004	1.967	-0.018
11	1.948	-0.018	1.948	-0.018	1.902	-0.026	1.958	-0.017	2.053	-0.004	1.949	-0.018
12	1.929	-0.018	1.929	-0.018	1.875	-0.027	1.942	-0.017	2.049	-0.004	1.931	-0.018
13	1.911	-0.018	1.911	-0.018	1.848	-0.027	1.926	-0.016	2.046	-0.003	1.913	-0.018
14	1.892	-0.018	1.892	-0.018	1.820	-0.028	1.909	-0.016	2.042	-0.003	1.895	-0.018
算定根拠	推計式		$Y_t=a+b*t$		$Y_t=a+b*t+c*t^2$		$Y_t=a \cdot b^t$		$Y_t=Y_0+a*(t-t_0)^b$		$Y_t=K/(1+EXP(b-a*t))$	
	a		2.280		2.273		2.282		2.288		-0.016	
	b		-0.018		-0.015		0.992		-0.033		-0.030	
	c				0.000							
	Y <sub>0</sub>								2			
	T <sub>0</sub>								3			
	K										4	
r			0.998		0.999		0.997		0.932		0.998	
採用	○		○									



### 【備考】

- 1 二次傾向線は、相関係数が最も高いものの、過剰な減少傾向を示すため採用しない。
- 2 一次傾向線、一次指数曲線、ロジスティック曲線については、ほぼ同様の推計結果が得られたが、最も相関係数の高い一次傾向線を採用するものとした。

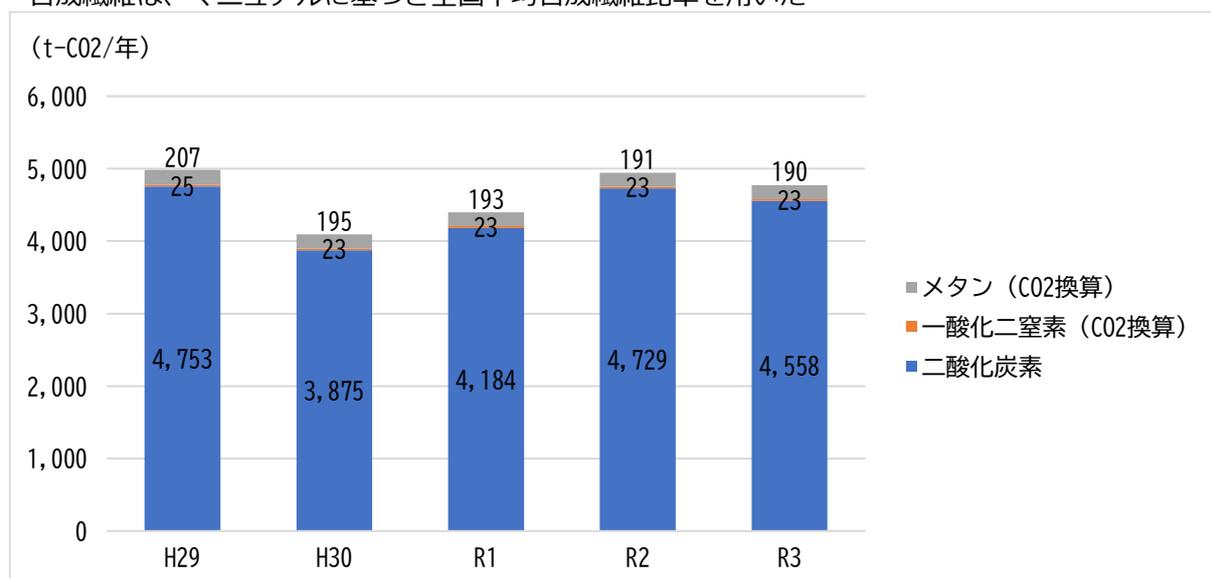
令和9年度：1.984人

令和13年度：1.892人

## 資料5-1：温室効果ガス排出量の算出（一般廃棄物の焼却）

区分		単位	H29	H30	R1	R2	R3	
二酸化炭素	①焼却量(可燃ごみ+破砕選別残渣)	t/年	12,902	12,140	12,003	11,889	11,818	
	②水分率	%	48.3	48.7	47.2	44.1	54.4	
	③プラスチック類比率	%	21.2	17.9	19.4	21.5	25.4	
	④合成繊維比率	%	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	
	⑤プラスチック類	t-CO <sub>2</sub> /年	3,917	3,088	3,406	3,958	3,792	
	⑥合成繊維	繊維くず割合(wt-wt%)	%	6.65	6.65	6.65	6.65	6.65
		繊維くずの固形分割合(wt-dry%)	%	80	80	80	80	80
		繊維くず中の合成繊維割合(drt-dry%)	%	53.2	53.2	53.2	53.2	53.2
		合成繊維排出量	t-CO <sub>2</sub> /年	836.2	786.8	777.9	770.6	766.0
	⑦合計	t-CO <sub>2</sub> /年	4,753	3,875	4,184	4,729	4,558	
⑧メタン(CH <sub>4</sub> )	t-CO <sub>2</sub> /年	25	23	23	23	23		
⑨一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	t-CO <sub>2</sub> /年	207	195	193	191	190		
合計(⑦+⑧+⑨)	t-CO <sub>2</sub> /年	4,985	4,093	4,400	4,942	4,770		

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)令和4年1月 環境省・経済産業省  
 プラスチック類比率は、各年度のごみ組成調査結果の年平均値（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類）を用いた  
 合成繊維は、マニュアルに基づき全国平均合成繊維比率を用いた



## 【算出式】

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/年)} = \frac{\text{(廃棄物の種類ごとに) 廃棄物の焼却量 (t/年)} \times \text{単位焼却量当たりのCO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/t)}}{\text{排出係数}}$$

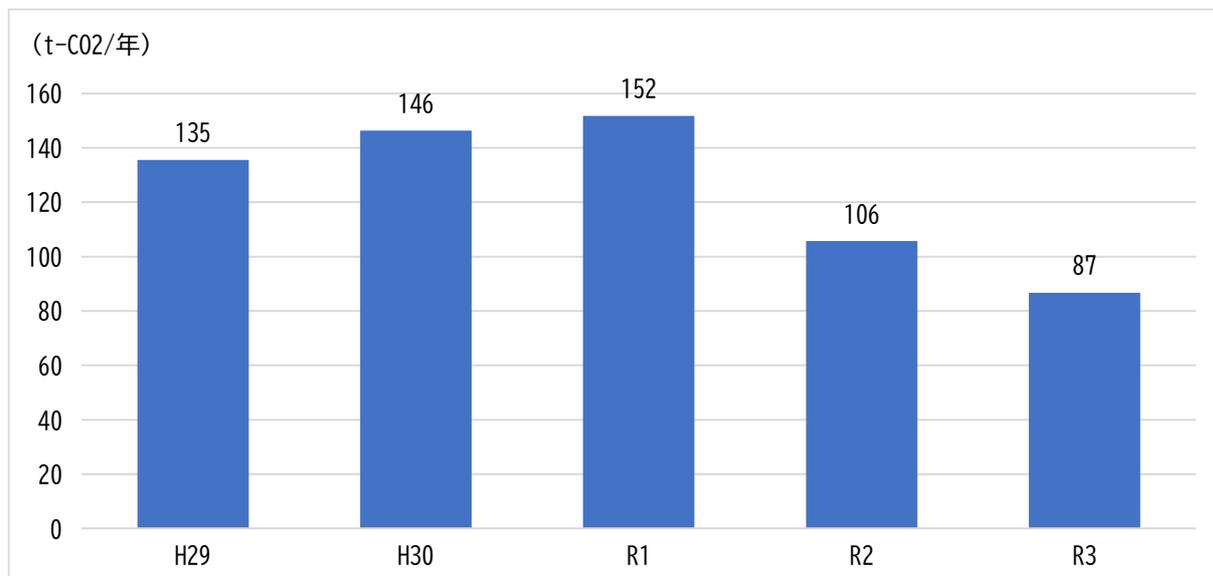
$$\text{排出係数：合成繊維 } 2.29\text{tCO}_2\text{/t}$$

$$\text{一般廃棄物中のプラスチック } 2.77\text{tCO}_2\text{/t}$$

## 資料5-2：温室効果ガス排出量の算出（中間処理燃料使用量（A重油））

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
① 中間処理施設燃料使用量(A重油)	kL/年	50.0	54.0	56.0	39.0	32.0
② 単位発熱量	GJ/kL	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1
③ 排出係数	tC/GJ	0.0189	0.0189	0.0189	0.0189	0.0189
④ 合計	t-CO2/年	135	146	152	106	87

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)令和4年1月 環境省・経済産業省



### 【算出式】

燃料使用に伴う二酸化炭素排出量 (tCO<sub>2</sub>/年) =  $\frac{\text{燃料使用量 (kL/年)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44}{12}$

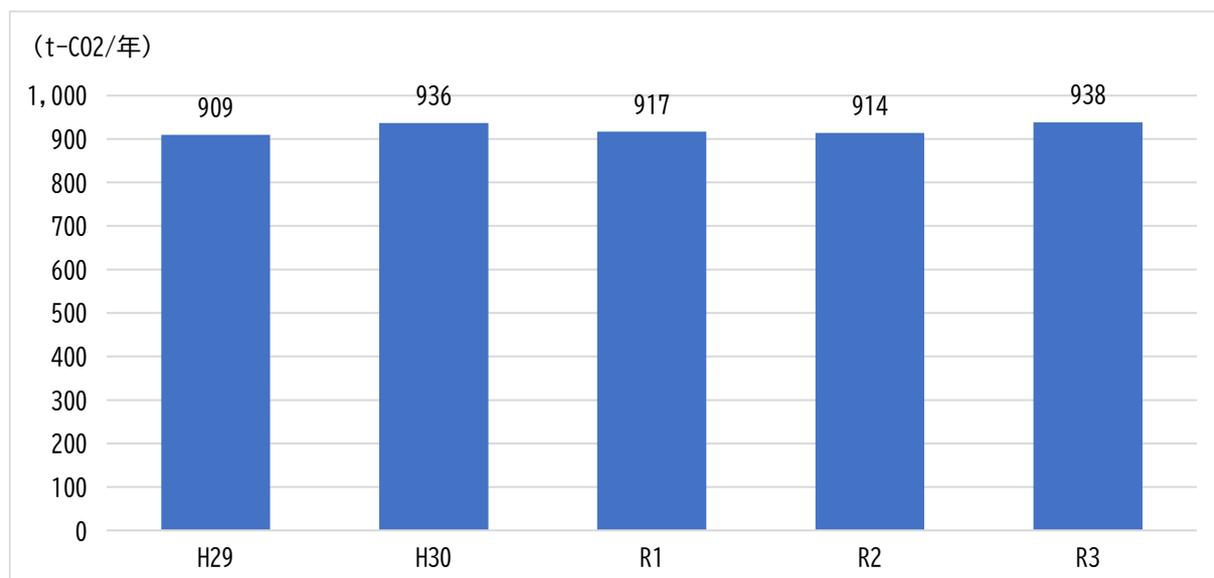
排出係数：単位発熱量 39.1GJ/kL

排出係数 0.0189tC/GJ

## 資料5-3：温室効果ガス排出量の算出（中間処理電気使用量）

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
① 電気使用量	kWh	1,898,244	1,954,776	1,914,221	1,907,980	1,958,886
② 単位使用量当りの排出量 (九州電力の2020年度実績)	t-CO <sub>2</sub> /kWh	0.000479	0.000479	0.000479	0.000479	0.000479
③ 合計	t-CO <sub>2</sub> /年	909	936	917	914	938

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)令和4年1月 環境省・経済産業省



## 【算出式】

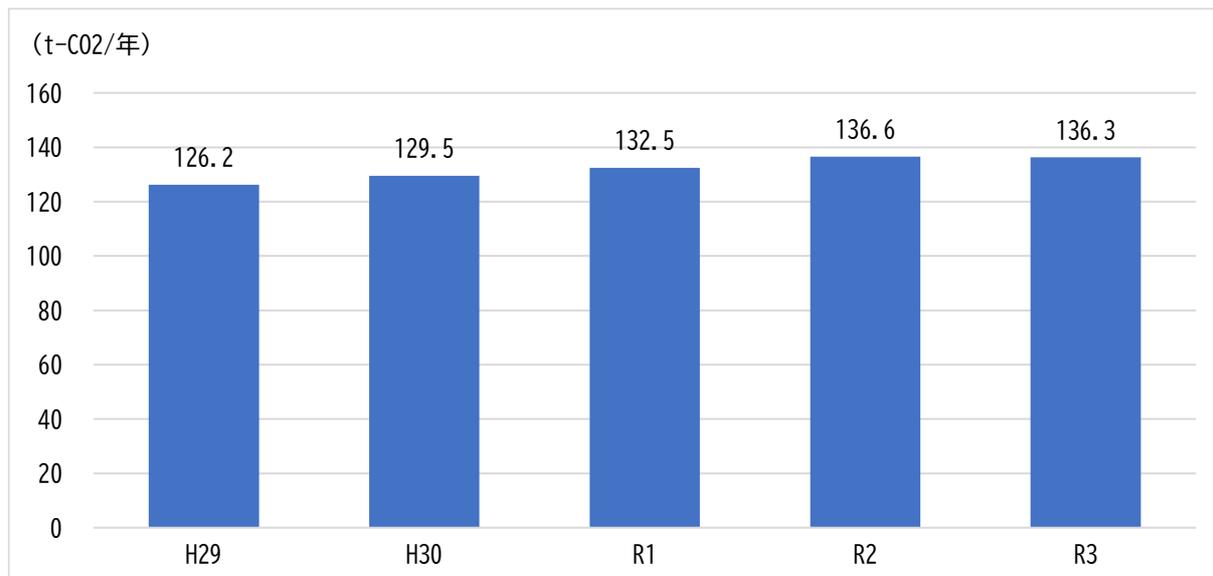
電気使用に伴う二酸化炭素排出量(tCO<sub>2</sub>) = 電気使用量 (kWh/年) × 単位使用量当りの排出量(tCO<sub>2</sub>/kWh)

単位使用量当りの排出量：0.000479tCO<sub>2</sub>/kWh（九州電力：調整後排出係数）

## 資料5-4：温室効果ガス排出量の算出 (一般廃棄物の収集運搬に伴う使用燃料量)

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3
① 廃棄物運搬車両(軽油使用量)	l/年	48,819	50,088	51,240	52,828	52,729
② 単位発熱量	GJ/kL	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7
③ 排出係数	tC/GJ	0.0187	0.0187	0.0187	0.0187	0.0187
④ 合計	t-CO <sub>2</sub> /年	126.2	129.5	132.5	136.6	136.3

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)令和4年1月 環境省・経済産業省  
軽油使用量は、市が把握している関連車両の燃料使用量



### 【算出式】

$$\text{燃料使用に伴う二酸化炭素排出量 (tCO}_2\text{/年)} = \text{燃料使用量 (kL/年)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

$$\text{排出係数} : \frac{\text{単位発熱量 } 37.7\text{GJ/kL}}{\text{排出係数 } 0.0187\text{tC/GJ}}$$



## 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発 行 日置市

企画・編集 日置市 市民福祉部 市民生活課  
〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地  
電話 099-248-9448（市民生活課）

発 行 日 令和5年3月